

香川県こども計画（素案）

◆ 目次 ◆

第1 はじめに

I 計画策定の趣旨	2
II 計画の性格	2
III 計画の期間	3
IV 計画の対象	3

第2 計画の背景

I 少子化の状況	7
II 少子化の要因	10
III 家庭の状況	18
IV 就労・働き方の状況	20
V 保育所等、放課後児童クラブの利用状況	24
VI こども・若者を取り巻く環境	26
VII こども基本法について	35

第3 計画の考え方

I 基本理念	39
II 基本的視点	40
III 基本方針	40
IV 施策体系	41
V 減少する出生数の反転に向けて	42

第4 施策の推進

I こどものライフステージを切れ目なくサポート	47
【こどもの誕生前から幼児期まで】	47
1 妊娠前から幼児期までの切れ目ない支援	48
2 幼児教育・保育の充実	51
【学童期・思春期】	53
3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進	54
4 こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくり	57
5 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	59
【青年期】	61
6 高等教育の修学支援、高等教育の充実	62

7 若者の経済的基盤の安定への支援	63
8 出会い・結婚を希望する若者への支援	65
【成長過程を切れ目なく支える環境づくり】	66
9 成長を支える機会の創出と環境づくり	67
10 健やかな成育のための保健・医療体制の充実	72
11 こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進	74
12 こどもの安全を確保するための活動の推進	76
13 こども・若者が自分らしく意見を表明できる社会の実現	79
 II 困難に直面することもへのサポート	80
1 こどもの貧困の解消	81
2 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもの支援	83
3 児童虐待の防止と社会的養育の推進	85
4 いじめや不登校に対する取組み	89
5 悩みや不安を抱えるこども・若者等を支える取組み	91
 III 子育て当事者を社会みんなでサポート	93
1 子育て世帯の経済的負担の軽減	94
2 地域における子育て支援	96
3 共働き・共育の推進	98
4 ひとり親家庭への支援	100

第5 教育・保育の量の見込みと確保方策等

I 教育・保育の量の見込みと確保方策	105
II 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	111

第6 計画の推進に向けて

I こども・若者の意見聴取の取組み	117
II 計画の進捗状況の点検・評価	117
III 目標指標（目指したい姿を示す指標）	117
IV 検証指標（実態の変化を注視しつつ、施策の検証につなげる指標）	118

第I はじめに

I 計画策定の趣旨

II 計画の性格

III 計画の期間

IV 計画の対象

第Ⅰ はじめに

I 計画策定の趣旨

- 本県では、平成 27 年 3 月に「香川県健やか子ども支援計画」（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）を策定し、また、令和 2 年 3 月には、これまでの取組みの成果を引き継ぎつつ、「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」を策定し、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- しかしながら、加速度的に進む少子化に歯止めがかからず、少子化による子どもの成育環境への影響、地域の活力の低下、超高齢化による社会保障制度における負担増大など、地域社会や経済への深刻な影響が懸念されています。さらに、子どもを取り巻く状況は、児童虐待対応件数の増加や、子どもの貧困の問題、いじめや不登校の増加など、様々な要因が複合的に重なり合い、困難な状況が続いている。また、地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、情報通信技術の急速な進展など、子どもを取り巻く環境の変化は激しく、将来を予測することが困難な時代になっています。
- 令和 5 年 4 月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「子ども基本法」が施行され、さらに、同年 12 月には、国がそれぞれ作成・推進してきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が、政府全体の子ども施策の基本の方針や重要事項等を一元的に定める「子ども大綱」として策定されました。
- 本県では、子ども大綱が目指すすべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」に向けて、総合的に子ども施策を推進していくため、子ども大綱が定める基本的な方針や重要事項等を踏まえた「香川県子ども計画」を策定するものです。

II 計画の性格

- 本計画は、子ども基本法第 10 条第 1 項に基づく「都道府県子ども計画」として策定します。また、次の法律・条例に基づく計画を一体のものとして策定し、県の子ども施策に関する事項を総合的かつ一体的に定めます。
 - ① 子ども・子育て支援法第 62 条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ② 次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく「都道府県行動計画」
 - ③ 子育て県かがわ少子化対策推進条例第 7 条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」
 - ④ 子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「都道府県子ども・若者計画」
 - ⑤ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「都道府県計画」
 - ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」
 - ⑦ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第 11 条に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

- 本計画は、本県の総合計画である「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画（令和3～7年度）の「安全・安心で住みたくなる香川をつくる『県民 100 万人計画』」のうちの「子育て支援社会の実現」のための個別計画となっています。
- 本計画は、「健やか香川 21 ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「香川県教育基本計画」、「香川県就学前教育振興指針」、「香川県社会的養育推進計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。

III 計画の期間

- 本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
ただし、社会情勢に大きな変化がある場合等は、必要に応じて見直します。
なお、子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画に係る部分については、令和7年度から令和 11 年度までの教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容となっています。

IV 計画の対象

- 本計画は、子ども・若者、子育て当事者、子ども・若者を取り巻く様々な主体（保育所等、学校、地域、企業、関係団体等）、すべての県民を対象とします。「子どもまんなか」の趣旨を踏まえ、子どもをはじめ、計画の対象である様々な主体の意見の反映に努めます。
- 本計画では、原則「子ども」と表記します。ただし、以下の場合には、「子ども」「児童」「生徒」「青少年」などを使い分けています。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
 - ② 固有名詞を用いる場合
 - ③ 他の語との関係で「子ども」表記以外の語を用いる必要がある場合
- 「子ども」の定義について、子ども基本法第2条に規定される定義と同様に、「心身の発達の過程にある者」とします。18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れることがないよう、「子ども」のそれぞれの状況に応じて支えていくことを示したものです。また、子ども大綱においてもその発達の段階について、以下のように区分されています。
 - 「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）
 - 「学童期」（小学生年代）
 - 「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）
 - 「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象）
- 「若者」の定義について、「思春期」及び「青年期」の者とします。「子ども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、ポスト青年期も含む幅広いライフステージを通した施策において、わかりやすく示すという観点から、「若者」を用いることとします。

第2 計画の背景

- I 少子化の状況
- II 少子化の要因
- III 家庭の状況
- IV 就労・働き方の状況
- V 保育所等、放課後児童クラブの利用状況
- VI こども・若者を取り巻く環境
- VII こども基本法について

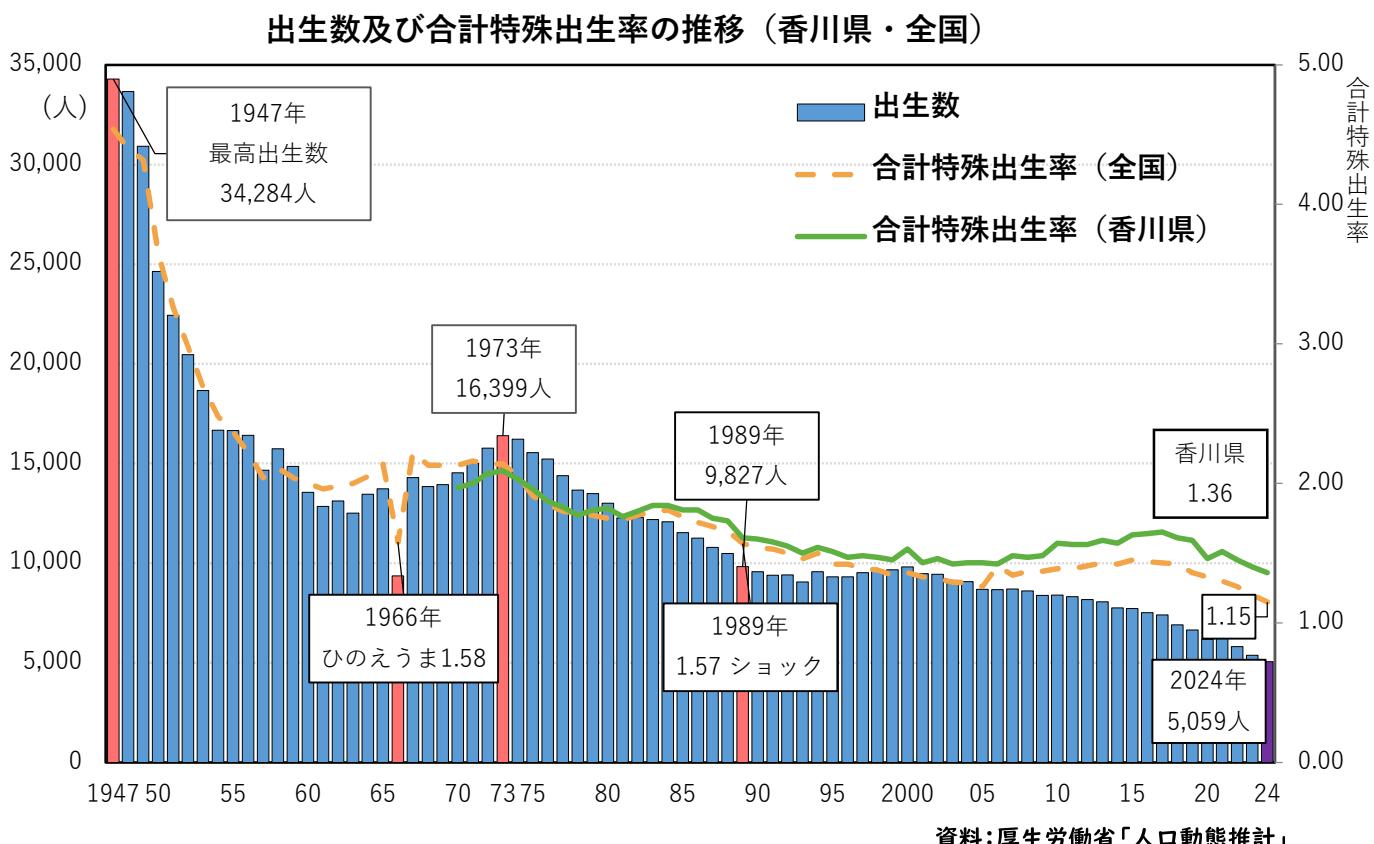
第2 計画の背景

I 少子化の状況

(1) 出生数と合計特殊出生率

本県の出生数は、1947年をピークとするいわゆる第1次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、1973年には16,399人を記録（第2次ベビーブーム）したものの、1974年からは再び減少に転じ、1989年以降は1万人を割って推移しています。さらに、直近10年間で減少のスピードが加速し、減少率が大きくなっています。その中で2000年前後には第2次ベビーブーム世代が親世代となり、出生数がわずかに増加した時期があり、現在、この世代が20歳代後半を迎えています。

2024年では、過去最低の5,059人となったものの、直近10年間の減少率に比べると、やや改善が見られました。合計特殊出生率は、2024年では、過去最低の1.36で、全国平均は上回っていますが、現状の人口を維持するために必要とされる水準である2.07を大きく下回っている状況です。



※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

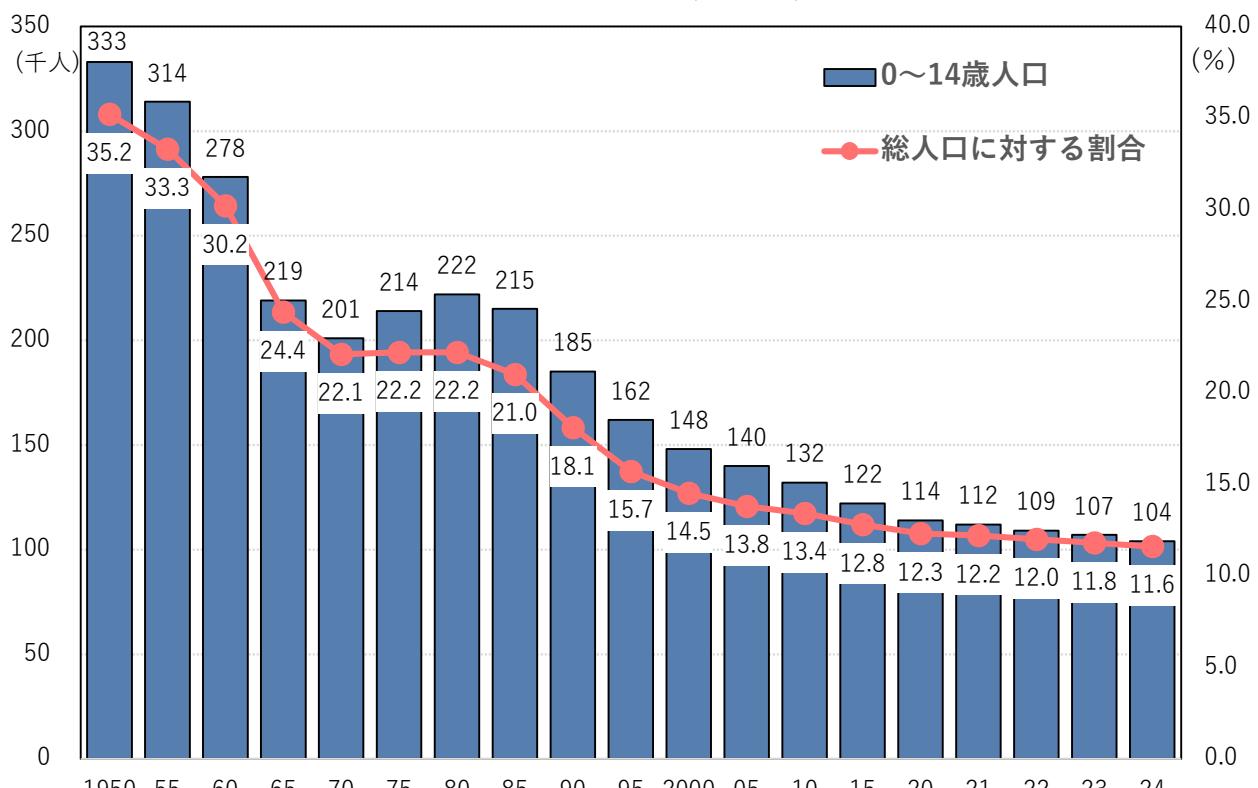
$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母親の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \times 15 \text{歳から} 49 \text{歳までの合計}$$

(2) こどもの数の減少と将来推計人口

本県の年少人口（0～14歳）は、1980年代以降は減少の一途を辿り、2024年では、10万4千人となっています。また、総人口に占める年少人口の割合については、1980年には22.2%ありましたが、2024年は11.6%と大幅に減少しています。

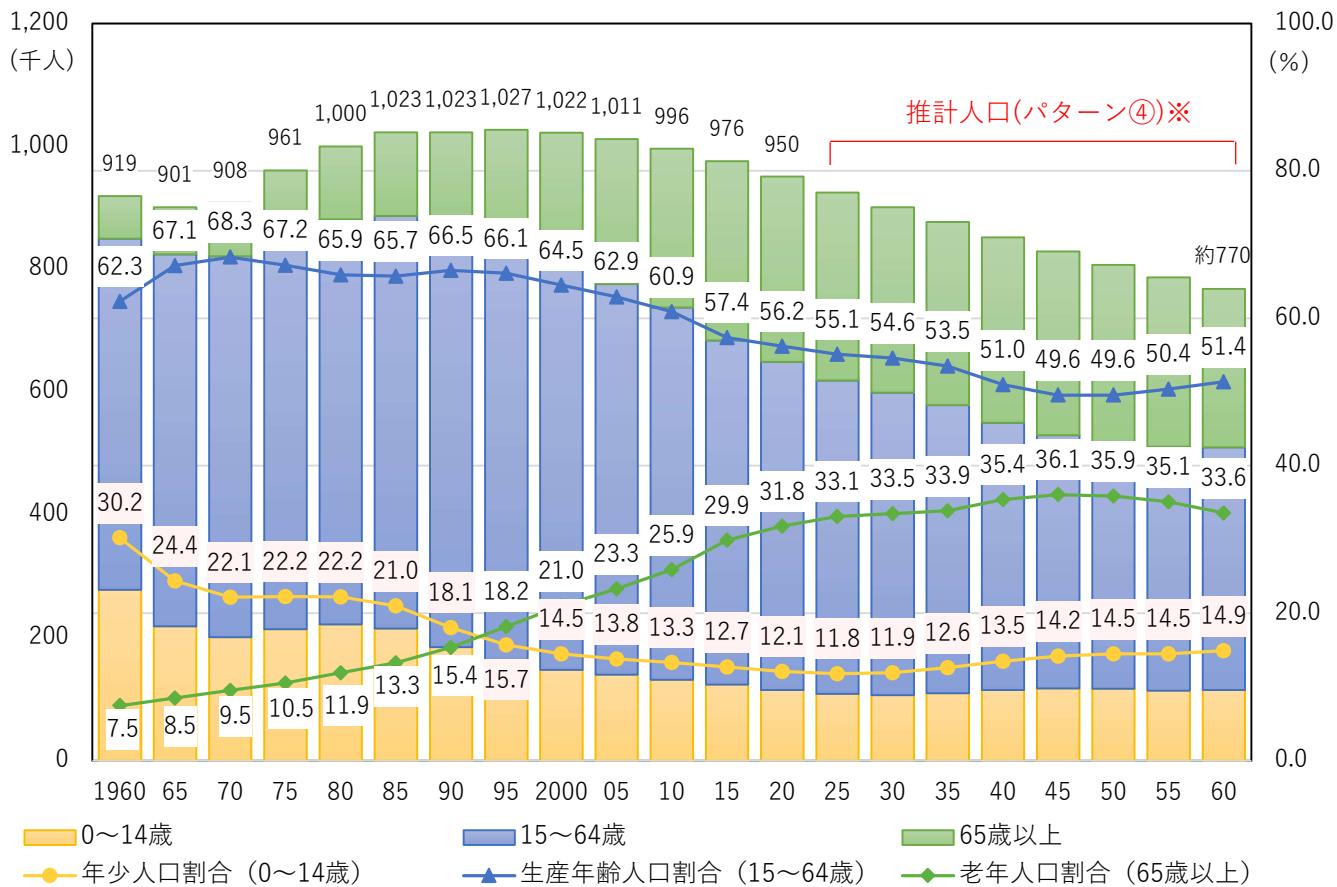
本県では、人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響を踏まえ、「かがわ人口ビジョン」（令和2年3月改訂）において合計特殊出生率が上昇（2030年に1.8程度、2040年に2.07程度）し、かつ、2024年以降社会増1,000人／年が継続するとした場合の推計を踏まえ、2060年に人口約77万人を維持する目標を掲げたところであり、この目標の実現の観点からも本計画に基づく各種施策の取組みが求められています。

年少人口の推移（香川県）



資料：総務省「国勢調査」1950年～2020年 「香川県人口移動調査」2021年～2024年

総人口・年齢（3区分）構成の推移・長期的見通し（香川県）



資料：香川県「かがわ人口ビジョン（令和2年3月改訂）」

2025年以降は、「本県の人口の長期的見通し」パターン④(※)の係数により作成

※国立社会保障・人口問題研究所準拠から、合計特殊出生率が上昇（2030年に1.8程度、2040年に2.07程度）し、

かつ、2024年以降社会増1,000人/年が継続する場合

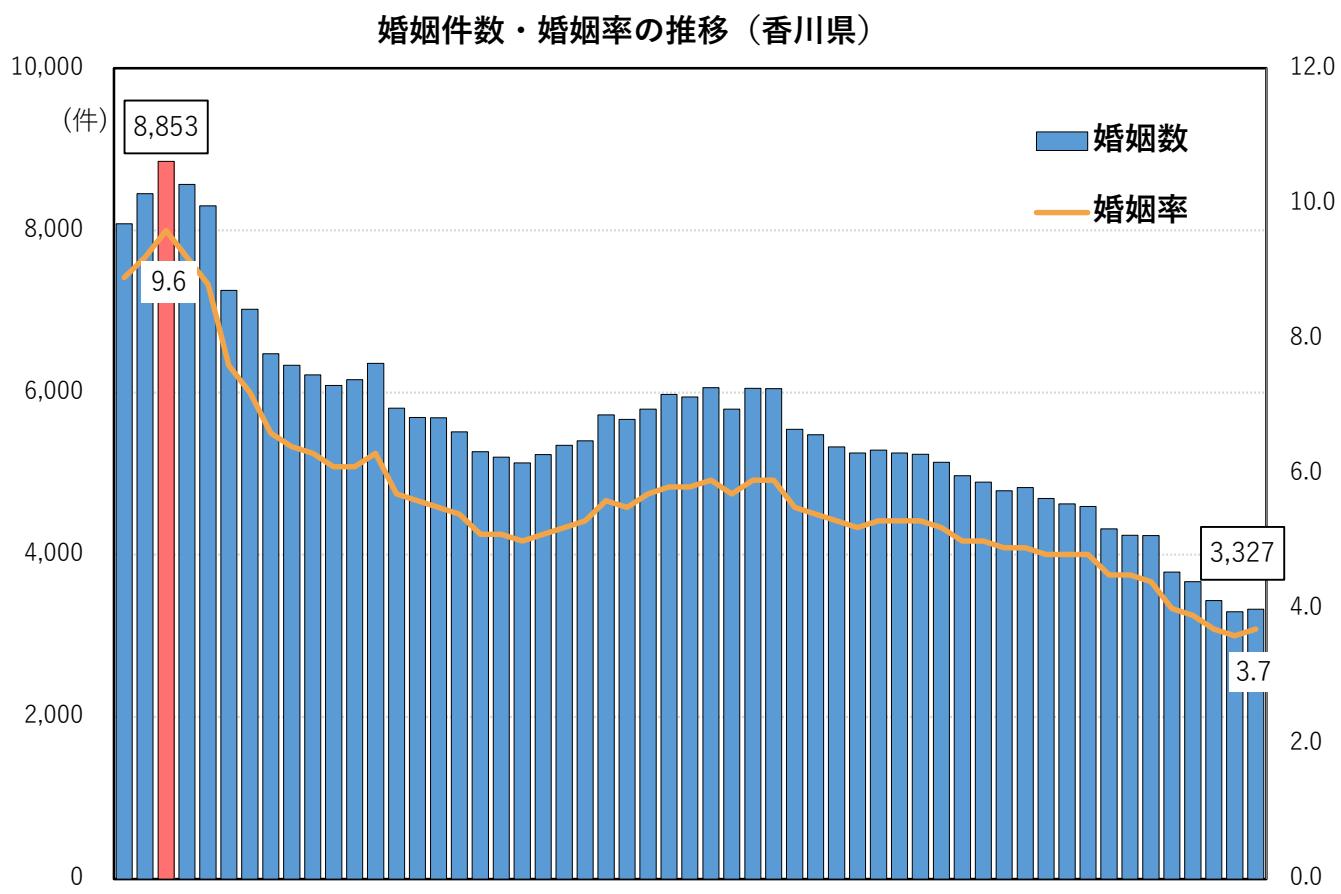
II 少子化の要因

(1) 婚姻と出産の状況

① 香川県の婚姻数

本県の婚姻数は、いわゆる第1次ベビーブーム世代が 25 歳前後であった 1972 年に 8,853 件を記録したものの、以降は増減を繰り返しながら、減少傾向で推移してきました。

2024 年では 3,327 件となり、前年をわずかに上回りました。

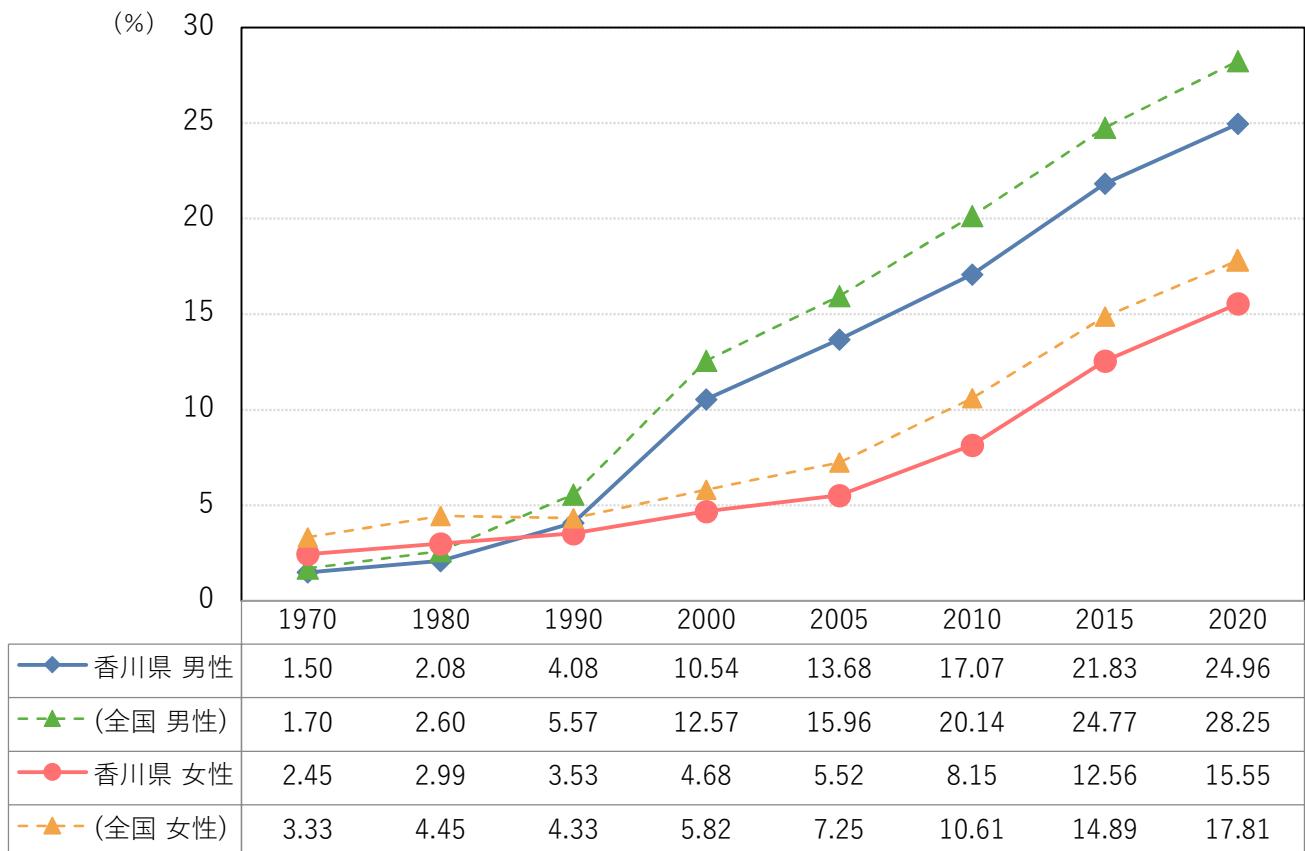


資料：厚生労働省「人口動態推計」

② 50 歳時未婚率

いわゆる生涯未婚率である 50 歳時未婚率の本県の状況は、2020 年では、男性が 24.96%、女性が 15.55% となっており、男性の約4人に1人が、女性の約6人に1人が未婚の状況となっています。

50 歳時未婚率の推移（香川県・全国）



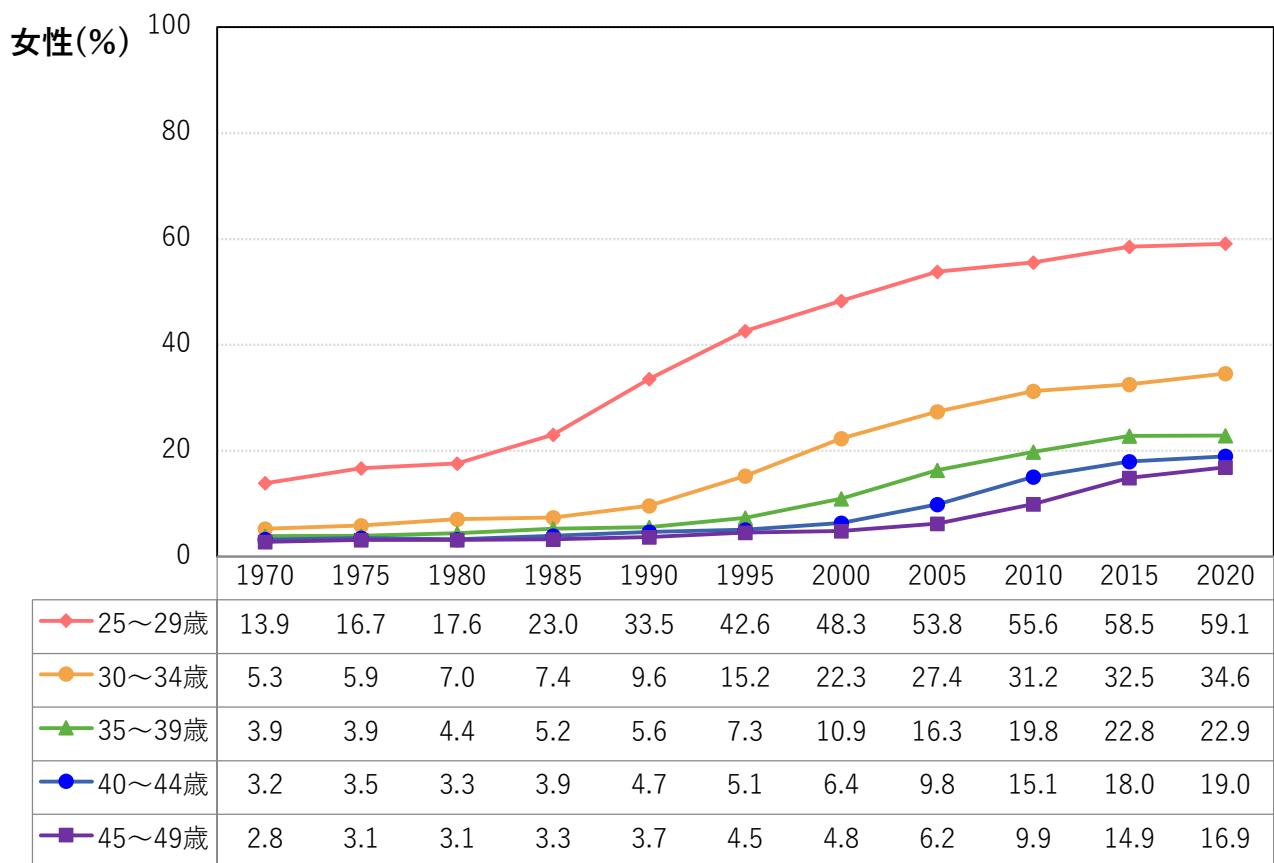
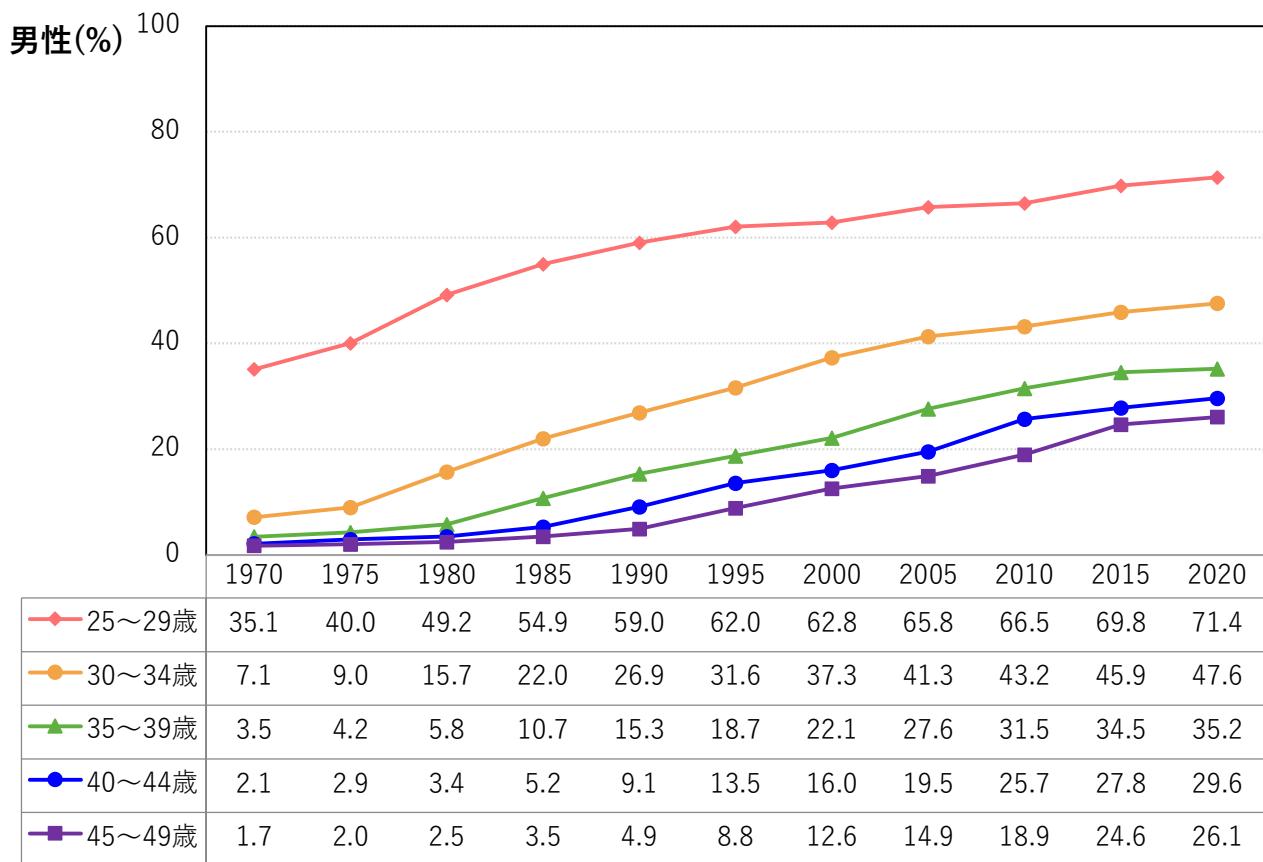
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

※50 歳児未婚率：45～49 歳と 50～54 歳未婚率の平均値

③ 香川県の年齢階級別未婚率

年齢階級別の未婚率は、いずれの世代においても上昇傾向にあり、2020 年では、30 代前半では男性は約半数、女性は約3割強が、30 代後半では、男性は約3割強、女性は約2割が、未婚の状況となっています。

年齢階級別未婚率の推移（香川県、男性・女性）



資料：総務省「国勢調査」

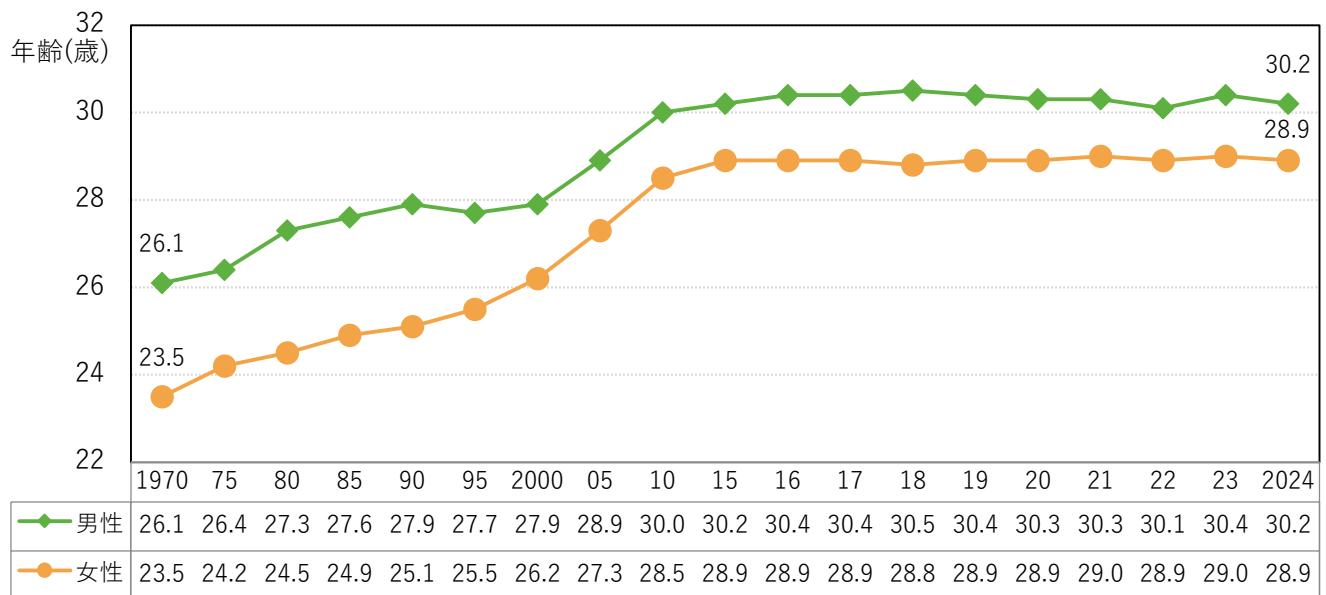
※配偶関係不詳を除く人口を分母として算出

④ 香川県の平均初婚年齢と出生順位別出生時の母親の平均年齢

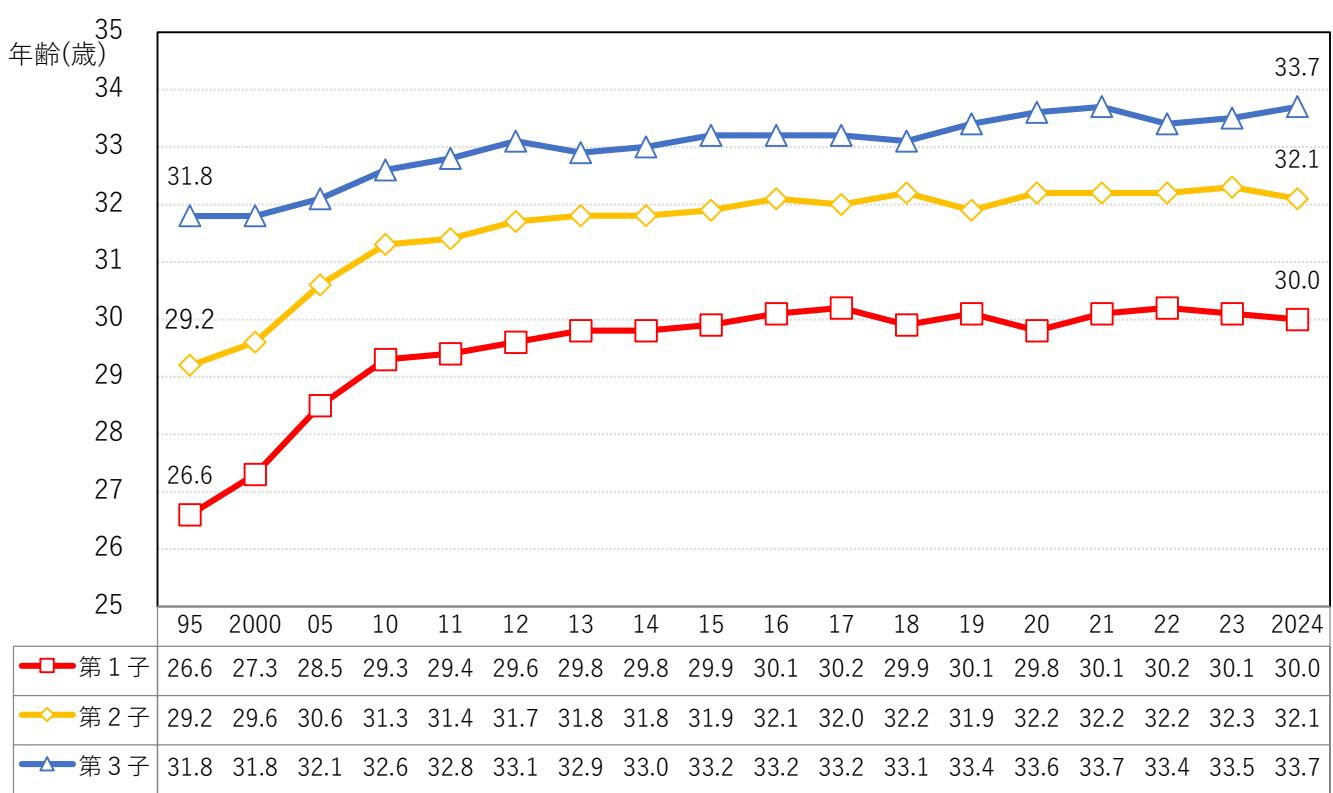
本県の平均初婚年齢は、男女とも年々上昇しており、近年は高止まりしています。

また、出生時の母親の平均年齢も、同様の傾向にあります。

平均初婚年齢の推移（香川県、男性・女性）



出生順位別出生時の母親の平均年齢の推移（香川県）

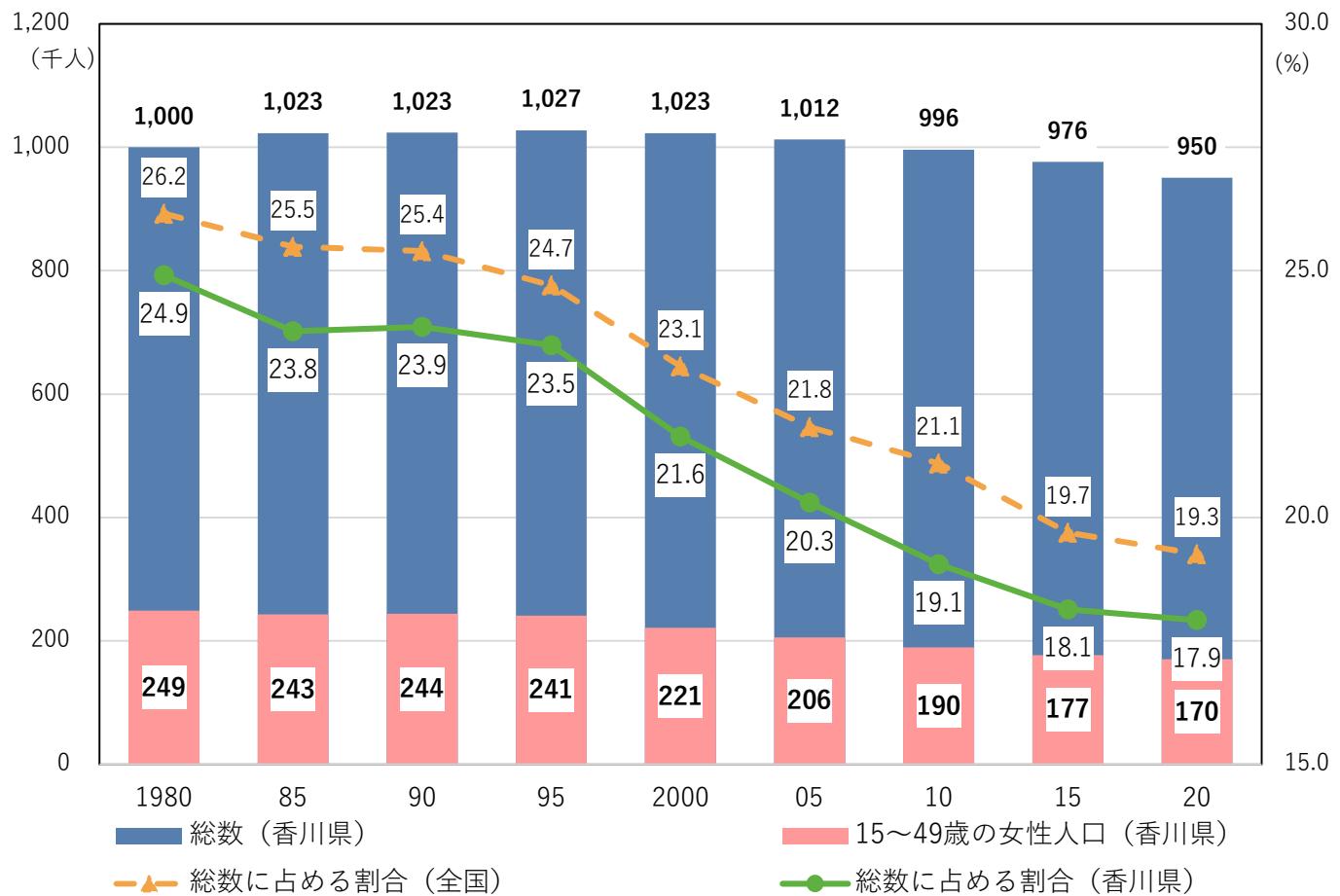


資料：厚生労働省「人口動態推計」

(2) 若年女性の状況

本県の若年女性人口（15～49歳女性人口）も減少傾向にあり、さらに、総人口に占める若年女性人口の割合についても減少しており、全国平均を下回っています。

総人口・若年女性人口の推移（香川県・全国）

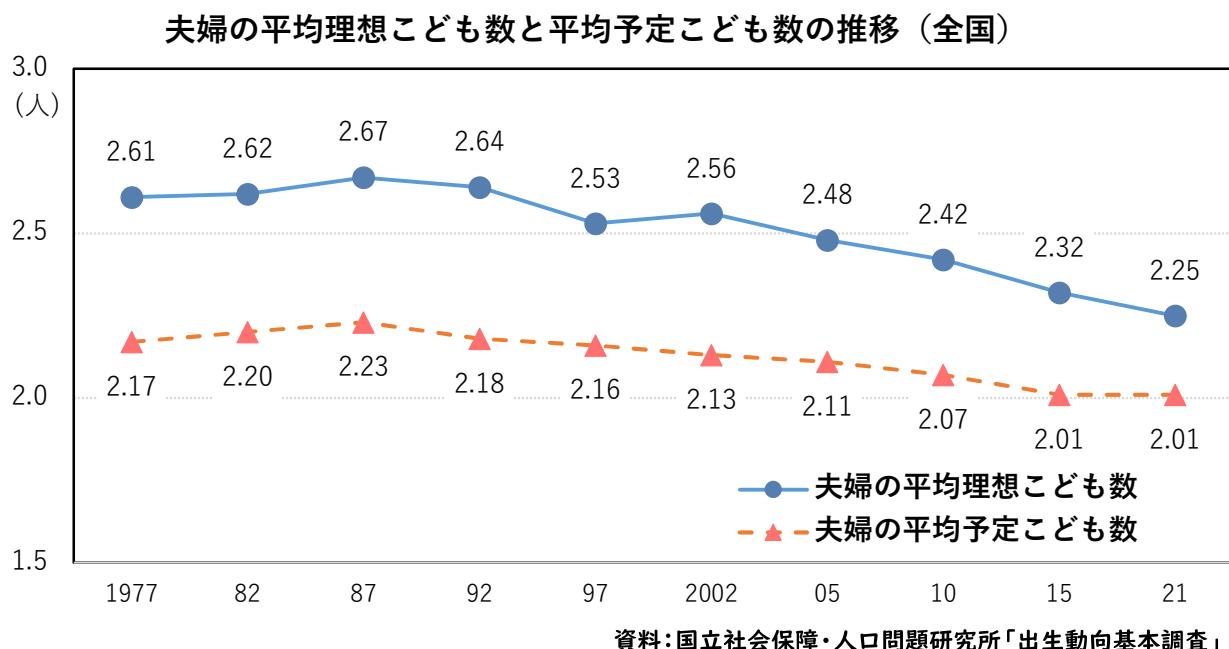


資料：総務省「国勢調査」

(3) 夫婦の出生子どもの数の状況

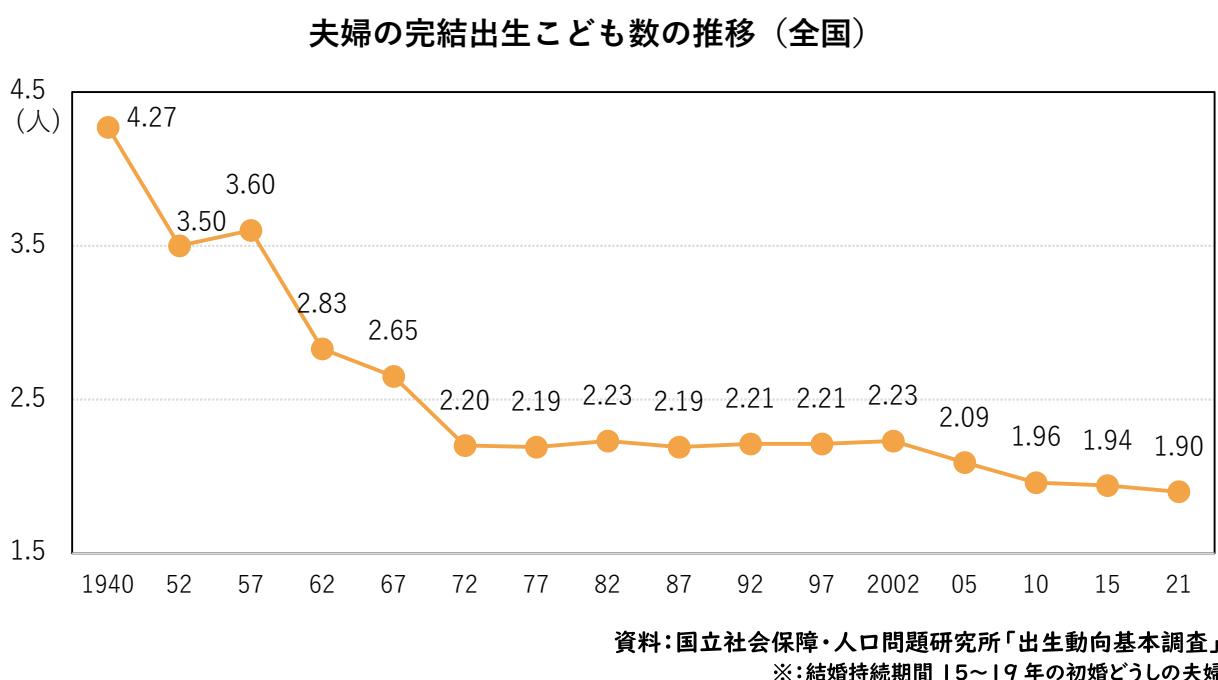
① 夫婦の平均理想子どもの数と平均予定子どもの数

夫婦にたずねた理想的な子どもの数（平均理想子どもの数）は、わずかずつではありますが低下する傾向にあり、また、実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子どもの数）も漸減傾向が続いています。



② 完結出生子どもの数

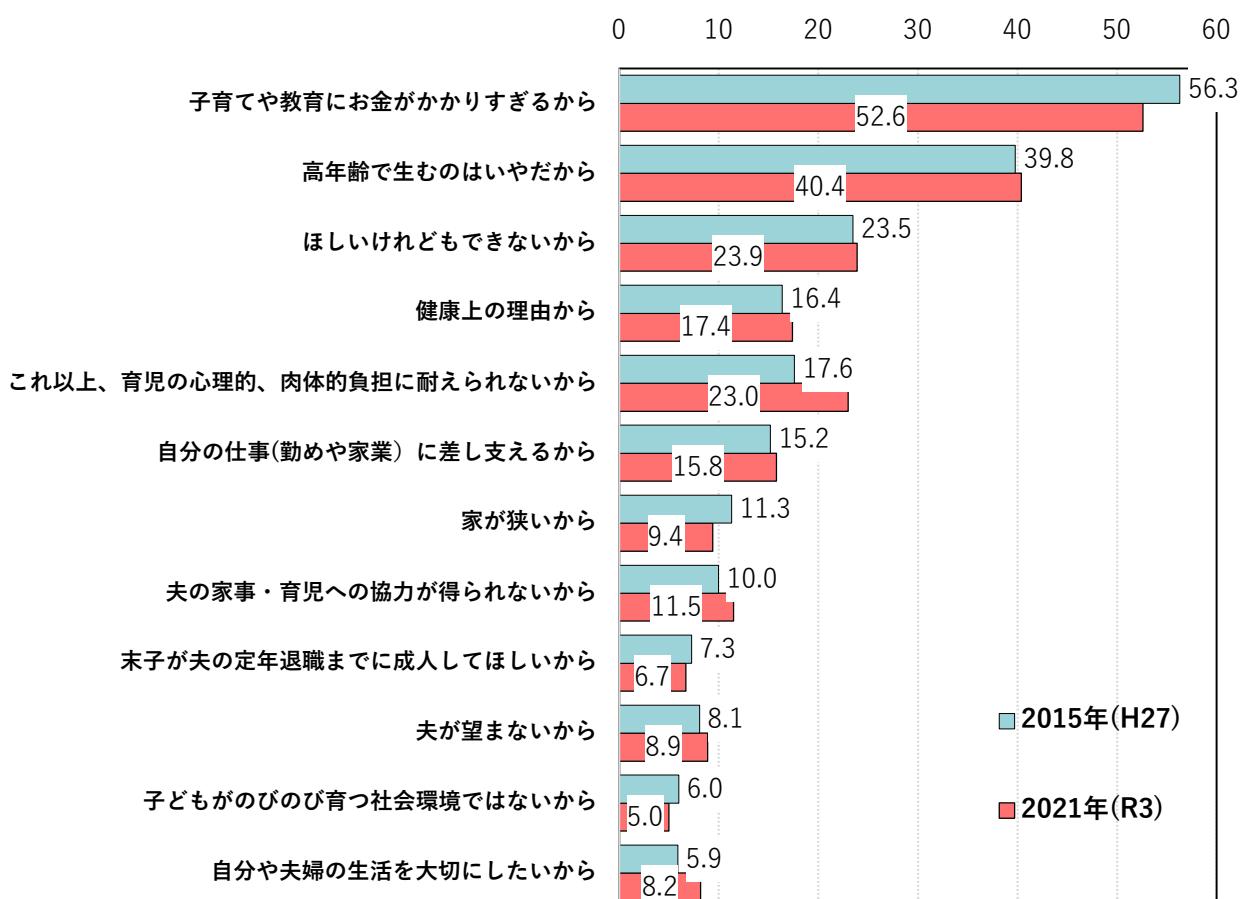
夫婦の完結出生子どもの数も減少傾向にあり、直近の2021年では2人を下回っています。



③ 理想の子ども数をもたない理由

理想の子ども数を持たない理由として、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「ほしいけれどもできないから」の順になっています。

理想の子ども数をもたない理由（全国）



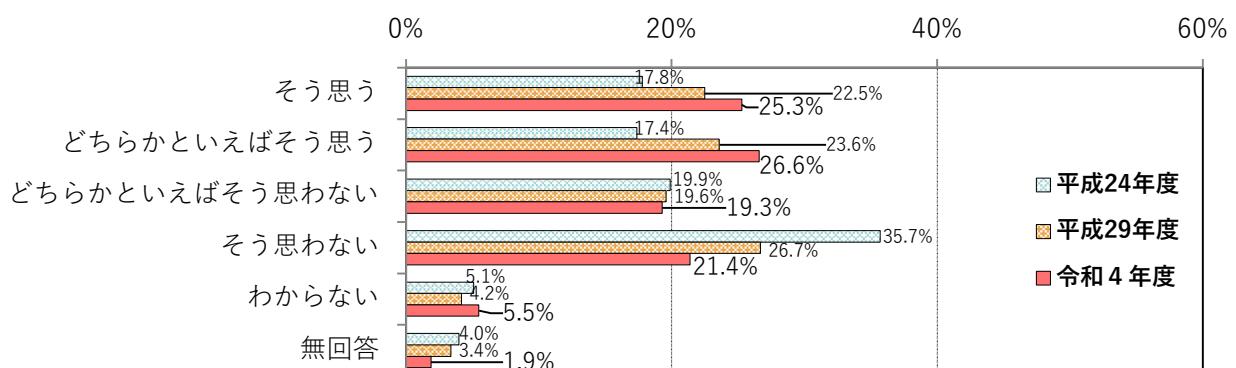
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

④ 結婚や家庭に対する考え方

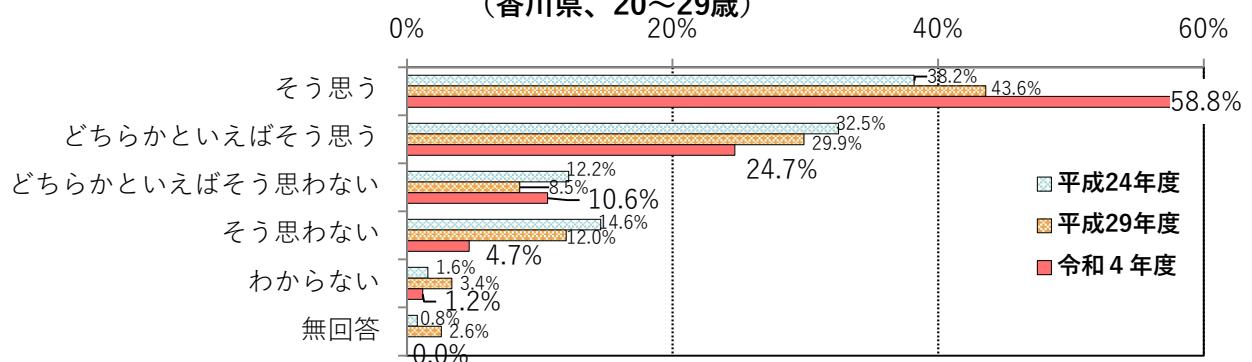
「結婚しても、必ず子どもを持つ必要はない」に、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】の割合(51.9%)が、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】の割合(40.7%)を上回り、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」と【思う】人の割合のほうが、令和4年度調査ではじめて上回りました。

年齢別にみると、令和4年度調査での「20~29歳」の【思う】は83.5%と8割を超えており、平成29年度調査(73.5%)と比べ10.0ポイント増加しています。また、令和4年度調査での「30~39歳」の【思う】は81.7%と8割を超えており、平成29年度調査(71.3%)と比べ10.4ポイント増加しています。

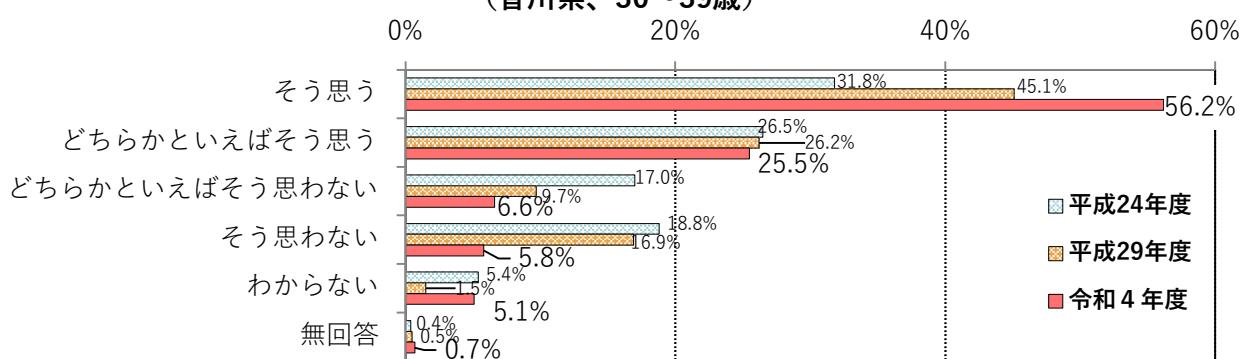
結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない（香川県）



(香川県、20~29歳)



(香川県、30~39歳)



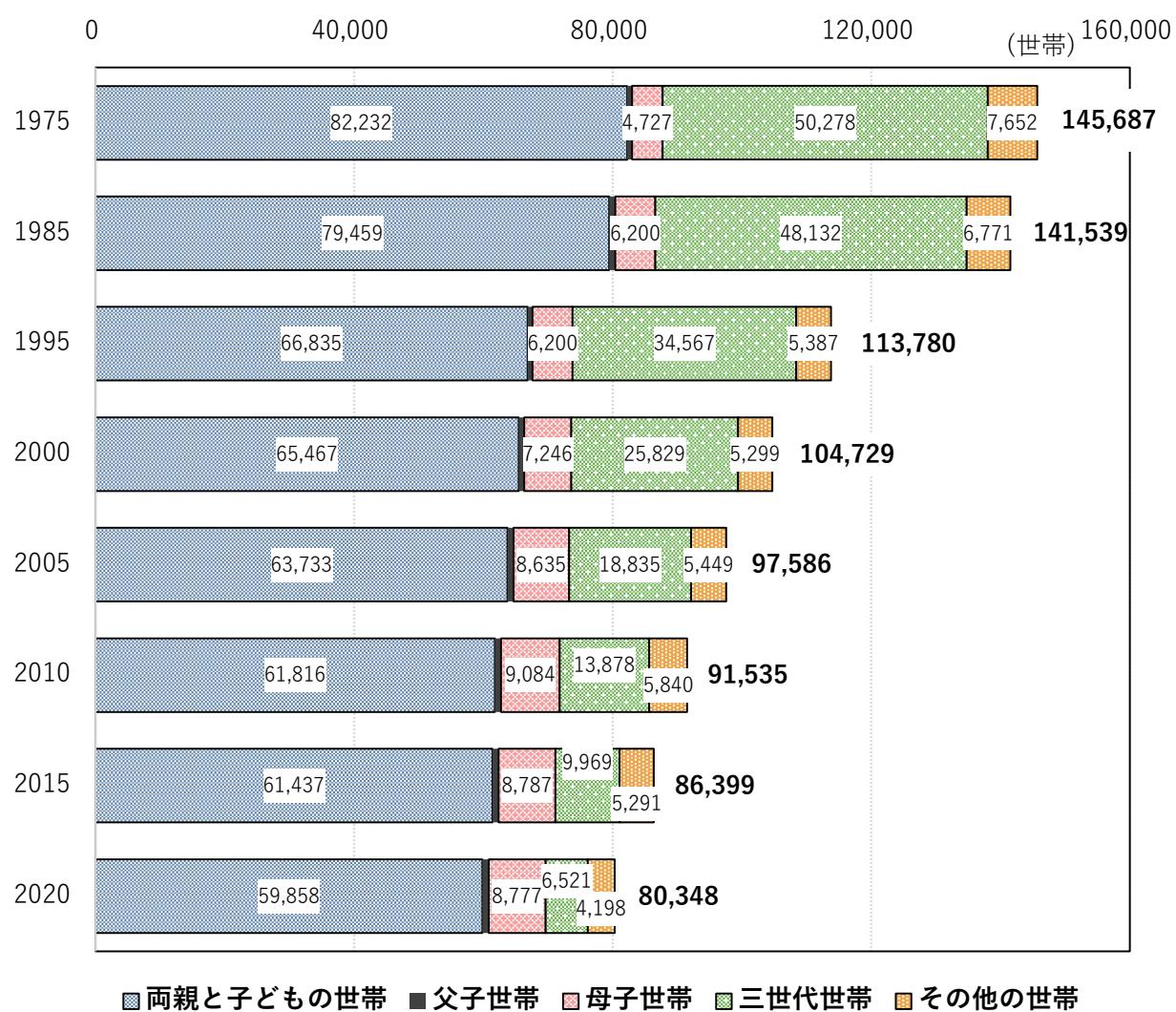
資料：香川県「県政世論調査」

III 家庭の状況

(1) 家族構成の状況

本県の18歳未満のこどもがいる世帯の総世帯数は、年々減少傾向にあります。2020年では、総世帯数は80,348世帯となっています。

18歳未満のこどもがいる世帯数の推移

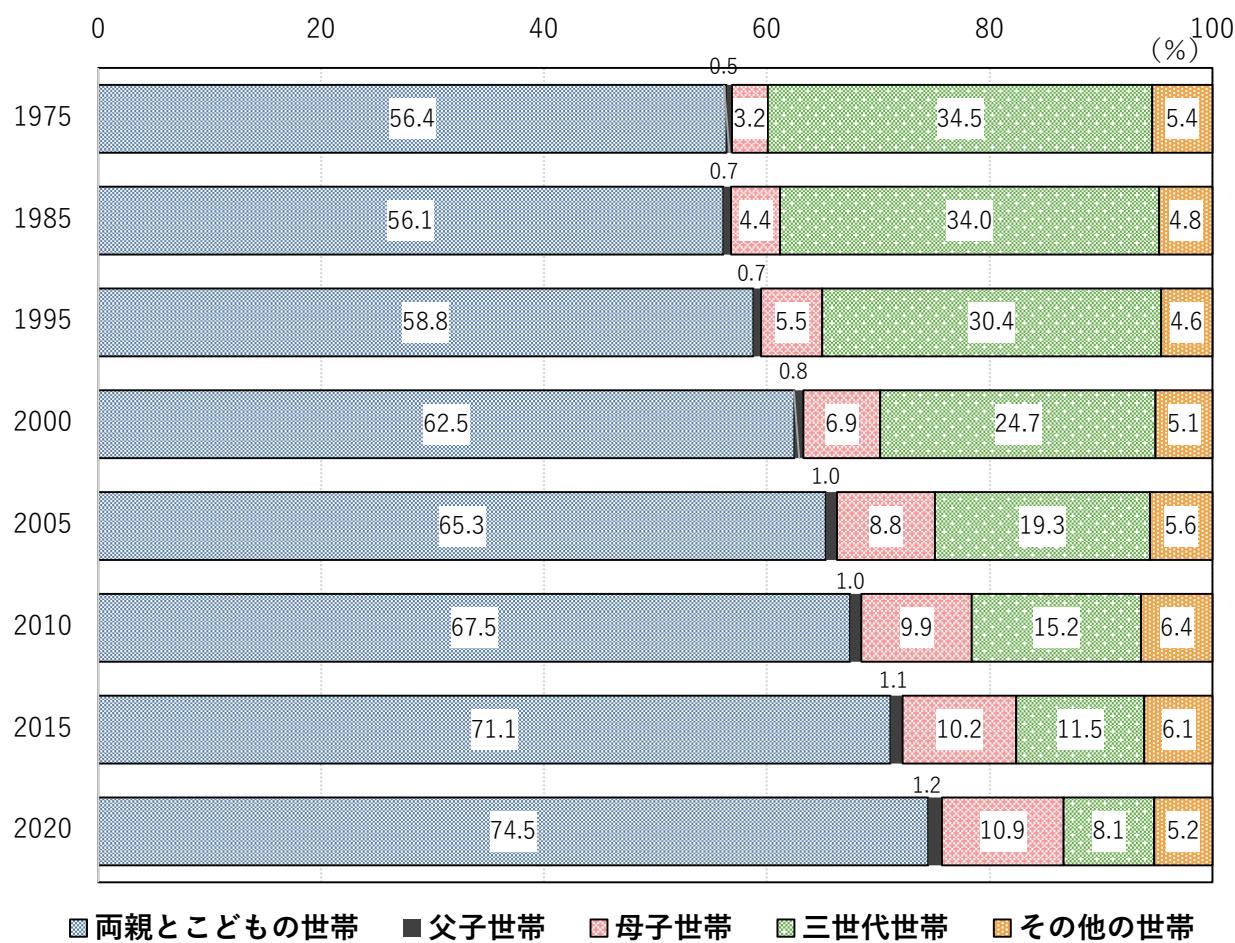


資料：総務省「国勢調査」

家族構成の割合をみると、18歳未満のこどもがいる世帯に占める核家族世帯（両親と子どもの世帯、父子世帯、母子世帯）の割合は増加傾向となっており、2020年では、86.6%となっています。

また、ひとり親家庭（父子世帯や母子世帯）の割合も増加傾向となっています。

18歳未満のこどもがいる世帯の家族構成の推移

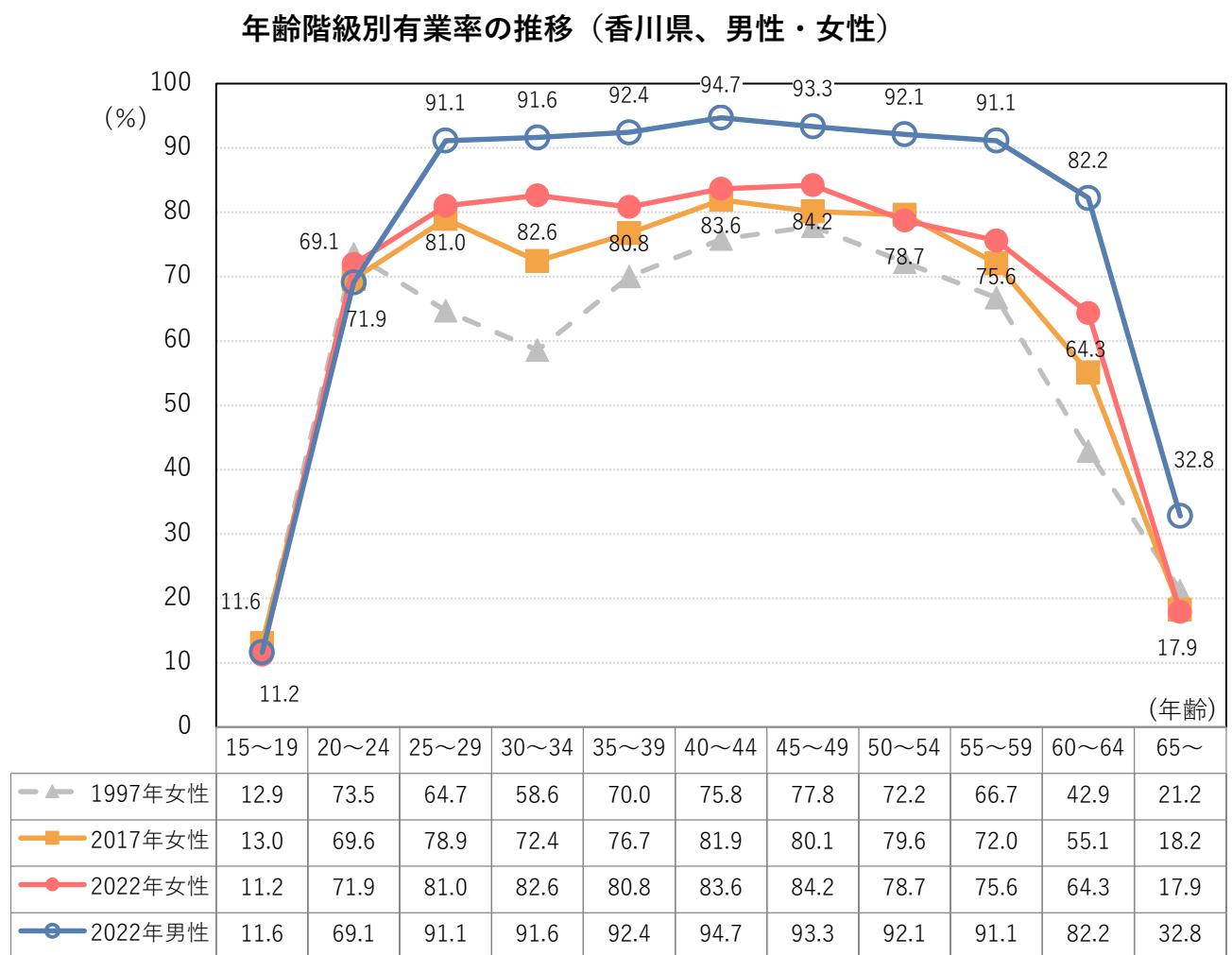


資料：総務省「国勢調査」

IV 就労・働き方の状況

(I) 労働力の状況

本県の年齢階級別有業率をみると、特に女性について、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M字カーブ」を描いていましたが、近年は「M字カーブ」の解消傾向がみられます。

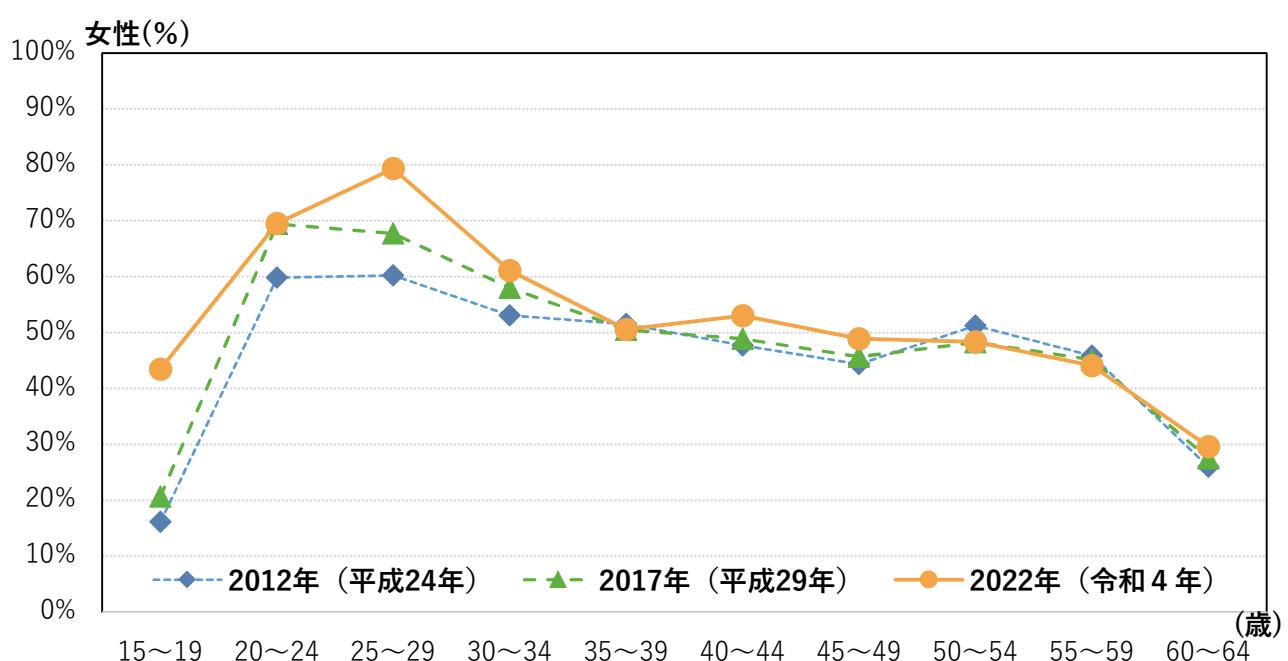
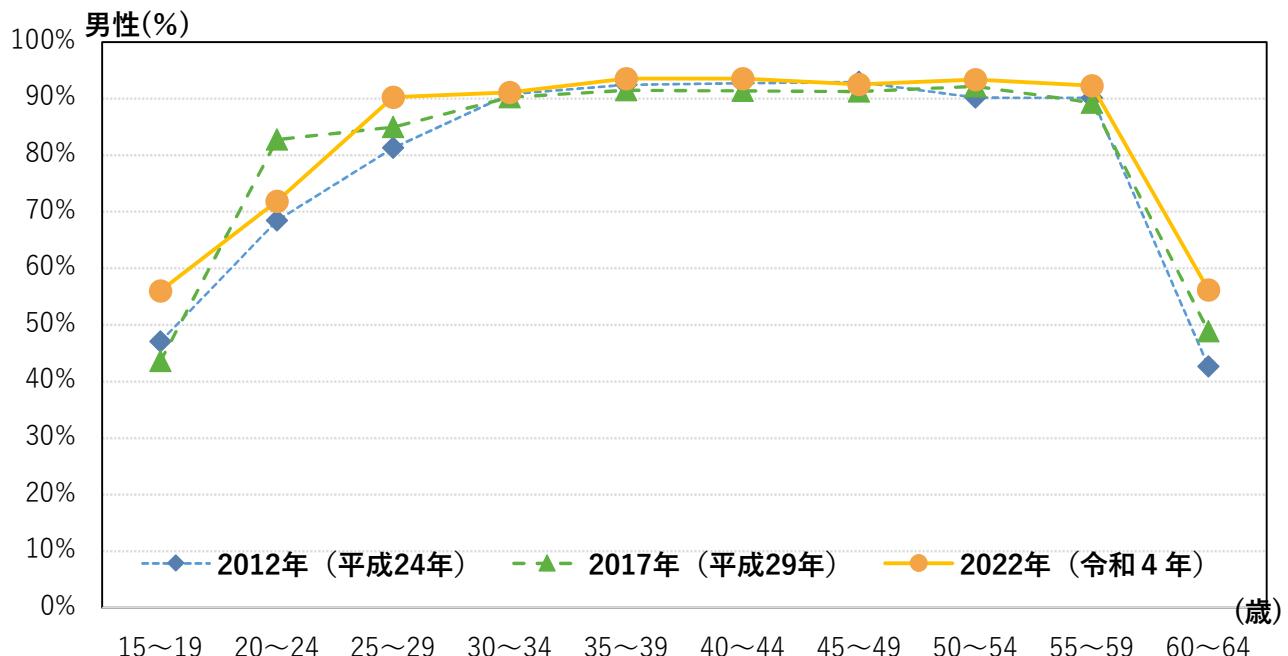


資料：総務省「就業構造基本調査」

(2) 年齢階級別正規雇用比率の状況

年齢階級別正規雇用比率を男女別にみると、男性に比べ女性は、20代後半をピークに低下し、30代以降は非正規雇用中心となる、いわゆる「L字カーブ」を描いており、出産・育児を機に非正規雇用へと働き方を変えるケースが多いことがみられます。

年齢階級別正規雇用比率（香川県、男性・女性）

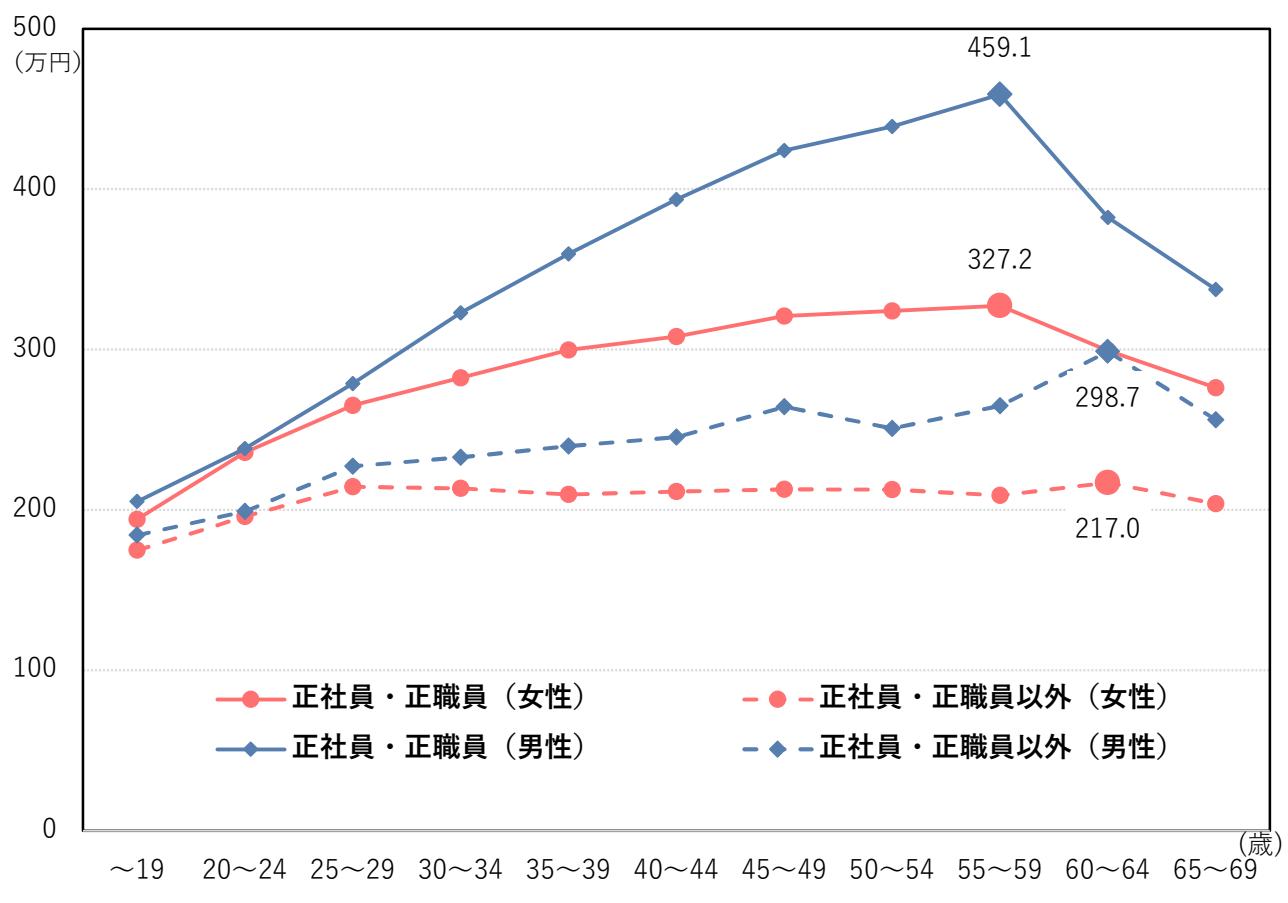


資料：総務省「就業構造基本調査」

(3) 雇用形態・男女年齢階級別賃金の状況

全国の雇用形態・年齢階級別賃金を男女別にみると、30歳以降から正社員・正職員、それ以外の労働者ともに、男女における賃金の差が大きくなり、その差が開いていく傾向がみられます。また、正社員・正職員とそれ以外の労働者では、正社員・正職員は年齢が高くなるにつれ賃金の上昇がみられますが、正社員・正職員以外の労働者は、男女とも年齢に伴う賃金の上昇があまりみられません。

雇用形態・男女年齢階級別賃金（全国、男性・女性）



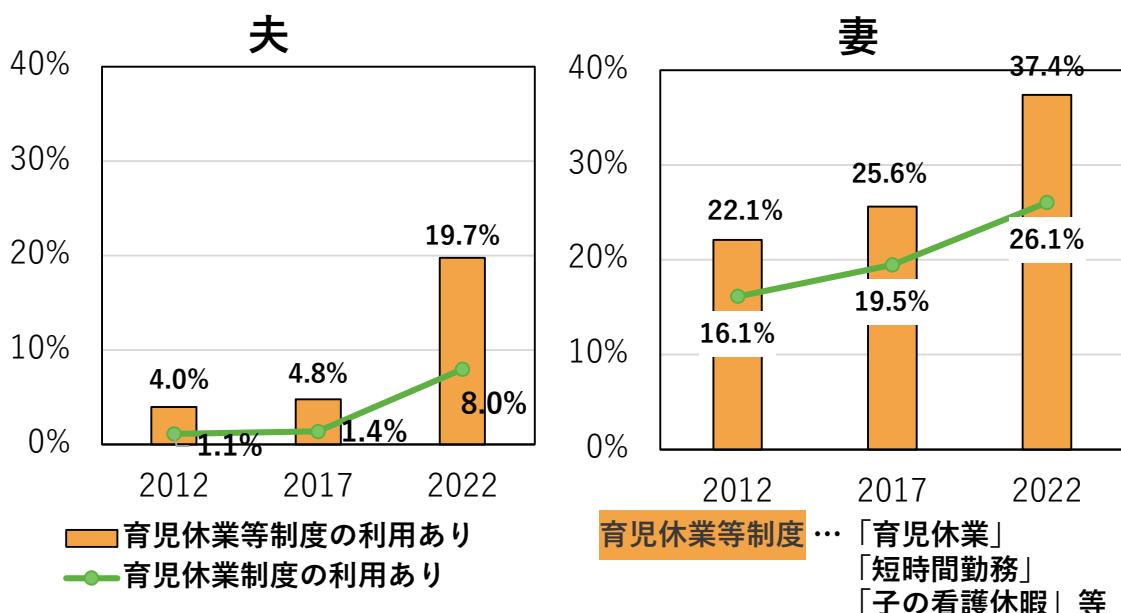
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2024年（令和6年）

※賃金とは、調査実施年6月分の所定内給与額の平均

(4) 育児休業等の利用率と家事関連時間の状況

本県の育児休業取得率は、夫・妻とも増加傾向にあります。依然として夫の取得率は妻の約半分にとどまっています。また、家事関連時間については、妻が長い傾向にあり、女性に育児等が偏る傾向がみられます。

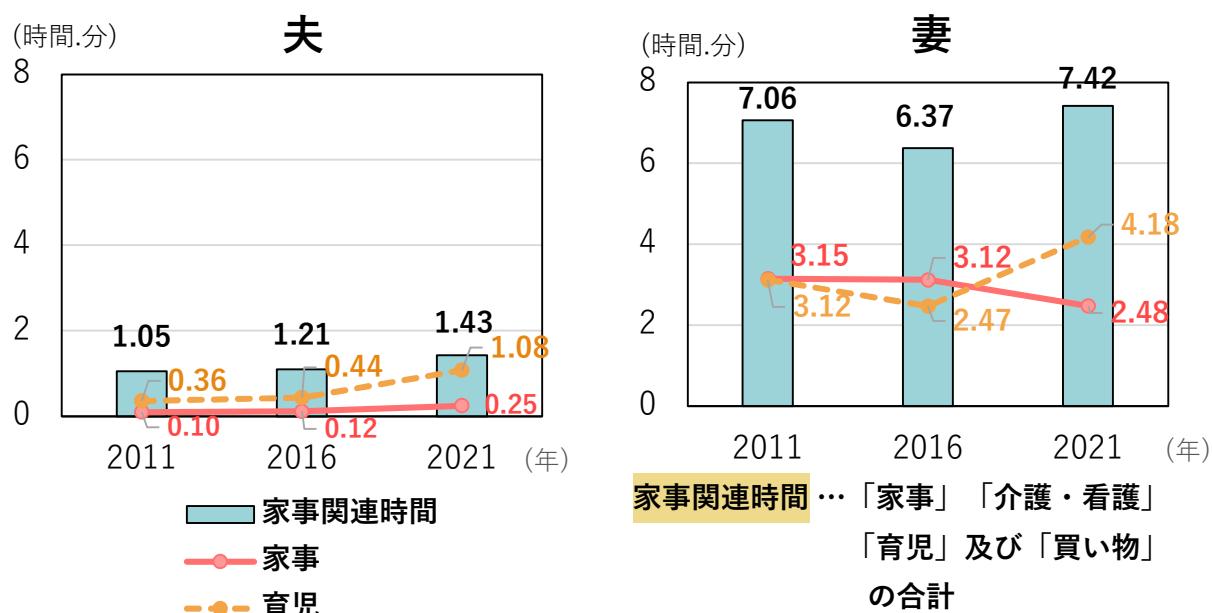
育児休業等の利用率の推移（香川県、夫・妻）



資料：総務省「就業構造基本調査」

※6歳未満のこどもを持つ世帯の総数には、非正規雇用者や無業者等を含む。

家事関連時間の推移（香川県、夫・妻）



資料：総務省「社会生活基本調査」

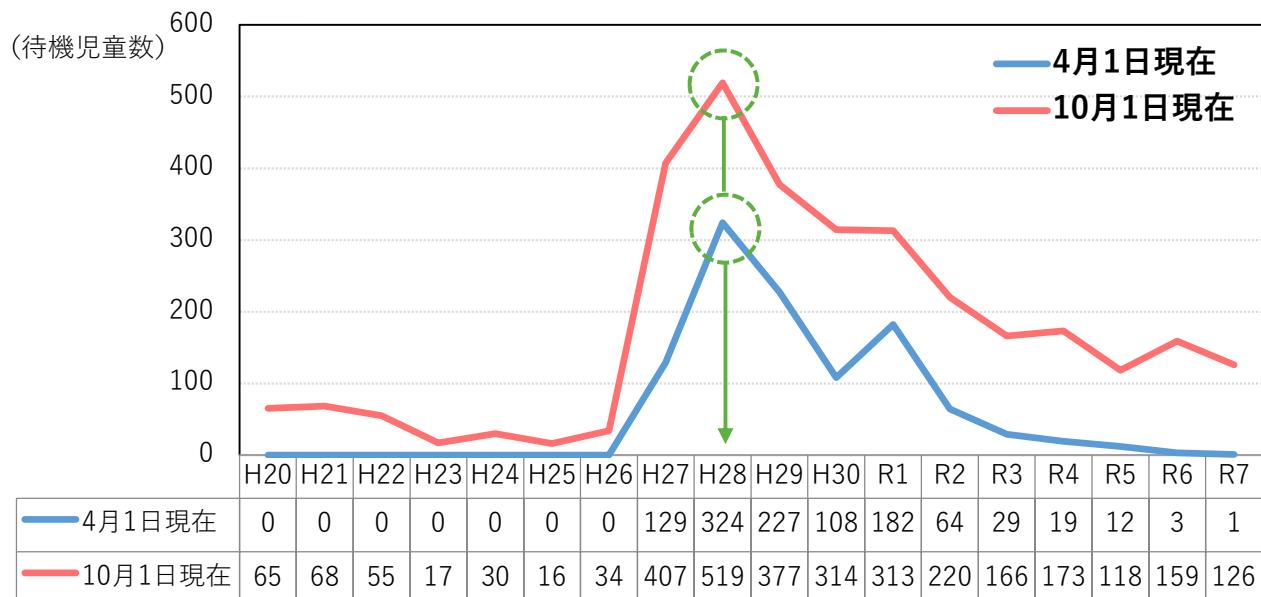
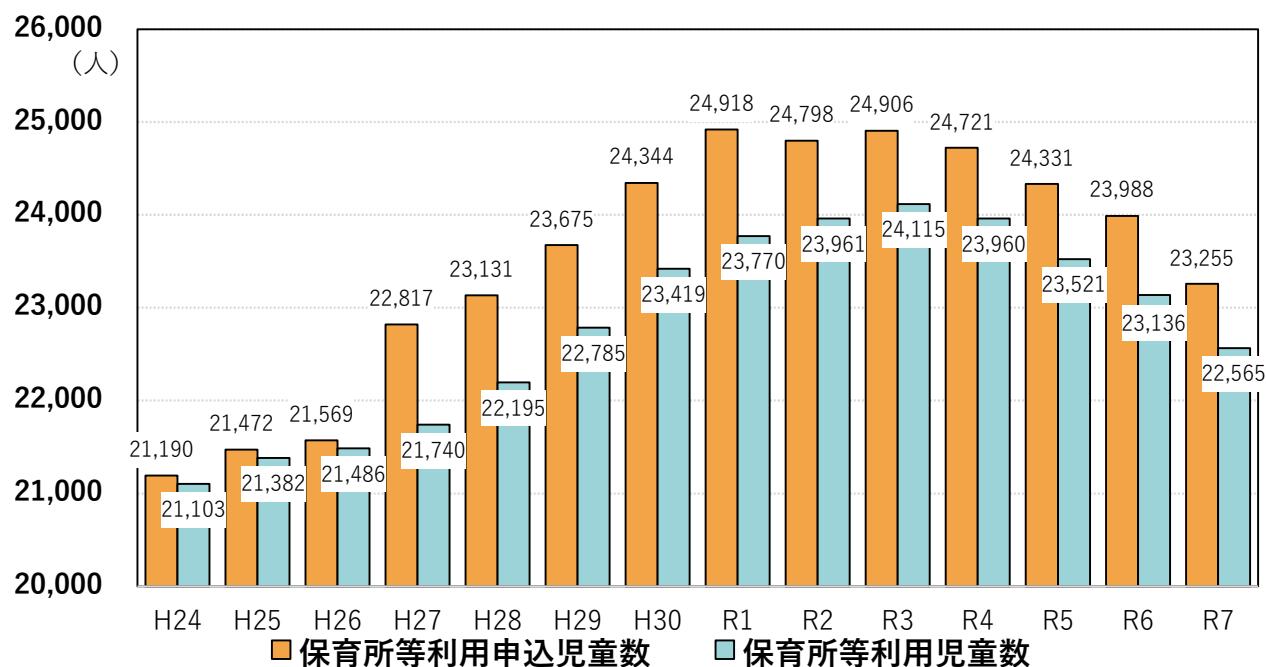
※6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事及び育児時間

V 保育所等、放課後児童クラブの利用状況

(I) 保育所等の利用状況

保育所等への利用申込児童数及び利用児童数は、子どもの数が減少する中でも、共働き世帯の増加などにより、増加傾向で推移していましたが、令和4年度からは減少に転じています。特に子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年度以降、保育施設の利用対象となる児童が拡大されたことから、利用申込児童数が大幅に増加していましたが、計画的な教育・保育の提供体制の確保の成果もあり、保育所等利用待機児童数は、年度当初（4月1日）は大幅に減少しました。ただし、年度途中（10月1日）では依然として発生しています。

保育所等における利用申込児童数及び利用児童数の推移と待機児童数の推移（香川県）

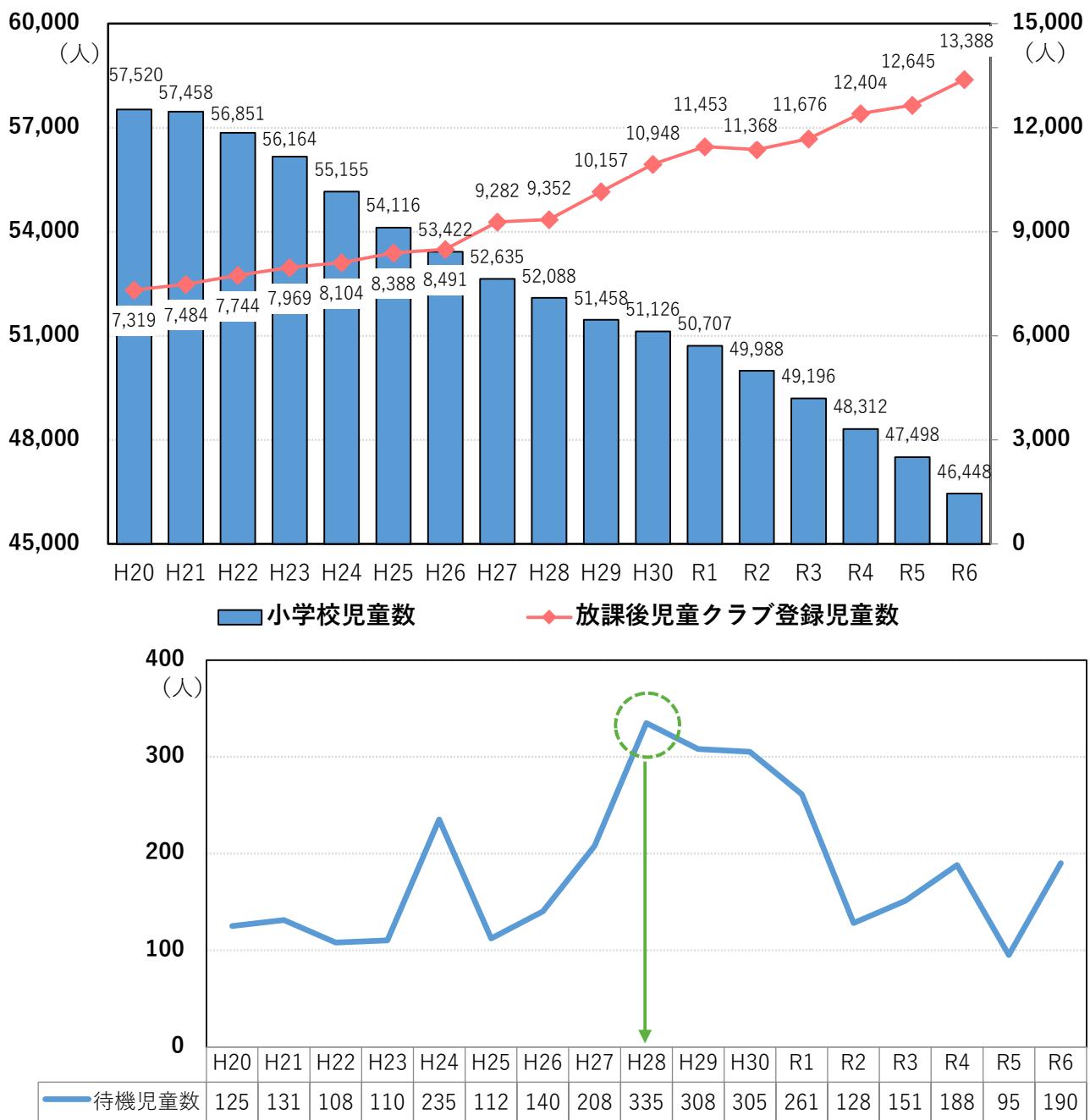


資料：香川県子ども政策課作成

(2) 放課後児童クラブの登録児童数等の状況

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブの登録児童数は、小学校児童数が減少する中で、増加傾向にあります。また、待機児童数も依然として発生しています。

小学校児童数と放課後児童クラブの登録児童数の推移と待機児童数の推移（香川県）



資料：小学校児童数 「香川県学校基本調査報告書」(各年5月1日現在)

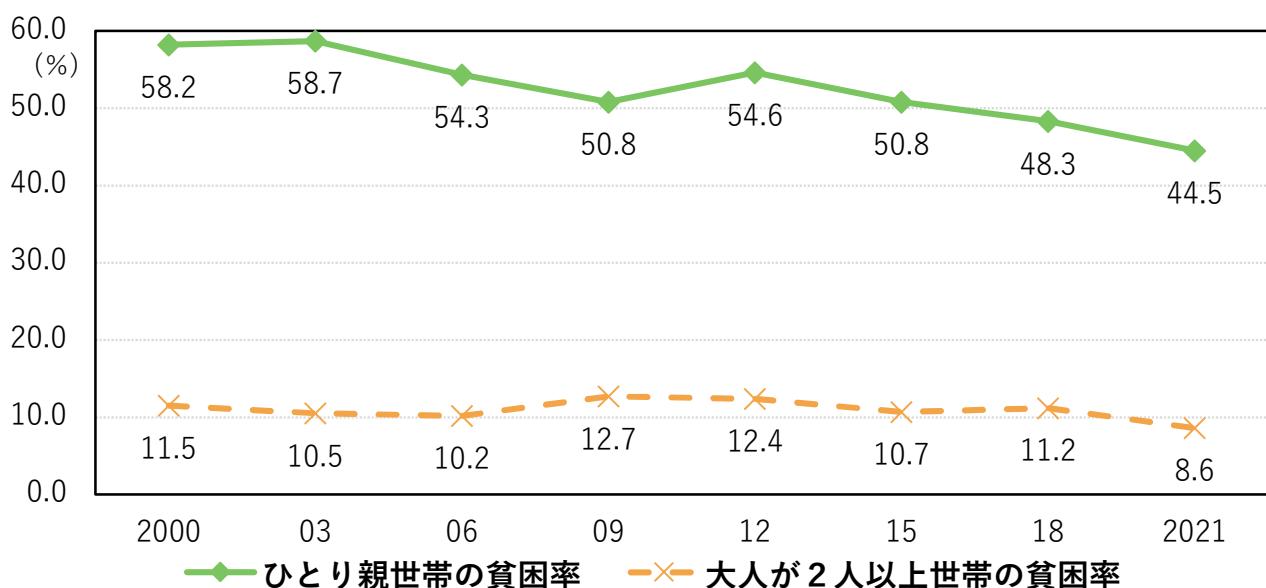
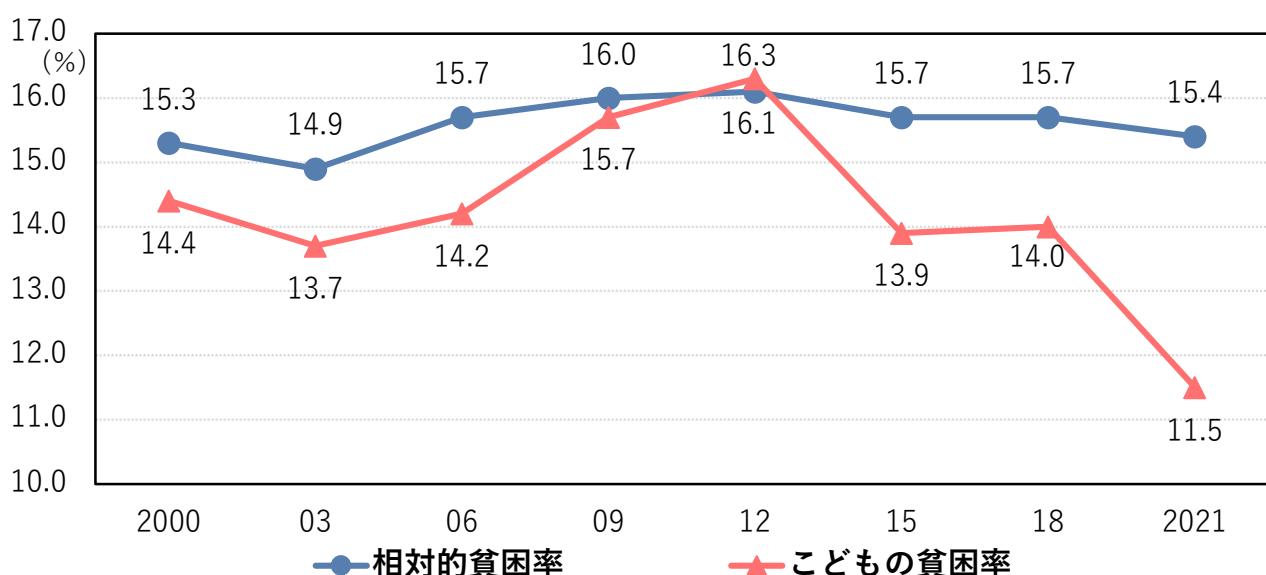
放課後児童クラブ登録児童数 香川県子ども政策課(各年5月1日現在)

VI こども・若者を取り巻く環境

(1) こどもの貧困の状況

全国の子どもの貧困率は 11.5%となっており、およそ9人に1人の子どもが、平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとされています。また、特にひとり親世帯の貧困率は高い傾向にあります。

子どもの貧困率の推移とその内訳（全国）



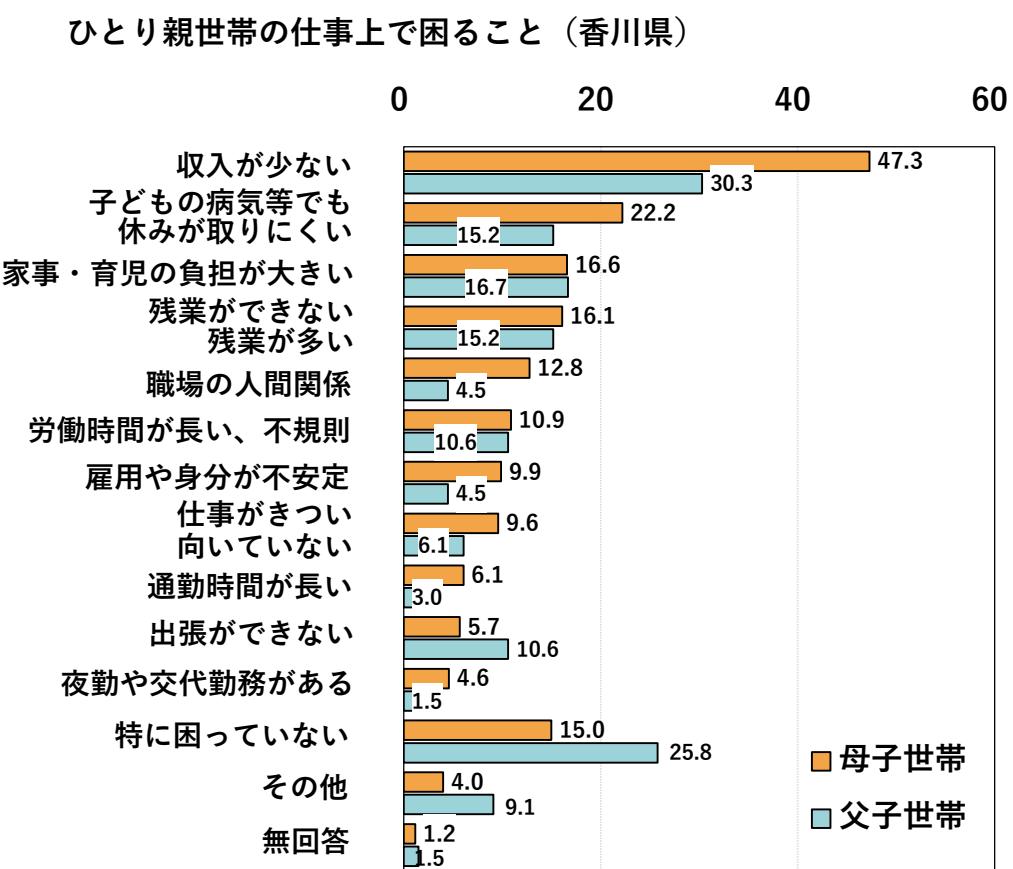
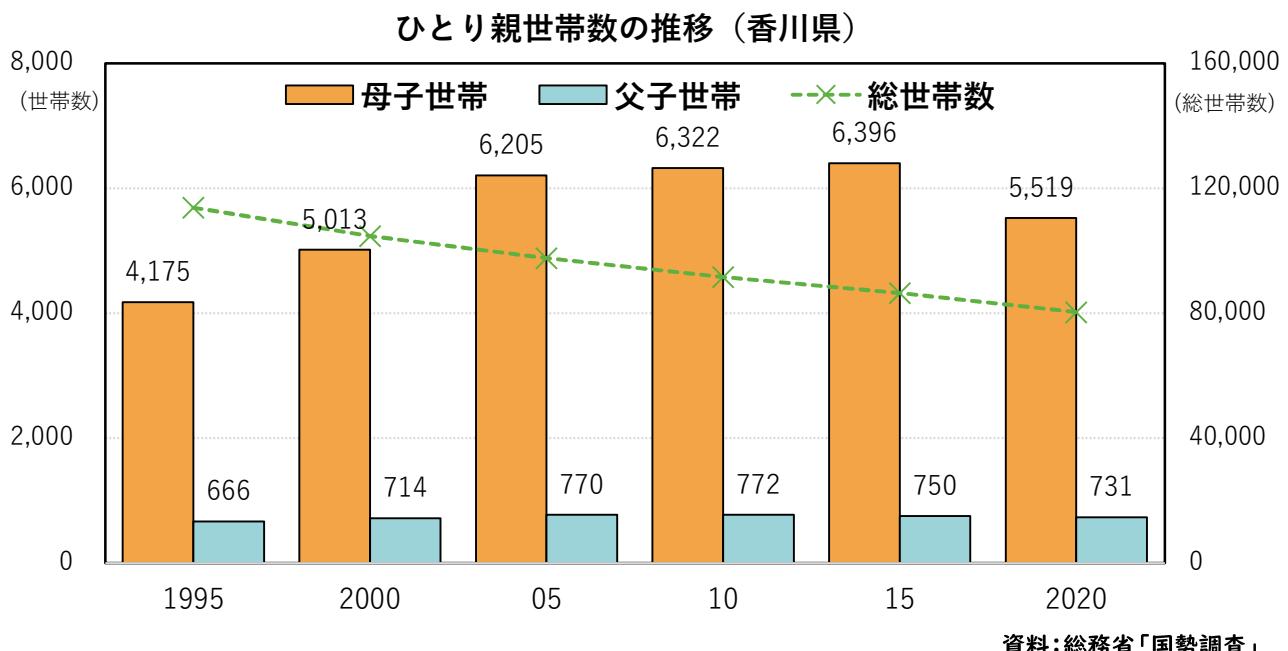
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」※2018(H30) 年以降は新基準を採用

※子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

※相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

(2) ひとり親世帯の状況

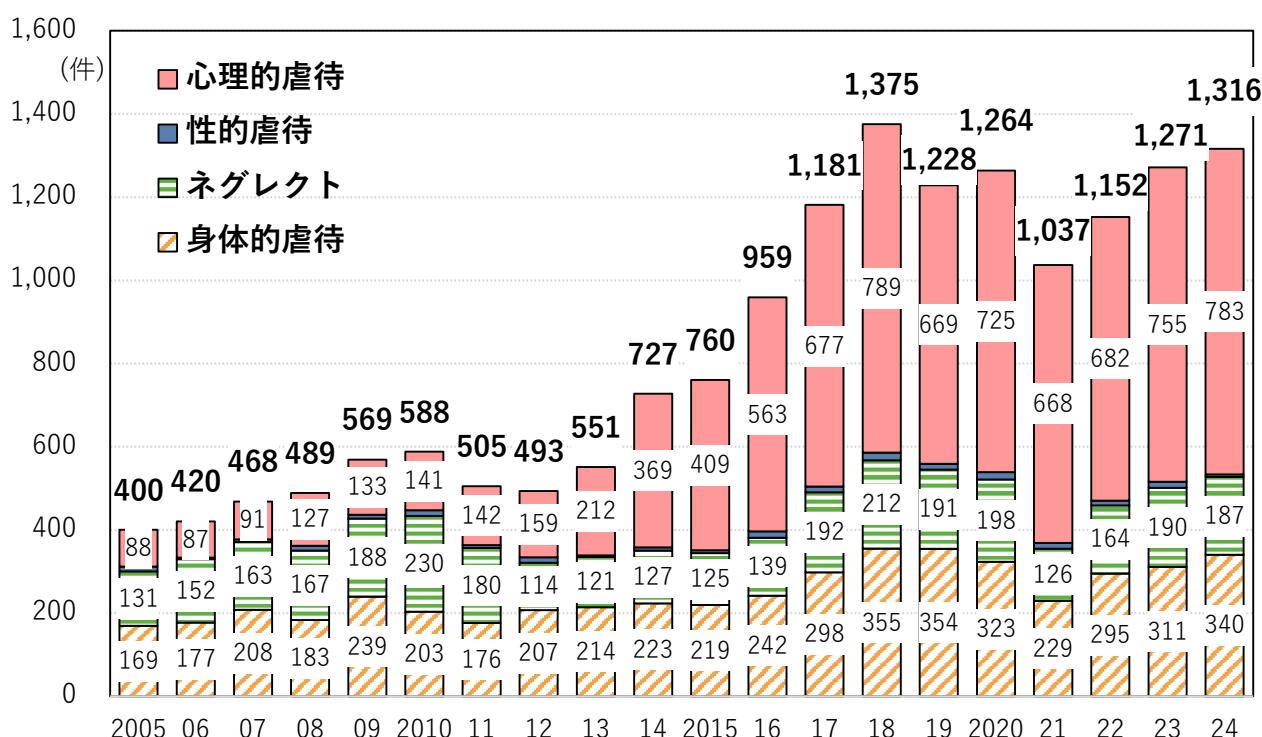
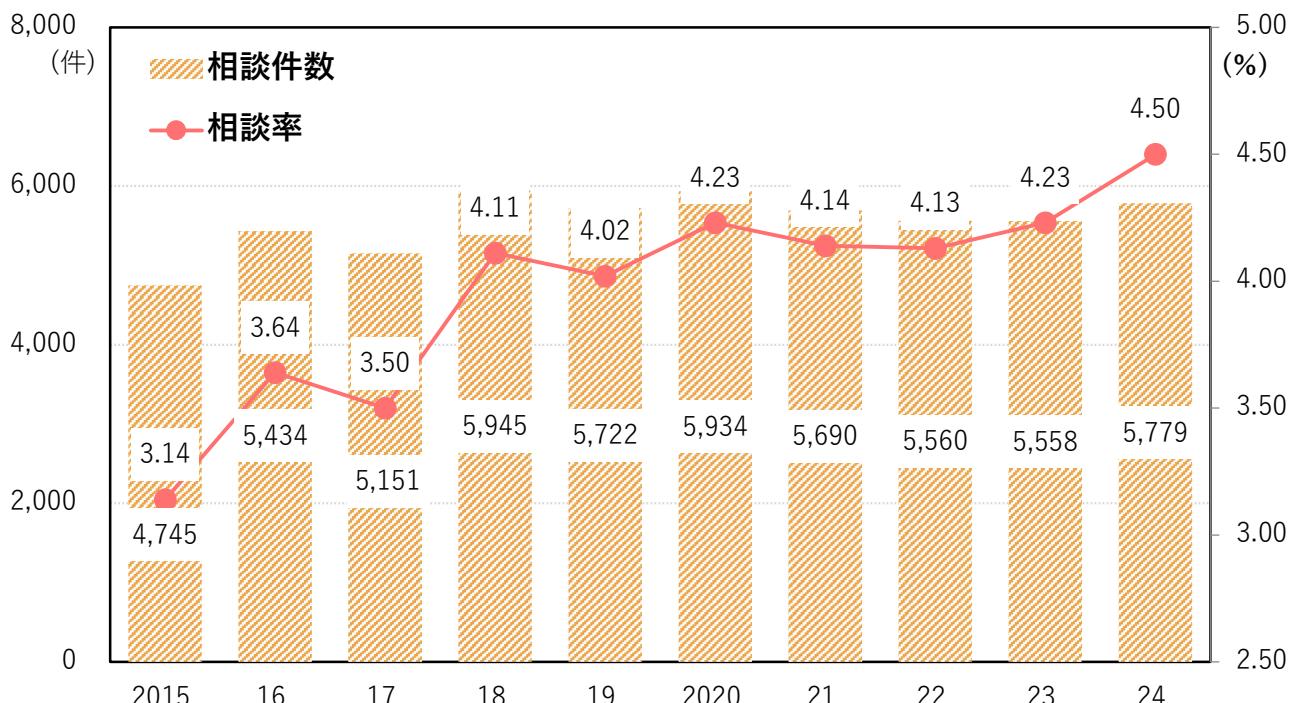
本県のひとり親世帯数をみると、概ね横ばいで推移しているものの、総世帯数をみると、18歳未満のこどもを持つ世帯数は減少しており、割合としては増加していることがみられます。また、ひとり親世帯の大半を占める母子世帯において、経済的な困難だけでなく、休みを取りにくいなどの困難があります。



(3) 児童虐待・社会的養育の状況

本県の児童相談所で受け付けた相談件数は横ばいで推移しているものの、児童人口あたりの相談率は増加傾向にあります。特に児童虐待対応件数は増加しており、近年も毎年 1,000 件を超える高い水準で推移しています。

児童相談所における相談件数の推移及び児童虐待相談対応件数の推移（香川県）

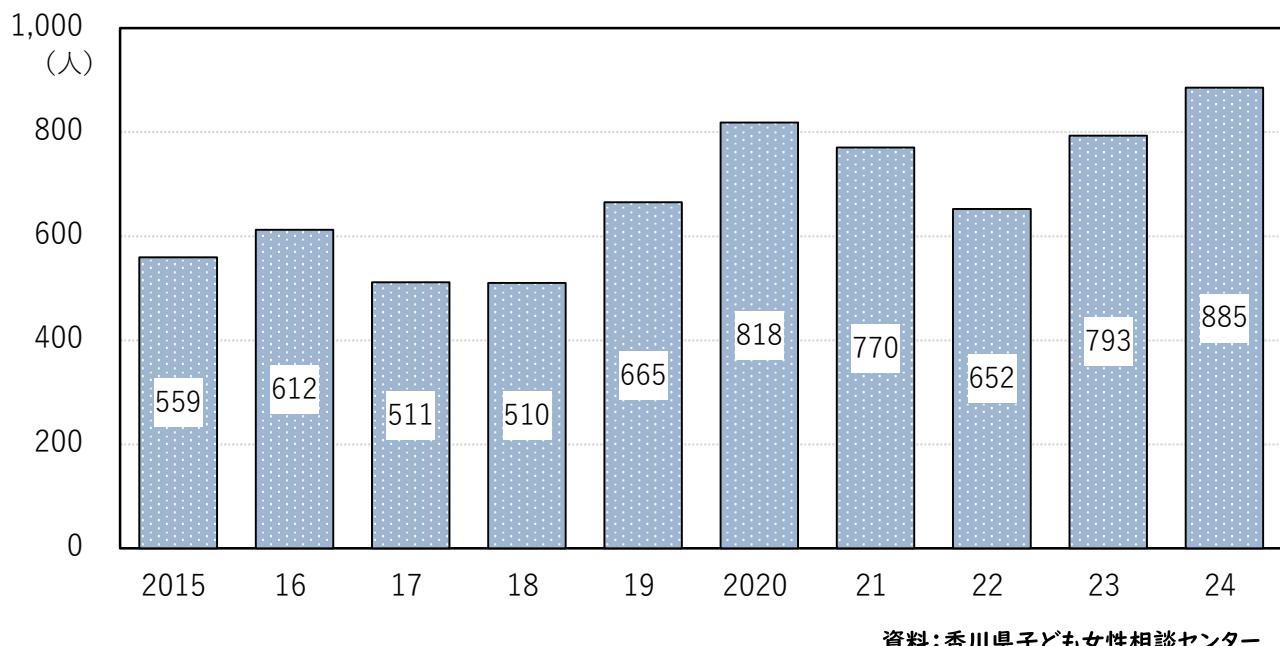


資料：香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

香川県統計調査課「香川県人口移動調査」（各年 10月1日現在）

本県の一時保護延件数は令和元年度以降増加したものの、令和3年度以降は概ね横ばいで推移しています。

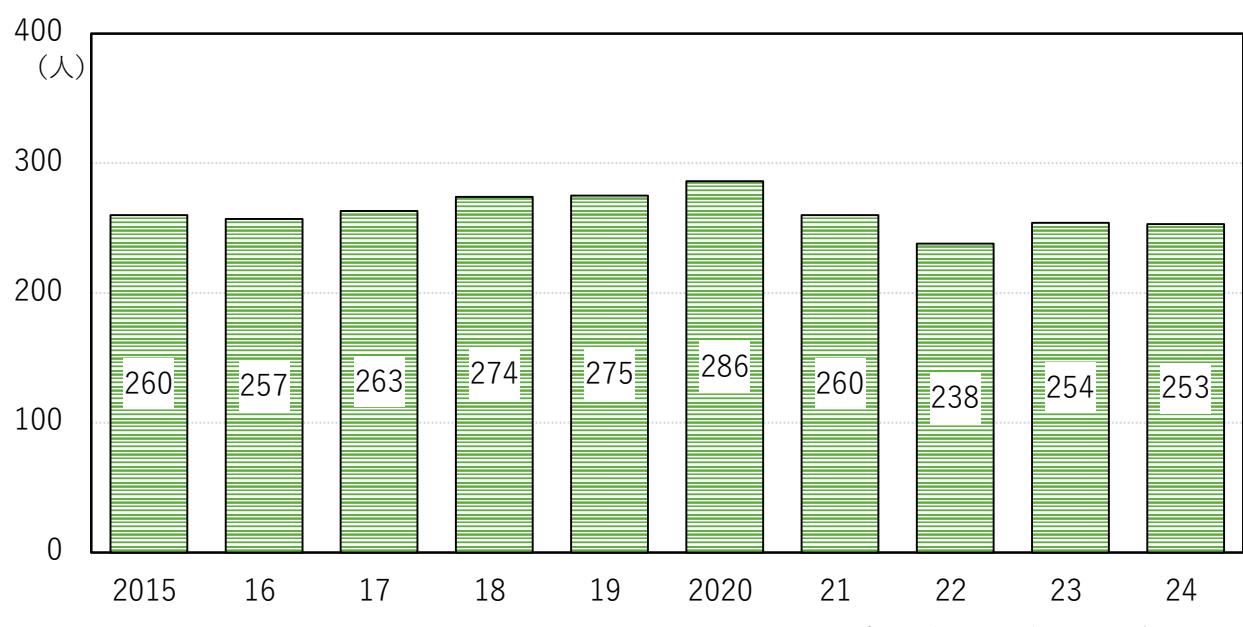
一時保護延件数等の推移（香川県）



資料：香川県子ども女性相談センター

また、本県の代替養育を必要とすることも数は、概ね横ばいで推移しています。

代替養育が必要なこども数の推移（香川県）



資料：香川県子ども女性相談センター

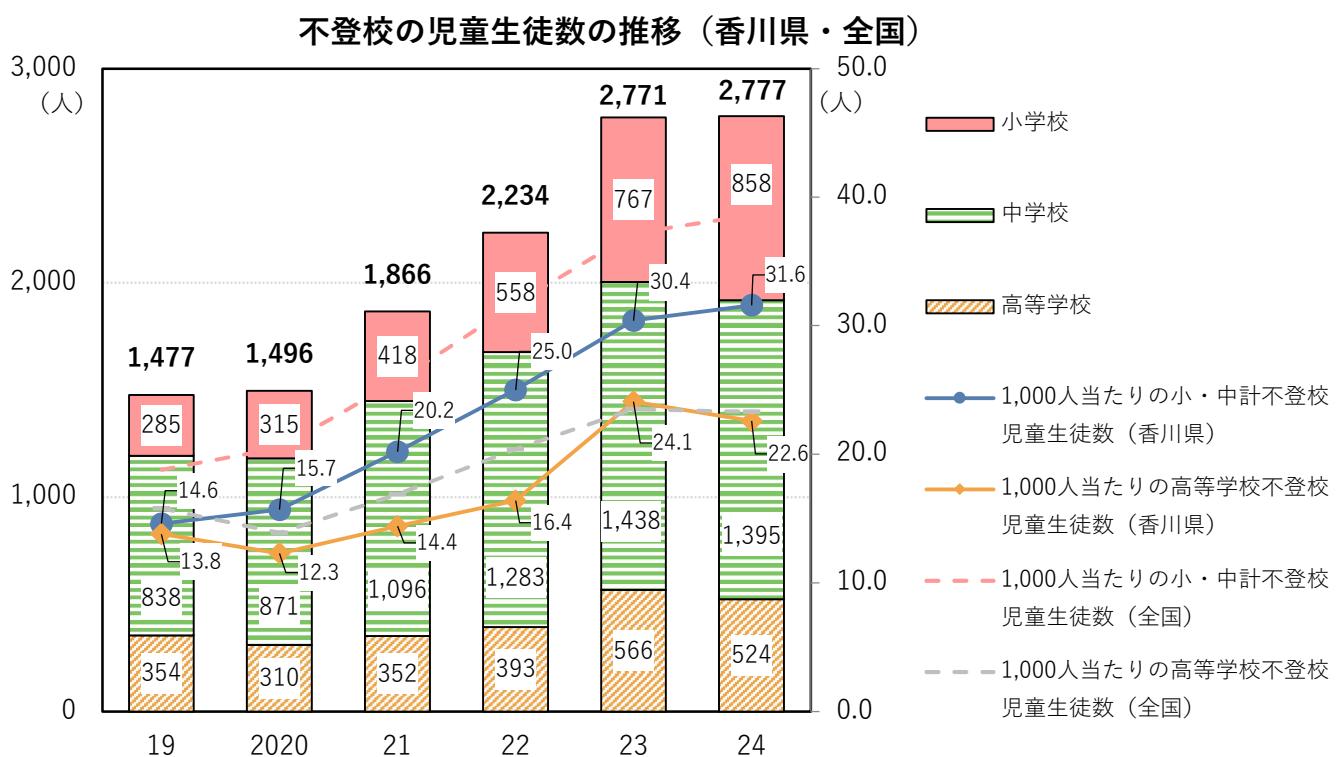
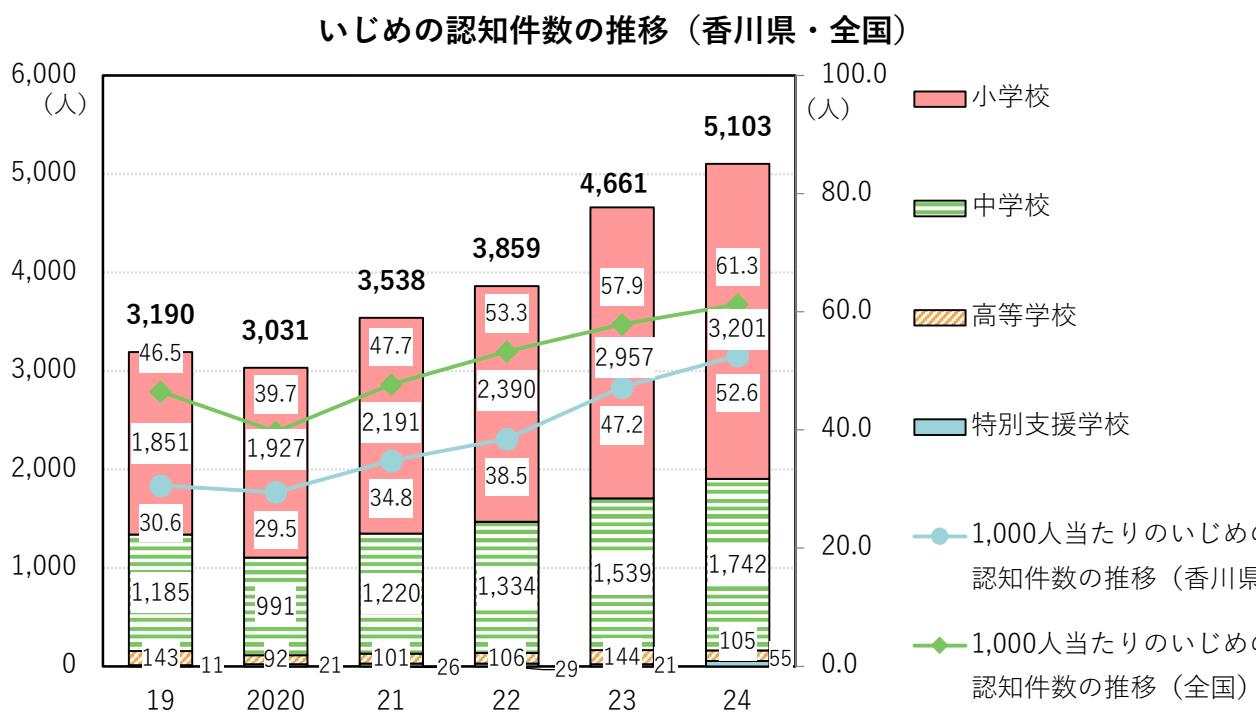
※社会的養育：保護者による適切な養育を受けられなきこどもを、公的責任で社会的に養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

※代替養育：社会的養育のうち、こどもを保護者から分離し、養育を行うこと。ここでは、保護者による養育が困難又は適当でないこどもについて、児童福祉法に基づき児童相談所が行う措置又は委託の下、児童養護施設等の施設、里親等において養育を行うことをいう

(4) いじめや不登校の状況

本県のいじめの認知件数や不登校児童数は全国平均の傾向と同様に、増加傾向にあります。

2024 (R6) 年度で、いじめの認知件数は 5,103 件、不登校児童生徒数は 2,777 人となっており、過去最多となっています。

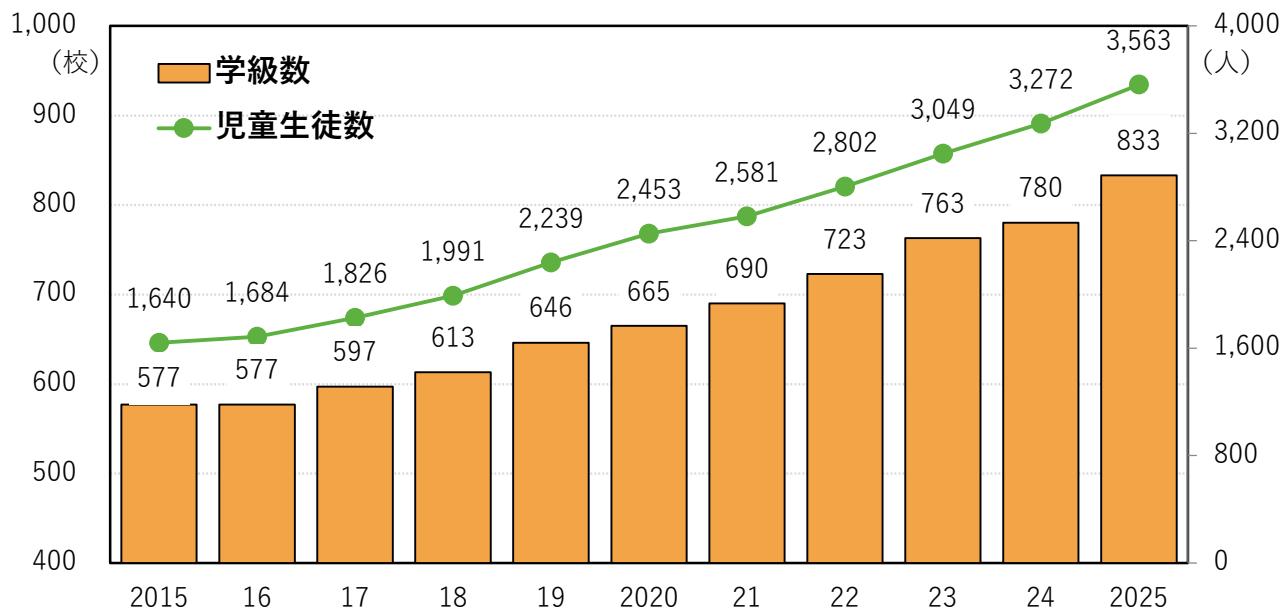


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

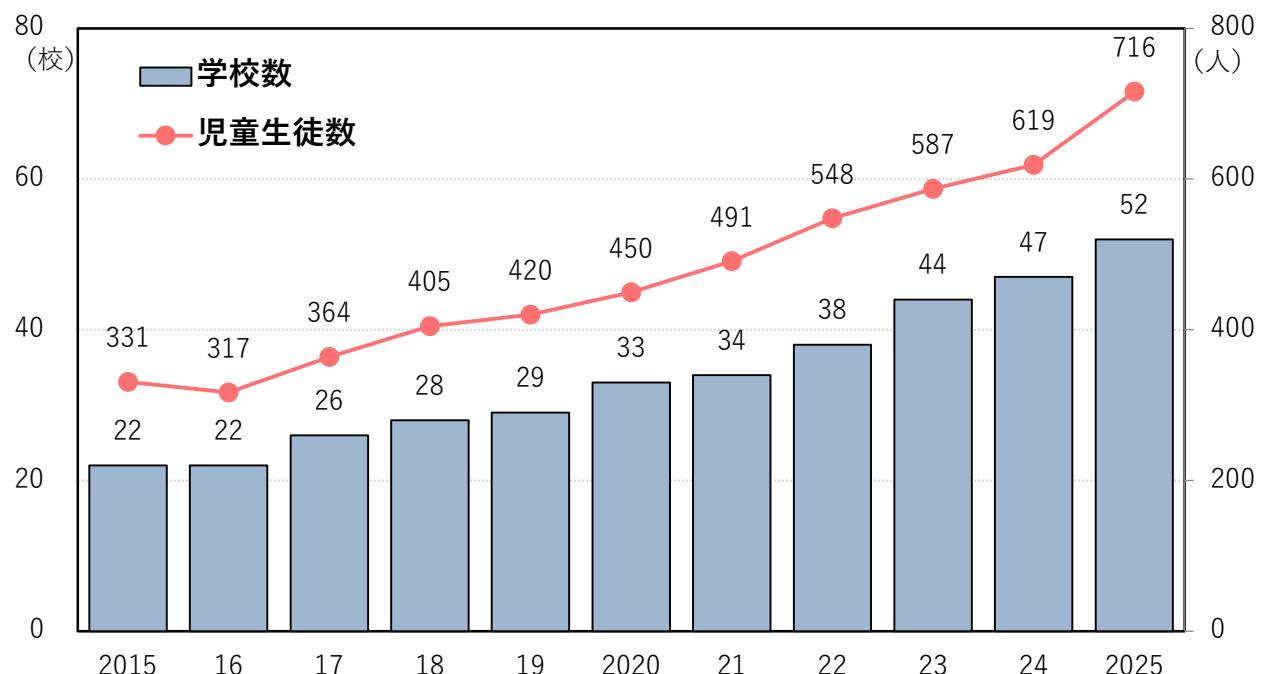
(5) 特別支援学級等の状況

小・中学校に設置されている特別支援学級の学級数や児童生徒数、また通級指導教室の設置学校数や児童生徒数は、増加傾向にあります。

特別支援学級数と児童生徒数の推移（香川県）



通級指導教室設置学校数と児童生徒数の推移（香川県）



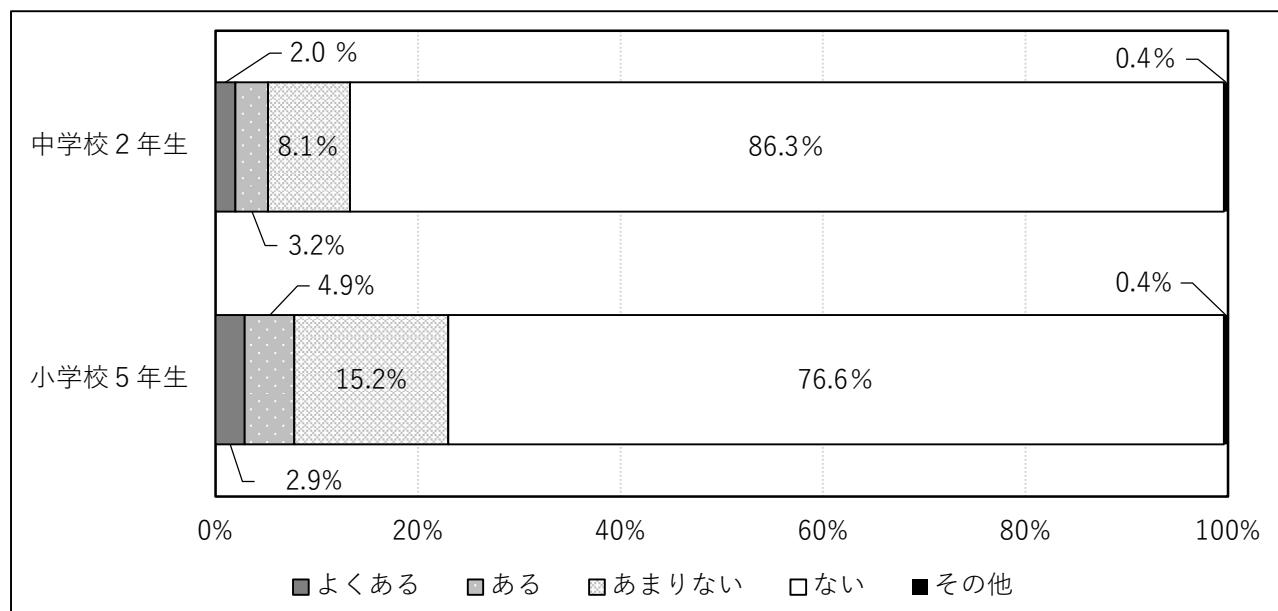
資料：香川県特別支援教育課

※通級指導教室：通常の学級に在籍している、言語障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴などの障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導（自立活動）を行う場のことです。

(6) ヤングケアラーの状況

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っていること」をされているヤングケアラーについて、「家族のお世話をしていることで、学校を休んだり、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることはありますか。」の質問に対して、「よくある」と「ある」と回答があったのは、中学校2年生で2.0%、3.2%、小学校5年生で2.9%、4.9%でした。

「家族のお世話をしていることで、学校を休んだり、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることはありますか。」の質問に対する回答について（香川県）

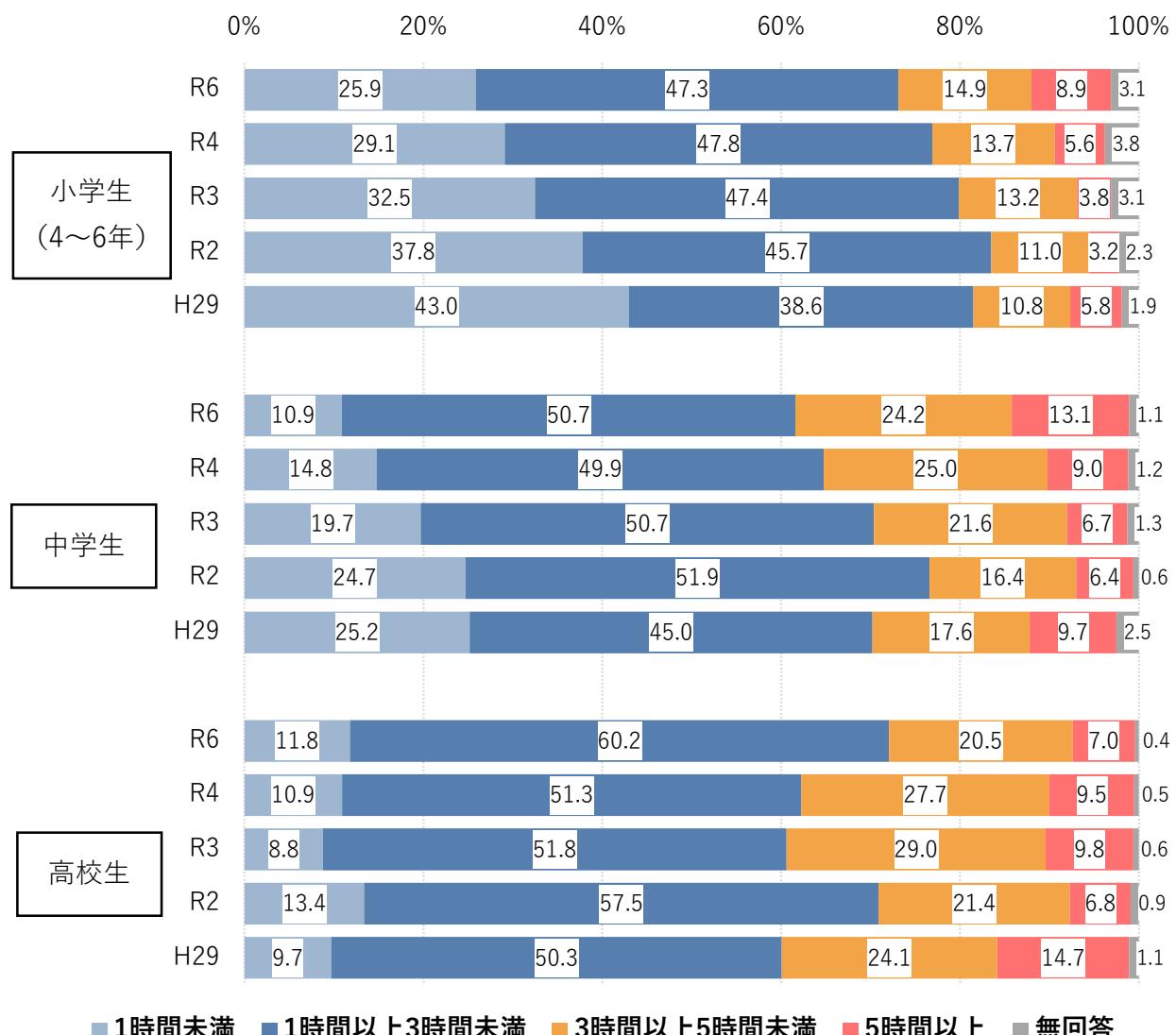


資料：香川県教育委員会「令和6年度香川県学習状況調査」

(7) スマートフォン等の利用状況

スマートフォン等を利用している児童生徒の平日1日当たりの利用時間は、小・中学生では1時間未満の利用が減少し、5時間以上の利用が増加している一方、高校生では1時間未満の利用が増加し、5時間以上の利用が減少しており、小・中学生の利用時間が長くなる傾向がみられます。

スマートフォン等の利用時間（平日1日当たり）（香川県）

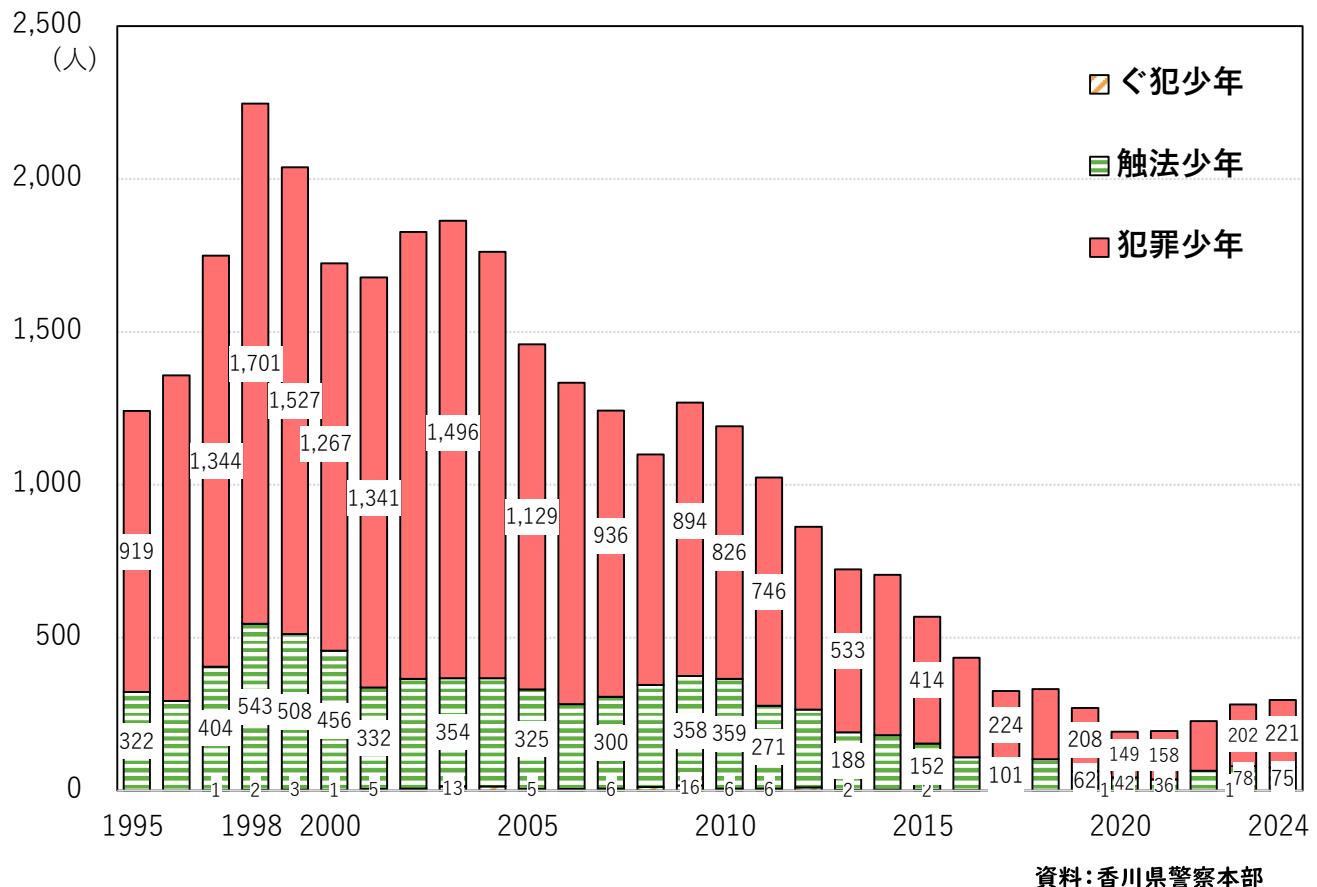


資料：香川県教育委員会「令和6年度スマートフォン等の利用に関する調査」

(8) 少年非行犯罪件数の状況

少年非行犯罪件数の状況をみると、1998年（平成10年）までは増加傾向にありました。その後減少傾向に転じ、2024年（令和6年）では、犯罪少年221人、触法少年75人となっています。

非行少年の年次別推移（香川県）



資料：香川県警察本部

※犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

※触法少年：14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

※ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さないなど、その性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

VII こども基本法について

日本は、1994年に「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を批准しました。そして、この条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくことを目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

こども基本法

（目的）

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

同法には「こども施策」にかかる、以下の6つの基本理念が定めされました。

- 1 すべての子どもは大切にされ、基本的な人権を守られ、差別されないこと
- 2 すべての子どもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 すべての子どもは年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべての子どもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

また、県は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

第3 計画の考え方

- I 基本理念
- II 基本的視点
- III 基本方針
- IV 施策体系
- V 減少する出生数の反転に向けて

I 基本理念

すべての子どもの、未来への可能性を広げ、
希望の実現をみんなで応援する
「子どもまんなか・かがわ」

(趣旨)

すべての子どもたちが自分らしく成長し、夢や希望を持って未来に向かって個性を伸ばし、安心して挑戦できる環境の充実や、困難を抱える子どもへのきめ細やかなサポートなど、子どもたちの可能性を最大限に引き出せるよう、そして、子どもたちが保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく、それぞれの希望が実現できるよう、家庭や学校、地域、行政、企業など社会全体のすべての人で応援し、それぞれの立場で支え合うことを目指しています。

そのために、香川県に暮らすすべての子ども一人ひとりを、社会のまんなかに据え、誰一人取り残さず大切にしたい、そしてそのことが、香川県の未来をつくる原動力であると信じて、この基本理念を設定しました。

II 基本的視点

基本理念を実現していくために、次の4つの“視点”を常に意識して進めます。

- 1 すべてのこども・若者の健やかに育つ権利を保障し、今とこれから
の最善の利益を図る
- 2 すべてのこども・若者の貧困の解消を図り、良好な成育環境を確保
する
- 3 若い世代が結婚や子育てに希望を持ち、その希望が実現できる
社会をつくる
- 4 子育てに対して第一義的責任を持つ父母など保護者が、愛情を
持ってこどもと向き合い、喜びを感じながら子育てできる社会を
つくる

III 基本方針

基本理念の実現に向かって、基本的視点を持った上で、次の4つの“方針”をもとに、
具体的な施策の展開を図っていきます。

- 1 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく
支援する
- 2 困難を抱えるこども・若者を誰一人取り残さず、その特性や支援
ニーズに応じて、きめ細かく支援する
- 3 様々な不安や悩みを抱える子育て当事者を、地域・社会全体で支援
する
- 4 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見に耳を傾
け、対話しながら、ともに進めていく

IV 施策体系

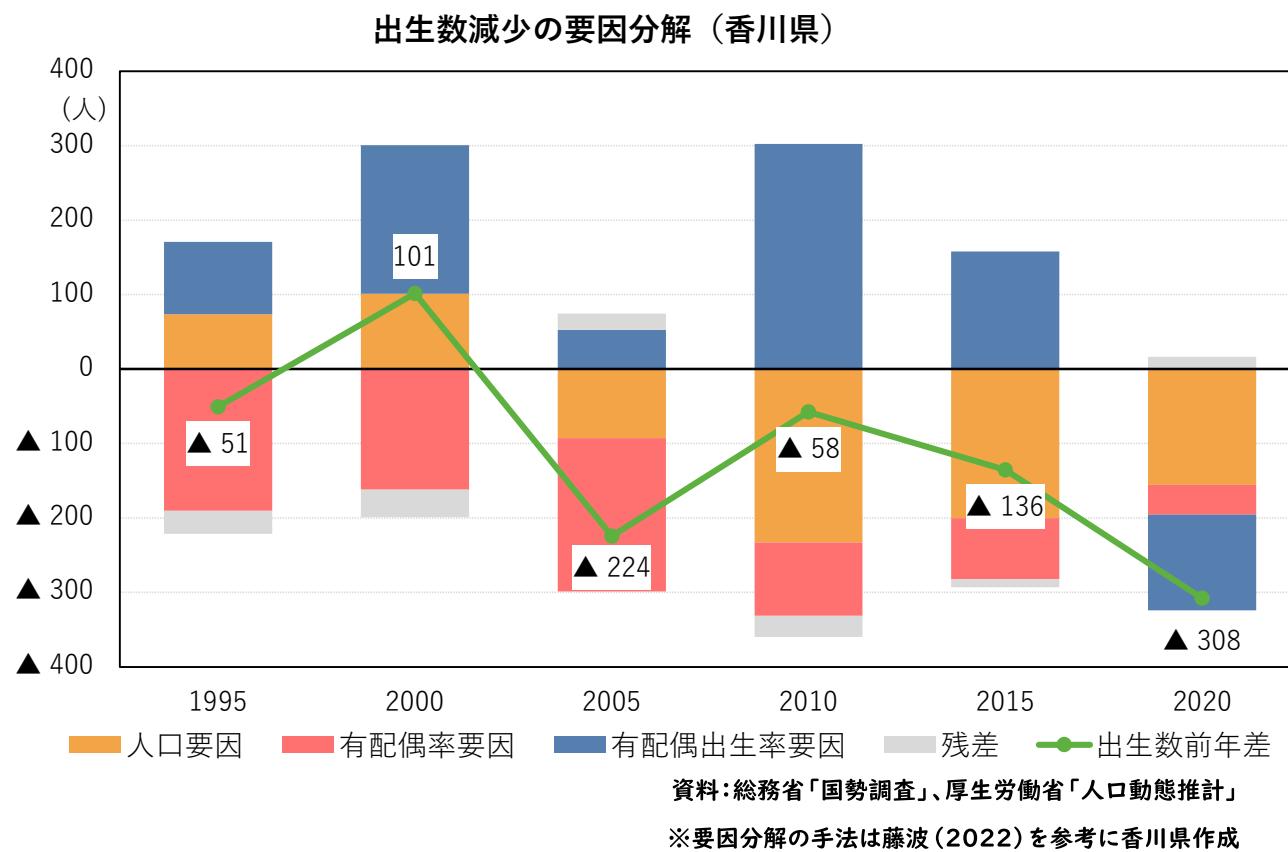
基本理念である「すべてのこどもの、未来への可能性を広げ、希望の実現をみんなで応援する『こどもまんなか・かがわ』」を目指し、基本的視点および基本方針を踏まえ、体系的に施策を展開します。

大項目	項目
I こどものライフステージを切れ目なくサポート	<p>【こどもの誕生前から幼児期まで】</p> <ul style="list-style-type: none">1 妊娠前から幼児期までの切れ目ない支援2 幼児教育・保育の充実 <p>【学童期・思春期】</p> <ul style="list-style-type: none">3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進4 こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくり5 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 <p>【青年期】</p> <ul style="list-style-type: none">6 高等教育の修学支援、高等教育の充実7 若者の経済的基盤の安定への支援8 出会い・結婚を希望する若者への支援 <p>【成長過程を切れ目なく支える環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none">9 成長を支える機会の創出と環境づくり10 健やかな成育のための保健・医療体制の充実11 こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進12 こどもの安全を確保するための活動の推進13 こども・若者が自分らしく意見を表明できる社会の実現
II 困難に直面するこどもへのサポート	<ul style="list-style-type: none">1 こどもの貧困の解消2 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもの支援3 児童虐待の防止と社会的養育の推進4 いじめや不登校に対する取組み5 悩みや不安を抱えるこども・若者等を支える取組み
III 子育て当事者を社会みんなでサポート	<ul style="list-style-type: none">1 子育て世帯の経済的負担の軽減2 地域における子育て支援3 共働き・共育ての推進4 ひとり親家庭への支援

▼ 減少する出生数の反転に向けて

全国と同様に本県においても、加速度的に進む少子化や人口減少に歯止めがかからず、危機的な状況にあり、「日本のラストチャンス」と言われている 2030 年に向けて、喫緊の課題として取り組む必要があります。

出生数の低下を 3 つに要因分解した場合、継続的に女性人口の減少の要因や婚姻の減少の要因が影響してきたものの、近年、結婚した夫婦の子どもの数の減少も影響してきています。



少子化の局面を開拓していくためには、少子化の要因として考えられる出産可能な女性の人口が減少していること、結婚数が減少していること、結婚した夫婦の子どもの数が減っていることの 3 点からアプローチする必要があります。言い換えれば、「かがわで暮らしたい」、「出会い・結婚したい」、「子どもを生み育てたい」という希望を応援する施策を展開することです。ただし、もとより、生活の場所や結婚、妊娠・出産、子育てについては、個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観や考え方が尊重されることを前提として、現在、「かがわで暮らしたい」、「出会い、結婚したい」、「子どもを生み育てたい」という希望を持っている方に対しては、それぞれの実現を応援する施策を開拓していくことが必要となります。

【2030年に向けての方針】

少子化の局面を開拓し、出生数減少の流れを反転させるためには、これまでの考え方や枠組みにとらわれず、官民・地域・あらゆる主体が知恵や力を結集し、一人ひとりの価値観や考え方を尊重されることは大前提としつつ、どんな些細なことでも、変化を恐れず、前向きに挑戦し続けること、そして、流れを変えるという機運の醸成が不可欠です。

ラストチャンスの2030年までに少子化の流れを反転できるよう、以下の3つの取組みの方向性に向かって、目下取り組んでいることも含め、あらゆる手段を講じ、短期・集中的に推進します。なお、具体的な取組みについては、毎年度の事業効果を十分に把握した上で、様々な機関と連携しながら、希望の実現につながる新たな取組みを推進します。

➤ かがわで暮らしたい、の実現

- 若者に魅力のある働く場の創出
- 若者の雇用安定や雇用環境の充実
- 若者が県内定着できる環境づくり

➤ 出会い・結婚したい、の実現

- 出会い・結婚の機会の最大化
- 若い世代の視点に立った出会い・結婚の応援

➤ こどもを生み育てたい、の実現

- 妊娠前から出産までの切れ目ない支援
- 経済的負担の軽減
- 子育て環境の充実

第4 施策の推進

- I こどものライフステージを切れ目なくサポート
- II 困難に直面することへのサポート
- III 子育て当事者を社会みんなでサポート

I こどものライフステージを切れ目なくサポート

【こどもの誕生前から幼児期まで】

こどもの誕生前から幼児期までの、いわゆる「はじめの 100 か月」は、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の就労・養育状況も含む、こどもの置かれている環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、その心身の健やかな育ちが保障されることが不可欠です。また、保護者・養育者が、社会とつながり合い、社会に支えられ、安心と喜びを感じて子育てを行うことが、こどものより良い育ちに重要であり、また、保護者・養育者も、こどもとともに育っていくという視点も重要です。

乳児期のこどもの育ちには、アタッチメント（愛着）の形成と豊かな遊びと体験を通じた「安心と挑戦の循環」が重要です。安定したアタッチメント（愛着）は、こどもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらし、その安心感の下で、夢中になって遊ぶことや体験等を通じて、外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことを通して、自己肯定感が育まれていきます。

特に、出産直後からの授乳や抱っこ、話しかけなどの赤ちゃんと母親との関わりは、母子一体感を生み、愛着形成において重要な過程となると言われています。こうした母子一体感を主とする、安定したアタッチメント（愛着）の形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができる社会を目指します。

こどもの誕生前から幼児期までのこどもや保護者・養育者をサポートできるよう、以下の施策に取り組みます。

1 妊娠前から幼児期までの切れ目ない支援

2 幼児教育・保育の充実

I 妊娠前から幼児期までの切れ目ない支援

現状と課題

- 「子どもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であり、社会全体で子どもの育ちを切れ目なく支える環境づくりが求められています。
- 少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産、子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、地域において、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、若い世代を中心に周知啓発を行い、性や健康・妊娠に関する正しい知識の普及や、気軽に相談できる体制が必要です。
- 分娩取扱施設の減少による分娩施設の集約化が進んでいますが、妊婦の居住地にかかわらず安全・安心に妊娠・出産できるよう、周産期医療体制の整備を図るほか、不妊治療対策を強化するなど、県民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。
- 妊産婦は、ホルモンバランスの乱れや環境の変化、ストレスで心身のバランスを崩しやすく、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にあります。また晩婚化や出産年齢の高年齢化が進行しており、低出生体重児の割合が減少していないことや、不妊や不育症に関する相談が多く寄せられていることなどから、相談体制の強化など、総合的な母子保健医療対策の充実が必要です。

取組みの方向

(1) はじめの100か月の育ちビジョンを踏まえた取組みの推進

- 「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づき、子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るために、子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、実効性のある子育て支援施策を切れ目なく推進します。

(2) 妊娠前からの切れ目ない相談・支援の充実

- ① 性や健康・妊娠に関する正しい知識の普及、相談体制の充実
- 性や健康・妊娠等に関する正しい知識について、性や健康支援に関する専門的知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育を通して、若い世代を中心に周知啓発を行うとともに、身近な相談者である親世代に対しても、正しい知識や相談窓口について周知や広報啓発を行います。
- 市町等が行う妊娠婦やその配偶者などに対する母親・両親学級や育児教室、各種相談指導を通じて、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、必要な母子保健サービスや地域のNPO法人による支援等の情報提供に努めます。
- 予期せぬ妊娠や死産・流産、性感染症等を含めた性と健康に関する悩みについて、性と健康の相談窓口に気軽に相談できるよう、夜間休日対応やメール・SNS の活用等、相談者の利便性に配慮した相談環境の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携して支援に

つなげられるよう、支援体制の強化を図ります。

◆ 支援者向けの研修会の実施

② 不妊・不育症への総合的な支援

- 不妊・不育症に関する社会全体の理解の促進、患者個人への心理的支援、情報提供による受診促進、治療費助成による多角的な不妊・不育症対策を図ります。
- 不妊・不育症相談センターにおいて、専門職による相談支援やカウンセリングを行い、不妊や不育症で悩む夫婦等への支援を行います。
- 希望する不妊治療や不育症治療が受けられるよう、経済的負担の軽減を図ります。また、将来、子どもを産み育てることを望むがん患者等が、将来に希望を持って治療に取り組めるよう、生殖機能を温存する治療（妊娠性温存治療）に要する費用の一部を助成します。

③ 妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援

- こども家庭センターにおいて、妊娠婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊娠婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供し、育児不安や虐待の予防を図ることができるよう、市町をはじめとする関係機関の連携強化を図ります。
- すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、市町において実施している妊娠時からの「伴走型の相談支援」と、経済的支援である「妊娠のための支援給付」について、制度の周知を図ります。
- 流産・死産・人工妊娠中絶など、子どもの死を経験された方の精神的な負担を軽減するため、適切な相談窓口の周知啓発を図ります。
- 妊産婦健康診査や医療機関等による産後ケア、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などにおいて一貫した支援が行われるよう、市町や医療機関、保健所等の連携支援体制を強化し、妊娠・出産、子育てにおける切れ目ない支援に努めます。

◆ 専用相談窓口「妊娠出産サポート」や各機関の相談窓口についての周知・啓発

④ 産前産後の支援の充実

- 妊産婦のメンタルヘルスケアや出産前後のサポートを充実させるため、関係者との協議の場等を通じて医師や保健師、助産師など、多職種によるネットワーク体制の強化を図ります。
- 産後ケア事業について、必要とする方が希望するサービスを利用できるよう、市町や実施施設と連携して体制を整えます。また、支援者向け研修会等を通して、保健・医療等関係機関が共通認識を持ち、取り組めるよう努めます。

(3) 安全で安心できる出産支援

- 「香川県保健医療計画」に基づき、総合的な周産期医療体制の整備に努め、妊娠・出産から新生児に至る医療を切れ目なく提供し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
- 総合周産期母子医療センターにおいて、地域の医療機関の医師、助産師、看護師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術等を習得させるための研修を行います。

- リスク要因を持っている妊産婦等に対する身体的・精神的支援が重要であることから、周産期医療機関等と連携して、保健師等の訪問指導による未熟児等への早期支援や母親へのサポートなどを実施する市町を支援するなど、継続的な看護体制の充実を図ります。

(4) 乳幼児健診等の推進

- 疾病の早期発見・早期治療を目的とする新生児マスクリーニング検査や新生児聴覚検査の実施と治療体制の充実を図るため、医療機関等との連携を図ります。また、スクリーニングにおける発見漏れや過剰診断を防止するため、精度管理の維持向上に努めます。
 - 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげるため、市町が行う乳幼児健康診査や巡回相談に加え、すべての市町が早期に5歳児健康診査を実施できるよう支援を行います。
- ◆ 支援に携わる関係者への専門研修の実施

2 幼児教育・保育の充実

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応する必要があります。また、共働き世帯やひとり親世帯の増加も踏まえた、様々な保育ニーズに応じた体制を整える必要があります。
- 人格形成の基礎を培う乳幼児期において、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が重要であり、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業と小学校との連携・接続の推進とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じた幼児教育・保育全体の質の向上が必要です。
- 保育所等では、市町の実施した子育て家庭へのニーズ調査に基づいた、教育・保育の量の見込みを踏まえた提供体制を確保する必要がありますが、現場の保育者の不足は深刻であり、保育士、幼稚園教諭等の専門性を有する人材を確保することが困難になっています。
- 待機児童数は大幅に減少していますが、職員配置基準の改善など保育の質の確保・向上が求められるとともに、こども誰でも通園制度など新たな保育ニーズに対応するため、さらなる保育人材の確保が必要です。

取組みの方向

(1) 地域の身近な子育て拠点を通じた支援の充実

- 子育て中の親子が気軽に訪れ、相談や交流することができる「かがわ子育てステーション」を県内に広げていくとともに、利用促進を図ります。
- 乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場の提供や、子育ての不安・悩みの相談・援助、地域の子育て情報の提供等を行う「地域子育て支援拠点」の周知を図るなど、市町や施設の取組みを支援します。
- こどもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に、保育所や医療機関等において一時的に保育を行うことにより、育児支援のセーフティネットの一つとして、こどもが安全にケアを受けながら、安心して過ごせる病児・病後児保育事業について、市町や施設の取組みを支援します。
- 令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が円滑に運用され、子どもの育ちを応援するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援ができるよう、市町や施設の取組みを支援します。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

① 就学前教育・保育の充実、質の向上

- 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた、各保育所等の幼児教育・保育従事者に対する各種研修を実施し、幼児教育・保育人材の資質向上を図ります。

- 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小の関係者の双方向の連携を促進するとともに、幼児と児童との交流など、様々な連携の取組事例の周知啓発により、相互理解を進めて連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育の推進に努めます。
- 保育所等に対し、保育現場の業務負担軽減に係る支援を行うことにより、職場環境の改善を推進します。
 - ◆ 保育支援者、保育補助者の配置への支援
 - ◆ 保育所等におけるICT環境の整備や業務のオンライン化・効率化の推進
- 質の高い教育・保育の充実を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園等に対する適切な指導監督、評価等を実施するとともに、利用者の選択の利便に資するため、自己評価や福祉サービス第三者評価の実施を促進します。また、苦情解決のための仕組みを設けて、利用者の権利を保護し、利用者への適切な教育・保育の確保を図ります。
- 認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施により保育の質の向上に努めるとともに、ホームページに施設の状況を掲載するなど情報の提供に努めます。
- 特別な配慮を必要とする子どもの保育所等における円滑な受入体制の推進に努めます。
 - ◆ 市町が実施する障害児や医療的ケア児の保育に係る受入体制の構築等に対する支援

② 保育所、幼稚園、認定こども園等の施設整備

- 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する子どもの良質な環境と安全・安心を確保するため、地域の実情に応じて、施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。

(3) 幼児教育・保育人材の育成・確保

- 保育資格を持っているものの就業していないいわゆる潜在保育士の復職を支援し、人材確保を図ります。また、復職後もきめ細やかなサポートに取り組みます。保育人材の安定的な確保と職場定着を目指します。
 - ◆ 保育士人材バンクの活用
- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学資金や就職準備金を支援するとともに、未就学児を持つ保育士に対し、保育料や就職準備金を支援することで、人材確保を促進します。
- 保育士等の待遇改善について、公定価格の引き上げによる所得向上を国に対して要望するとともに、産休代替職員確保の補助などにより、負担軽減を図ります。また、保育士等が正確な知識と豊かな経験を積み重ね、継続して育成されるよう、働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できる職場環境の実現を図ります。
- 保育士、幼稚園教諭、保育教諭を対象に、必要な専門的知識や技術等に関する体系的な研修を計画的に実施するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園におけるOJTを支援するなど、研修体制の充実に努めます。
 - ◆ かがわ幼児教育支援センターや専門家等と連携・協力した研修の実施

【学童期・思春期】

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。この時期には、自らのことを客観的に捉える力が育まれ、善悪の判断や規範意識が形成されるとともに、集団生活の中で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けていきます。

学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味や価値、役割について考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係、または恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが求められています。

学童期・思春期のこどもたちをサポートできるよう、以下の施策に取り組みます。

3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進

4 こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくり

5 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

3 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育等の推進

現状と課題

- すべてのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばして自分の夢に挑戦することができるよう、教育環境の充実を図る必要があります。
- 社会や時代の要請に対応し、教育内容等の充実に努めるとともに、地域の要望や期待を適切に反映した特色ある学校づくりを進めるなど、家庭や地域と連携し、こどもたちの教育や親の学びの応援に取り組む必要があります。

取組みの方向

(1) 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

① 確かな学力の育成

- 社会が急速に変化し、複雑で予測困難なこれからの時代を生きるこどもたちに、基礎的・基本的な知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力等を総合的に育みます。そのために、こどもたち一人ひとりの発達段階や特性を考慮しながら、主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、ICTも効果的に活用しながら、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の視点に立って授業改善を進めます。
 - ◆ 確かな学力の育成に向けた指導体制及び指導方法の構築
 - ◆ 学習状況調査による学力定着の状況の把握とその分析に基づく指導方法の改善
 - ◆ 教育課題解決に向けた教員の資質や能力の向上
 - ◆ 自ら問題を発見し解決する学習の推進
 - ◆ 学校ICT環境の整備と効果的なICT活用の推進
- 私立学校における、社会の変化に対応するための取組みや特色ある学校づくりを支援します。

② 読解力の育成

- 多様な情報の中から必要な情報を選び、その内容を正しく理解し、自分の考えをつくり出す読解力の育成が重要となるため、学校においてはすべての教育活動で言語活動の充実を図るとともに、家庭や関係機関と連携し、こどもたちの発達段階に応じた読みの構えと読書習慣づくりを通じて、読解力を育成します。
 - ◆ 本や文章、図等のテキストから必要な情報を的確に見つけ出す力と、情報を正しく読む力の育成
 - ◆ 読み取った情報を基に自分の考えを表出するといったコミュニケーション能力等の育成をめざした指導方法の工夫

③ 外国語教育の推進

- 外国語によるコミュニケーション能力の育成にむけ、国際共通語として最も中心的な役割を果たしている英語を使い、目的や場面に応じて、自分の意見や考えなどを伝え合うことができる実践的な英語力の育成を図ります。

- ◆ 外国語指導助手指導力向上研修の実施
- ◆ 小・中学校、高校の各段階の接続を意識した英語教育の推進
- ◆ 小中合同研修による小中連携の推進と英語教員の指導力向上

④ 特別支援教育の推進

- 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、インクルーシブ教育システムの理念のもと、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。

(2) 豊かな心の育成

① 道徳教育の充実

- 豊かな心を育むため、「特別な教科 道徳」の時間の授業改善を核に、学校の教育活動全体を通じて、人間としてよりよく生きるための基盤となる社会性や道徳性を養います。

- ◆ 全体計画、別葉、年間指導計画に基づく道徳教育の確実な実施
- ◆ 教育センターにおける「道徳教育指導力向上研修講座」の開催

② 人権教育の推進

- 学校教育や社会教育において、人権を尊重する意欲や態度を育成するため、ボランティア活動や参加体験型学習を導入するなど、多様な教育実践の推進に努めます。
- 学校生活のあらゆる場を通して、自己をかけがえのない存在として認識できるよう、指導の充実を図るとともに、人権が尊重され、安心して学ぶことのできる学校の環境づくりに努め、互いに認め合い、高め合うことのできる仲間づくりを推進します。

(3) 健やかな体づくりの推進

① 体力づくりの推進

- 体育、保健体育における「体つくり運動」の学習を中心に、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識できるようにします。
 - 各学校で作成する「体力向上プラン」に基づく計画的・継続的な体力づくりに取り組むとともに、体力向上に関わる取組みをポイント制にして、学校間で競争する「体力番付」や休み時間に外遊びをした児童数を競う「あそびンピック」等を通じて、運動習慣の二極化の改善に努めます。
 - 中学校における部活動の地域展開を推進することを通じて、家庭や地域と連携して、生徒が主体的にスポーツ活動に取り組むことができるようになります。
- ◆ 教員を対象とした体力向上に関する実技講習会等の充実
 - ◆ 県スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等との連携

② 健康教育等の推進

- 生活習慣の乱れ、心の健康問題、アレルギー疾患や感染症などの健康課題に关心を持ち、望ましい生活習慣の確立が図られるよう、学校教育全体を通じて、成長していく自分の心や体に向き合い、自己の健康管理ができる能力を育成します。

- 現代のこどもたちが直面する性に関する課題に対応できるよう、学校教育全体を通じ発達の段階を考慮した適切な指導方法について、教職員に対する研修の充実を図ります。
- 各学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に沿って、給食の時間、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、効果的な指導に取り組みます。
- 地場産物や郷土食を提供するなどにより、学校給食を生きた教材として活用することに加え、各教科等においても「食育の視点」を位置づけ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める指導の充実を図ります。
 - ◆ 保健主事を中心とした学校保健に関する組織活動の推進
 - ◆ 令和6年改訂の県教育委員会作成「性に関する指導の手引」の活用の推進

(4) 学びの多様性を支える教育環境の整備

- ① 教職員の確保等
 - 優れた人材の確保や熟練教員の指導技術の継承を図り、自らの指導力を高め、様々な課題に適切に対応でき、信頼される質の高い教員を養成します。また、学校における働き方改革をより一層推進するとともに、指導体制の充実などを図り、質の高い教育環境を整備します。
 - 教員がこどもと向き合う時間を確保するために、退職教員等の活用により、教員を支える体制の整備・充実を図ります。
- ② 学校施設等の整備、充実
 - こどもたちの学習や生活の場である学校施設について、施設や設備の整備・充実に努め、安全で快適な教育環境づくりに積極的に取り組みます。
 - ◆ 高校施設・設備整備事業の推進
 - ◆ 香川県立学校施設長寿命化計画に基づいた施設設備の改修
 - ◆ 小・中学校における施設・設備整備の促進
 - 私立学校における教育内容・方法の多様化に対応した教育環境の整備を支援します。
- ③ 学びのセーフティネットの構築
 - 学校教育において、こどもたちの置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じて教育を受ける機会を保障するため、日本語指導が必要な児童生徒、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、長期にわたり入院する児童生徒など、多様なニーズに対応した教育機会の提供に努めます。
 - ◆ 地域での交流活動、貢献活動を通して、学校と家庭以外にも頼れる人・場所の存在を伝えることによる援助希求的態度の育成

(5) 地域と連携した学びの推進

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進し、住民や保護者等の学校運営への参画を促し、地域と連携・協働する学校づくりを進めます。
- こどもは地域の中で育まれ健やかに成長していくことから、学校、家庭、地域が連携・協働して、こどもの体験活動や交流活動の充実に向けた取組みを行うなど、それぞれの地域の実情に応じた「学校を核とした地域づくり」を促進します。

4 こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくり

現状と課題

- こどもの「居場所」とは、遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になりえるとともに、その場を居場所と感じるかどうかは、こども本人が決めるものです。すべてのこどもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、国が令和5年12月に策定した「こどもに関する居場所づくりに関する指針」を踏まえ、地域社会と連携して、こどもの居場所づくりを推進していくことが求められています。
- 児童に健全な遊びや体験活動の場を提供して、こどもたちの健康を増進し、情操を豊かにするため、こどもが安心して集い遊べる場を確保する必要があります。また、すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができる場所の拡充は、引き続き、喫緊の課題です。

取組みの方向

(1) こどもの視点に立った多様な居場所づくり

- 地域のつながりをつくり、地域におけるこどもの居場所となるこども食堂や学習支援の場などが、安定した運営を行えるよう、市町や社会福祉協議会、NPO法人によるこどもの居場所づくりを支援します。また、様々な課題や事情を抱えたこども・若者の孤立を防ぎ、多様な居場所の充実に努めます。
- 児童に健全な遊びや体験活動の場を提供して、こどもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域における児童健全育成の拠点施設である児童館について、子ども会などの地域組織、学校、関係機関などとの連携を図りながら、地域の実情に即した整備の促進、運営体制や機能の充実を図ります。
 - ◆ 市町や関係機関との連携によるこども食堂等の立上げ支援の充実
 - ◆ こども食堂等の広報啓発や利用促進
 - ◆ 休日開館や、継続性・発展性のあるプログラムの実施

(2) 放課後児童対策

① 放課後児童クラブの充実

- 昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るために、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進します。また、放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進します。
- 放課後児童クラブの設置・活動状況について、情報提供を行うとともに、指導者に対する研修により指導者の資質の向上を図るなど、活動内容の充実に努めます。特に、共働き家庭では「小一の壁」が課題となっていることから、放課後児童クラブの開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設などの促進に取り組みます。

② 放課後子供教室の推進

- こどもたちを地域の中で心豊かで健やかに育むとともに、こどもたちが放課後等に安全で安心して過ごすことのできるよう、地域の方々の協力を得て、放課後子供教室の設置を推進します。
 - ◆ 放課後子供教室の関係者等に対する研修の実施
 - ◆ 放課後子供教室の活動状況等に関する情報提供

③ 放課後児童クラブ等の安定的な運営に係る人材の確保

- 放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための放課後児童支援員研修の充実を図るとともに、国への要望等を通じて、放課後児童支援員の待遇改善に努めます。
- 放課後児童クラブ業務の ICT 化や、資質向上研修を推進することで、放課後児童支援員等の業務負担の軽減を図ります。
- ◆ 放課後児童支援員認定資格研修の実施

5 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

現状と課題

- こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する必要があります。
- 郷土について深く学び、郷土に対する愛着や誇りを育むことは、こどもたち自身の自信や意欲を養うとともに、人生を歩んでいく上で重要な視座の確立につながります。将来、郷土香川をはじめ、社会を支える役割を担っていくためには、社会への様々な参画の在り方を学び、社会の一員であるという自覚や、地域課題の解決に主体的にかかわる意欲や態度の育成が重要です。
- 若い世代が、それぞれの価値観に基づき、自ら主体的に人生を選択できるようになることを目指すため、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質や能力を身に付けたり、様々なロールモデルに触れたりする機会を創出するなど、自分の将来とのつながりを見通しながら、将来のライフデザインを描き、自分らしい生き方を実現できるよう支えることが求められています。

取組みの方向

(1) 郷土を支える教育の推進

① 社会に参画する力の育成

- 社会をよくするために自分がすべきことを主体的に考え、政治や選挙に対する理解や参加意識を高めるなど主権者教育の一層の充実をはじめ、消費者教育や金融教育、租税教育、労働法の教育など社会に参画する力の育成を図ります。
 - ◆ 現実社会の具体的な課題を題材としたディベートや模擬選挙などの実践的な学習活動の充実
 - ◆ 県や市町の選挙管理委員会と連携した出前授業の実施
 - ◆ 消費生活センターなどや関係機関と連携した出前授業の実施
 - ◆ 労働法学習教材の提供

② ふるさと教育の推進

- 小・中学校、高校での発達段階に応じ、郷土を学びの対象とした学習の充実を図り、郷土に対する理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを育み、郷土の発展に主体的に参加する意欲や態度を養います。
 - ◆ 教科等横断的な探究学習を通したふるさと教育の推進
 - ◆ 郷土の歩みを知り、郷土の未来を展望するふるさと教材の開発
 - ◆ 地域の魅力に触れる参加体験型イベントの実施
 - ◆ 生徒が地元企業などと連携して地域課題に取り組むなど郷土に誇りを持つ教育の推進

(2) ライフデザインやキャリア教育の推進

- 若い世代が、仕事や結婚、子育てなど将来のライフデザインを描けるよう、その前提となる知識や情報を学ぶ機会や、子育て世代との交流の機会を創出することにより、主体的に将来のライフデザインを考える機会を提供します。
- 中学生・高校生などの若い世代を対象に、保育所、幼稚園、認定こども園等への訪問や乳幼児健康診査などの機会を活用した乳幼児とのふれあい体験学習などを通して、乳幼児への理解と関心を高めるとともに、乳幼児と適切な関わり方を学べるよう取り組みます。
- 体系的なキャリア教育を推進し、こどもたちが自らの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択する力や意欲的な態度を育成します。また、地域に根差した職業教育や就職支援の充実、職場定着へのサポートに努めます。
- 高校生が働き方の基礎知識を学び、県内企業の若手社員との交流等を通して社会や職業についての理解を深め、自らの進路や将来について主体的に考えてもらう機会を提供します。
 - ◆高校の授業の一環としてライフデザインの重要性等を学ぶ出前講座の実施
 - ◆県内企業との連携による仕事と子育ての両立を体験的に学ぶ機会の提供
 - ◆「さぬきっ子キャリア・パスポート」の活用・蓄積
 - ◆小学校から高校までの体系的、系統的なキャリア教育の実践
 - ◆高校におけるインターンシップ、実社会で活躍する社会人を講師とした授業などの実施

【青年期】

青年期は、心理的、社会的に発達し、おとなになっていくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴う新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。自らの価値観や生き方を確立しようとするとともに、社会的な役割や責任に対する不安などが生じることもあります。

青年期のこども・若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組みが求められます。

青年期のこども・若者をサポートできるよう、以下の施策に取り組みます。

6 高等教育の修学支援、高等教育の充実

7 若者の経済的基盤の安定への支援

8 出会い・結婚を希望する若者への支援

6 高等教育の修学支援、高等教育の充実

現状と課題

- 若者が家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援が求められています。
- 本県では、大学等への進学時における若者の県外流出が続いている。大学等に進学を希望する若者の選択肢が広がるよう、県内大学等における、特色ある魅力づくりが必要です。

取組みの方向

(1) 高等教育費の経済的負担の軽減

- 教育の機会均等に資するとともに、有為な人材の育成を図るため、経済的理由により修学することが困難な大学生等に対する奨学金制度の充実を図ります。
- 大学等卒業後の若者の県内定着を促進するため、県内の定住、就業等の一定の条件を満たした場合、奨学金返還を一部支援することにより、経済的負担を軽減します。
- 低所得世帯や多子世帯等の授業料等の減免を行う私立専門学校に対して補助することにより、経済的負担を軽減します。

(2) 高等教育の充実

- 産学官のネットワークである「大学・地域共創プラットフォーム香川」を通して、大学等の知見を活用し、地域における人材の育成、定着等に向けた産学官連携の取組みを行います。
 - ◆ 県内大学等の情報を集約・発信するウェブサイトの運用
 - ◆ 県内大学等合同進学説明会による、各大学等の理解促進
 - ◆ 県内大学による高校への出前講座や、小中学生を対象とした体験講座等の開催
- 職業人材を育成する観点から、県内の専修学校等における地元企業等との連携による実践的な職業教育の質の向上に向けた取組みを支援します。
- 県立保健医療大学において、看護学・臨床検査学に関する専門的知識・技術を習得し、豊かな教養と人格を備えた資質の高い人材を育成するため、社会環境の変化や医療の高度化・多様化に応じた魅力的なカリキュラムや学修を支える環境づくりなど、教育の質の向上に努めます。

7 若者の経済的基盤の安定への支援

現状と課題

- 若者が経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、若者が将来に希望を感じられるような魅力ある働く場や就労環境の整備が求められています。
- 若者が本県に魅力を見出し、進学などで転出しても戻ってくるよう、また、県内出身者だけでなく、県外からの若者の移住者の増加、定住促進につながるよう、魅力ある働く場の創出など、若者に選ばれる地域に向けて取り組んでいく必要があります。
- 地域・産業のニーズや社会経済システム、働き方などが大きく変化する中で、一人ひとりが主体的にキャリアを選択し、多様な働き方を通じて、自分らしく活躍できる社会の実現に向けて支援していくことが必要です。

取組みの方向

(1) 若者の就業支援

- 若者が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるよう、企業現場の見学会や実習・研修的な就業体験であるインターンシップへの支援に取り組みます。
- 若者が自立し、安定した職業生活や家庭生活を営むことができるよう、ニート・フリーター等に対する個別相談の実施や、セミナー開催、就労体験等による就業意欲の醸成を図るとともに、若年者と企業とのミスマッチを解消するため、職業訓練から職業選択、就職に至る一貫した支援を行い、若者が自ら職業意識や職業能力を身につけ、望ましい職業人となれる環境づくりに取り組みます。
- 職業経験が十分でない若者を対象とした就労支援施策について周知し、正規就労をめざす若者の安定就労を促進します。

(2) 若者が自分のキャリアを選択・形成・創造できる香川づくり

- 若者の UJI ターンを促進するため、SNS 等を活用して本県の魅力や就職情報を積極的に発信するほか、「就職支援に関する協定」を締結した県外大学と連携した取組みを実施します。
 - ◆ SNS(公式LINEやInstagram等)を活用した情報発信
 - ◆ UJI ターンを促進するための学生向けイベント等の実施
- 「香川県就職・移住支援センター(ワークサポートかがわ)」や東京・大阪事務所等において、きめ細かなマッチング支援や県内企業の情報発信等を行い、若者の UJI ターン就職等を促進します。
 - ◆ 暮らしや住まいなど移住の相談に対応する移住コーディネーターの設置
 - ◆ 就職の相談に対応する就職コーディネーターの設置
- 若者にとって魅力的で、将来の成長が見込まれる情報通信関連産業の育成・誘致に取り組むため、オープンイノベーション拠点「Setouchi-i-Base」において、デジタル人材の育成やイノベーション

を促す活動・交流の場の提供、仕事づくりにつながるビジネスマッチング支援等を行うとともに、県外からの企業誘致を促進し、若者の働く場を創出することで県内定着を図ります。

- ◆ オープンイノベーション拠点「Setouchi-i-Base」の運営
- ◆ 首都圏や関西圏で企業立地フェアを開催し、企業誘致活動を実施
- ◆ 企業からの相談対応や立地に関するサポートを行う「ワンストップサービス窓口」を開設
- 働くすべての人が、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、広報啓発や学習機会の提供などに努めます。
- 企業で働く女性の活躍を推進できるよう、企業に対して女性活躍の重要性の理解に対する周知を進めます。
- 働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、職業生涯を通じたキャリア形成を支援するため、研修機会の充実と支援に努めます。
- 働く人が自分の職業能力を向上させることを目的とした職業訓練を実施します。

8 出会い・結婚を希望する若者への支援

現状と課題

- 若い世代（18～34歳の未婚者）の8割以上が「いずれ結婚するつもり」と考えているなど結婚への希望を持ちながらも、25～34歳の男女が独身でいる理由について、「適当な相手にめぐりあわない」という割合が最も高くなっています。出会いの機会の提供や、結婚したい人を応援する機運の醸成などに、地域・社会全体で取り組むことが重要です。

取組みの方向

（1）出会い・結婚のサポート

- 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点である「かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）」において、1対1の個別マッチングによるお見合い事業や登録企業・団体等が実施する婚活イベントの支援等に取り組みます。
- 「縁結びおせっかいさん」が、縁結びマッチングでのお引合せへの立ち会いやカップルへの交際フォロー等を効果的に行うことができるよう、研修会や交流会を開催し、おせっかいさんのスキルアップに取り組みます。
- かがわ結婚推進協会と連携し、「かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）」の成婚率向上に向けて取り組むなど、結婚を希望する人が安心・安全かつ効果的に婚活に取り組めるよう支援します。
 - ◆安全が十分に確保されているマッチングアプリ事業者と連携したマッチングアプリを適切に利用するためのセミナーの開催

（2）市町や企業・団体等と連携した出会い・結婚を応援する機運づくり

- 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の家賃や引っ越し費用等を支援する市町に助成します。
- 市町や企業・団体等で構成するかがわ子育て支援県民会議等と連携し、それぞれの立場でできる結婚支援に取り組むなど、結婚を希望する男女を応援する機運づくりに努めます。
- 県内の企業・団体等と連携し、働く若者が出会いや結婚について前向きに考えることができる情報提供等を行うなど、結婚を希望する男女を応援する機運づくりに努めます。
 - ◆香川県結婚支援連絡会議や県内経済団体との情報提供や情報交換を通じた結婚を応援する機運醸成

（3）若者が望む自然な出会いの機会の創出

- 若者の視点に立って、自然に人とつながれたり、出会いのきっかけになったりするような機会の創出を進め、出会い・恋愛を希望する若者の背中を押せるような様々な取組みの推進など、出会いや恋愛を希望する若者を応援する機運づくりに努めます。
 - ◆企業等と連携・協調した、出会いやつながりのきっかけとなるイベント等の周知

【成長過程を切れ目なく支える環境づくり】

こども・若者のライフステージには、特定のライフステージそれぞれに特有の課題があるだけでなく、ライフステージ全体を通して対処すべき課題があるという認識を下に、施策に取り組んでいくことが重要です。

大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでこどもの成長過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、またこどもによって様々で、かつ乳幼児期からの連續性を持つもので、自分らしく社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があるということにも留意する必要があります。

こうしたこどもの成長過程を切れ目なく支える環境を整備できるよう、特定のライフステージだけでなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべきものや、すべてのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組みます。

⑨ 成長を支える機会の創出と環境づくり

⑩ 健やかな成育のための保健・医療体制の充実

⑪ こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進

⑫ こどもの安全を確保するための活動の推進

⑬ こども・若者が自分らしく意見を表明できる社会の実現

9 成長を支える機会の創出と環境づくり

現状と課題

- 遊びや体験は、こどもたちの健やかな成長の原点であり、自己肯定感や自己有用感、自制心ややり抜く力といった、生きていく力を育成することにつながります。遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実・発展させていくことや、自然体験や文化芸術体験などの多様な体験、交流活動など、遊びや体験活動を通して、他者との豊かな交流を実現する機会の充実が必要です。
- こどもの読書活動は、こどもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものです。一方、全国的な傾向と同様に、1か月に一冊も本を読まない子どもの割合は、学齢が上がるにつれて高くなる状況があり、改善を図る必要があります。
- こどもを取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化は、こどもの心身の健康にも大きな影響を与えており、様々な健康課題につながることから、運動、食事、休養及び睡眠を柱とする望ましい生活習慣の確立を図るとともに、健康づくりに関する情報の発信や相談体制の充実が必要です。
- こどもや子育て当事者の目線に立ち、誰もが安心して生活でき、子どもの遊び場や親同士や地域住民との交流機会を生み出す空間の創出など、子どもにやさしいまちづくりを進める必要があります。
- こども・若者が、社会や地域における課題に主体的、協働的に取り組み、解決策を生み、新たな価値を創出するとともに、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、挑戦する子どもの育成に向けて、興味・関心や知的探究心を一層高めるための取組みの充実が必要です。
- こどもや若者が多様性を自然に受け入れ、互いに尊重し合う風土の醸成や、多様性を尊重する教育や啓発活動の充実、すべての子どもが安心して自己を表現できる社会環境の実現が求められています。

取組みの方向

(1) 遊びや体験活動の推進

① 多様な体験・交流活動機会の提供

- 多様な他者との豊かな関わりを実現するため、学校・家庭・地域・民間団体等、様々な機関が連携し、遊びや体験活動の機会創出に努めます。
 - ◆ 五色台少年自然センターや屋島少年自然の家など県有施設を活用した体験活動の充実
 - ◆ 学校の余裕教室、公民館や児童館などを活用した、スポーツ活動や文化活動などの体験活動や、地域住民との交流活動
 - ◆ 介護などの体験活動、福祉ボランティア活動の促進
 - ◆ 子ども会やスポーツ少年団などの少年団体の自主的な活動における指導者研修等の支援
 - ◆ 環境教育や環境保全活動の機会の充実、みどりを守り育てる活動を実践する「緑の少年団」の活性化に向けた支援
 - ◆ 豊かな自然環境や農業・農村の持つ多面的機能に触れる農業及び農村体験学習の機会の充実

② こどもの読書活動の推進

- こどもの読書への関心を高め読書習慣を形成するために、家庭、地域、学校等が相互に連携・協力して、こどもの発達段階に応じた様々な分野の本との出会いや読書の機会の充実を図り、だれもが読書活動を楽しめるような環境の整備を進めます。
 - ◆ 保育所、幼稚園、認定こども園等における「親子読み聞かせ教室」開催等による保護者への啓発
 - ◆ 学校における一斉読書活動の推進
 - ◆ 推薦図書「香川の子どもたちに読んでほしい100冊」の改定とその活用
 - ◆ 地域のボランティア団体等と連携した読書活動の推進
 - ◆ 「子ども読書の日」(4月23日)と「こどもの読書週間(4月23日～5月12日)」のPR
 - ◆ 毎月23日を含む1週間に、合計60分以上を目標に読書活動に取り組む「23(にさん)が60(ろくまる)読書運動」の展開
 - ◆ ビブリオバトル等の優れた取組みの奨励

③ 文化芸術体験の推進

- 学校や地域における文化芸術活動を奨励し、優れた舞台芸術や美術に携わる方を招へいしたり、県立文化施設などにおけるこども向け事業を充実したりするなど、こどもたちが文化芸術にふれる機会の充実に努めます。
 - ◆ 学校における優れた舞台芸術体験や映画鑑賞の機会の提供
 - ◆ 地域における伝統文化をこどもたちに体験、習得させる取組みの実施
 - ◆瀬戸内国際芸術祭をはじめとする地域における文化芸術活動への参加、参画の促進
 - ◆ 県立ミュージアムなどにおけるこども向けワークショップの開催

④ さぬきこどもの国（大型児童館）の運営等による健全な遊びの充実

- 児童の健全育成の中核的役割を果たすさぬきこどもの国については、老朽化した施設・設備や屋外遊具等のリニューアルを行うとともに、利用者の利便性の向上と環境整備を図りながら、施設の持つ機能や人材を活用して、こどもに健全な遊びや創造的活動の場を提供します。
 - ◆ さぬきこどもの国（大型児童館）における、児童館職員に対する研修や移動児童館巡回事業の充実による、県内児童館・児童センターに対する支援機能の強化
 - ◆ 子育てセミナーの開催や相談事業の実施、子育てに関する情報提供など、子育て支援機能の充実

(2) 健やかな育ちを支える健康づくりの推進

① 親子の健康の増進と体力づくりの推進

- 乳幼児期からの望ましい生活習慣や食習慣を身につけるため、こどもと親に対する健康教育や健康づくりに関する情報提供などに努め、健康意識の普及啓発を図ります。また、「健やか香川21ヘルスプラン（第3次）」に基づき、各ライフステージに応じ、家族そろって健康の増進や体力づくりに取り組む活動の促進に努めます。
- 小児生活習慣病を予防するため、こどもの健康状態を把握し、こどもと保護者等に対して糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見・治療に関する意識向上を図るとともに、家庭や学校、市町等と

連携して望ましい生活習慣の確立に向けた取組みを実施します。

- 親子が気軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動の機会と場を提供することにより、運動や遊びの重要性に対する理解を深め、健康・体力づくりの推進に努めます。
 - 学校教育の中で、子どもの体力の向上を図るとともに、心や体の健康に関する正しい知識や実践的な能力を身につけさせるなど、健康教育の充実を図ります。
- ◆ 「早寝 早起き 朝ごはん」など、望ましい生活習慣の定着に向けた啓発活動の実施

② 食育の推進

- 生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むために、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健康管理と健康に配慮した食生活を自ら行うことができるよう、家庭や地域、学校、関係団体等と連携して、子どもの発育・発達段階に応じた食育を推進します。
 - 近年増加しているアレルギー疾患や生活習慣病、肥満などの子どもに対し、症状に合わせた適切な保健指導を行うとともに、予防を含めた健康づくりに役立つ食生活の普及定着や実践を目指して、親子で食について考えることのできる機会の提供に努めます。
 - 食生活改善推進員や地域の自主活動グループなどの地域における子どもの食に関わる人々や関係機関・団体が連携して、食育の実践活動を推進するとともに、家庭・学校・地域が協力して、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れや孤食などの問題、小児期からの肥満、やせなどの健康問題の改善に努めます。
 - 食育と職育体験を通じて、農畜水産物が生産現場から食卓に届けられる過程や、地域の食文化などを知ることにより、県内農畜水産業に関する理解を促進とともに、学校給食における県産農畜水産物の利用促進に取り組み、食と農のつながりを深めます。
- ◆ 保育所・幼稚園・学校等における栄養バランスのとれた食事の提供

③ 歯科保健対策の推進

- 家庭や地域における「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の普及啓発などにより、子どもや大人の歯と口の健康づくりに努めます。また、市町が取り組む1歳6か月児及び3歳児に対する歯科健康診査時に、むし歯予防や口腔の健全な発育・発達に関する保健指導の充実を図ります。
- むし歯予防対策として、適切な生活習慣及び食生活、発達の程度に応じたブラッシング方法等の知識の普及啓発に努めるとともに、幼児・児童等に対し、むし歯予防の効果があるフッ化物の応用（フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤等）の推進を図ります。

(3) こどもにやさしいまちづくり

① こどもや子育て家庭が安心して外出できるまちづくり

- 妊婦、子ども及び子ども連れをはじめ、誰もが安心して、積極的に外出できるまちづくりを推進します。
- ◆ 「香川県福祉のまちづくり条例」に基づく公共的施設や公共交通機関などのバリアフリー化や、「かがわ思いやり駐車場制度」の普及及び適正な駐車場利用の促進

- ◆ 駅、美術館、デパートや店舗など、公共性の高い施設への授乳室やこども用トイレなどの整備を促進する「かがわこどもの駅」の普及・啓発
- ◆ 「ヘルプマーク」の普及・啓発
- ◆ 熱中症予防の普及啓発及び注意喚起

② こどもが楽しく遊べる環境づくり

- 公園などの身近な遊び場、水や緑のあるうるおい空間の整備、豊かな自然環境など、子どもや子育て家庭が楽しく、安全・安心に利用できる環境づくりを推進します。
 - ◆ 街区公園、近隣公園、緑地など、緑のある都市公園の整備
 - ◆ 県立都市公園における老朽化した遊具の更新等
 - ◆ 公民館などの社会教育施設やスポーツ施設の活用促進
 - ◆ 県立自然公園や森林公園等の老朽化した施設の更新等や屋外遊具等の整備の充実、適正な維持管理
 - ◆ 河川や海岸などを活かした、多自然づくりや河原づくり、親水護岸、遊歩道ひろば等の整備や砂浜の復元など、うるおいとやすらぎのある水辺空間の創造
 - ◆ 豊かな自然環境の保全や、希少野生生物の保護・管理など生物の多様性の確保

(4) こども・若者が活躍できる機会づくり

① 挑戦することの育成

- 各教科や総合的な学習（探究）の時間を中心とした教科等横断的なSTEAM教育、県主催の課題解決型ワークショップの充実を図るとともに、地元自治体や大学、企業等と連携・協力し、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえながら、地域課題解決能力を育成します。
- 次代を担う科学技術人材育成のため、科学技術や理科、数学に関する興味・関心や知的探究心を一層高めるための取組みを推進します。
- 将来、国際舞台で活躍できる選手を育成するため、豊かなスポーツの素質を持つタレントを発掘・育成するとともに、中央スポーツ団体とも連携・協働し、日本を代表する選手へと育成・強化することができる環境の整備に努めます。
 - ◆ 教科等横断的な課題解決型学習の推進
 - ◆ 国際科学オリンピック大会等への参加など理数教育に関する特色のある取組みの推進
 - ◆ ジュニア期からの発掘・育成事業の推進

② 国際交流等の推進

- 国際化の進展に対応するため、地域を深く学ぶことを基礎として、語学力やコミュニケーション能力の養成とともに国際理解の一層の向上を図り、広い視野を持ち、異文化を理解、尊重する態度や異なる文化を持った人々とともに生きていく資質やグローバルな感覚と素養を持った地域人材の育成を図ります。
- 地域在住の外国にルーツのある人や外国語に堪能な人材を活用した学校独自の取組みを支援します。また、個人留学する生徒の増加を目指します。

- ◆ 国際交流部局と連携した国際交流員の派遣支援
- ◆ 総合的な学習の時間等を通じた、小・中学校における国際理解教育の推進
- ◆ 対面とオンラインを併用した、高校と海外の学校との交流の促進
- ◆ 留学フェアの開催など、留学サポート体制の構築
- ◆ 教育、文化、スポーツ等を通じた、青年の海外派遣や諸外国の青年の受け入れの実施

③ こども・若者の可能性を広げていくための男女共同参画の推進

- 各個人の個性と能力が十分に発揮され、多様な選択が可能となる男女共同参画社会の実現に向け、香川県男女共同参画センター（ふらっとぴあ香川）において、こどもや若者を対象とした啓発セミナー等を実施します。また、一人ひとりが豊かな人権感覚を持つとともに、人権の尊重や男女共同参画に関する理解と認識を深めることができるような指導や支援体制の充実を図ります。
- すべての教職員が人権尊重を基盤とした男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高め、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、児童生徒一人ひとりの個性と能力を尊重する教育を推進するための研修を充実します。
- ◆ 男女共同参画にかかる学習情報の提供

10 健やかな成育のための保健・医療体制の充実

現状と課題

- 安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに成長するためには、子どもの誕生前から、新生児期、乳児期、学童・青年期への切れ目ない保健医療の提供体制や相談体制等を整備していく必要があります。
- 子育てに対する不安感、負担感の軽減を図るためにも、小児医療の提供体制の充実を図ることが重要です。本県の人口10万人当たりの小児科医数は、全国平均を上回るもの、地域偏在が存在していることから、小児医療機能の集約化や連携を進め、限られた医療資源を効果的に活用し、小児患者の症状に応じた対応が可能な体制を整備していく必要があります。
- 慢性疾病や難病を抱え、治療が長期間にわたり、身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれているこども・若者やその家族を支援するための取組みが求められています。
- 不妊や予期せぬ妊娠、性感染症などを防ぐためにも、若いうちから、男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進していく必要があります。また、若い世代の健康づくりや不妊予防のためには、性や健康に関する相談先の充実など、相談できる環境づくりが求められています。

取組みの方向

(1) 小児医療体制の充実

① 小児救急医療体制の整備

- 急な病気などについて看護師等がアドバイスを行う小児救急電話相談（#8000）を実施し、患者とその家族の不安解消と救急医療機関の負担軽減に努めます。
- 市町が実施する夜間の小児救急医療体制の確保に係る事業を支援するほか、重篤な小児救急患者に対する医療を確保するため、小児救命救急センターの運営に対する支援を行うなど、小児救急医療体制の整備充実に努めます。

② 小児医療における医療・保健・福祉の連携

- 母子の健診や妊娠期から子育て期まで切れ目のない医療・保健・福祉支援体制を構築し、安心してこどもを産み育てることのできる環境整備を進めます。
 - 様々なこどもの心の問題や被虐待児の心のケア、発達障害等に対応するため、地域の医療機関や保健所、市町、教育機関等と連携した医療・保健・福祉による支援体制の強化を図ります。
 - 小児医療に係る様々な検討課題について、幅広い関係者が参画して協議する体制を整備するとともに、小児医療と保健・福祉との連携を図ります。
- ◆ 保健師、助産師、看護師、栄養士、保育士など人材の養成と質の向上に係る研修の実施

(2) 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

① 慢性疾患を抱える患者家庭への医療費助成

- 慢性疾患に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図り、家族の医療費の負担を軽減するため、治療にかかる医療費の助成を行います。

② 小児慢性特定疾病児童の自立促進

- 長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行い、必要な支援につなげていきます。また、成人後も必要な医療を切れ目なく提供できるよう、小児期と成人期の医療従事者間の連携を図ります。

◆ 小児慢性特定疾病児童等自立支援員の配置

(3) プレコンセプションケアの推進

① プレコンセプションケアの普及・啓発

- 若い世代にプレコンセプションケアの重要性を伝えるため、ホームページ等により必要な情報や取組みを周知するなど、プレコンセプションケアの普及・啓発を進めます。

◆ 相談窓口を記載したリーフレットの配布

② 性と健康に関する相談支援の推進

- こども・若者のライフステージに応じ、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、自ら適切に健康管理ができるよう、性や健康支援に関する専門的知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育の充実に努めます。

- 予期せぬ妊娠や死産・流産、性感染症等を含めた性と健康に関する悩みについて、保健・医療・教育等の関係機関が連携して、相談支援の充実を図ります。

◆ 支援者向けの研修会の実施

II こどもの情報モラル教育の充実とネット・ゲーム依存対策の推進

現状と課題

- スマートフォンやタブレット等の普及により、こどものインターネット利用が低年齢化し、SNS や動画サイト等を通じて有害情報やトラブル、犯罪被害に巻き込まれるリスクが高まっています。加害・被害の両面で、こども自身がトラブルの主体となるケースが多くみられます。
- こどもが自ら危険を回避し、正しく情報を活用する力が十分に身についていない現状を踏まえ、インターネットの適切な利用に関する啓発や情報モラル教育の推進が課題となっています。
- こどもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存について、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や相談支援、医療提供体制の充実など、総合的な対策を推進する必要があります。

取組みの方向

(1) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- こどもがインターネットを安全・安心に利用できるよう、「香川県青少年保護育成条例」に基づくフィルタリングの設定など、警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、情報モラルに関する指導や啓発活動に取り組みます。
- 情報社会の急速な進展を踏まえ、SNS 利用に伴うトラブルやリスク（いじめや犯罪被害等）からこどもを守るとともに、こども自身が主体的に情報やサービスを選択し、危険を回避できる力を身につけるため、学校や地域、家庭が連携し、年齢や発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。
 - ◆ 情報モラルに関する教員の指導力向上のための研修の実施
- SNS に起因する子どもの性被害を防止するため、子どもの性被害につながるおそれのある書き込み等をサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組みを推進します。

(2) ネット・ゲーム依存対策の推進

① 未然防止のための正しい知識の普及啓発

- こどもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存については、市町、学校、保護者などと協力し、社会全体で対策に取り組む必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐため、正しい知識の普及啓発を図ります。
- こどもやその保護者に対して、ネット・ゲームの適正な利用や、家庭でのルールづくりなどの啓発活動を行うとともに、教員等の指導力の向上に取り組みます。
 - ◆ 講演会やイベント、出前講座の実施
 - ◆ 啓発リーフレットの配布

② 相談支援体制の整備

- 精神保健福祉センター・保健所・県教育センターにおいて相談支援を行い、子どもや家族を支援する体制の整備を図ります。
- 医療・保健・福祉等の関係者、教員等を研修会に派遣し、ネット・ゲーム依存に関する相談に適切に対応するための人材育成に取り組みます。

③ 医療提供体制の充実と回復に向けた取組み

- ネット・ゲーム依存を治療できる医療提供体制の整備を促進するとともに、適切な医療を提供できる人材の養成を図ります。
- 早期発見・早期治療のため、県内の医療従事者を対象としたネット・ゲーム依存に関する研修や連絡会を実施し、精神科と他の診療科との連携体制を構築します。
- ネット・ゲームとの付き合い方を見直したい子どもを対象に、一定期間ネットから離れた環境で野外活動や心理プログラムを実施し、各々の生活習慣を見直す取組みを行います。

◆ オフラインキャンプの実施

12 こどもの安全を確保するための活動の推進

現状と課題

- こどもが心身に深い傷を残す性犯罪等の被害からこどもを守るため、地域と連携して、安全で安心できる環境を整える必要があります。
- 県内の交通事故の状況は、交通事故発生件数、負傷者数、死者数ともに減少傾向にあるものの、依然として多くの尊い命が交通事故によって失われており、予断を許さない状況が続いています。交通事故の起きにくい交通環境の整備や交通安全対策を社会全体で進めていくことはもちろんのこと、こどもの交通安全意識を高めていく必要があります。
- 勢力の強い台風や局地的な集中豪雨、地震等、災害の発生が増加しており、こどもの安全確保が課題となっていることから、こどもの安全を確保し、すべてのこどもが安心して学校に通うことができる環境を整える必要があります。
- こどもの非行防止を推進するため、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークの充実が求められています。

取組みの方向

(1) 犯罪被害や性犯罪・性暴力からこどもを守る環境整備

- 見守り活動等を行う地域住民や学校関係者、防犯ボランティアの活動支援により、地域で連携した防犯活動に取り組むほか、防犯カメラ等の設置の促進や、防犯灯、防犯ベル等の防犯環境設計に準じた道路、駐車場、公園等の普及促進を行うなど、こども・若者が性犯罪や誘拐、声かけ事案等の犯罪被害に遭いにくい環境整備に努めます。
- 少年サポートセンターを中心とした被害児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等を強化するとともに、児童相談所等関係機関の相談窓口との連携強化を図ります。さらに、香川県学校・警察相互連絡制度の充実を図り、学校との連携によるきめ細かな支援に努めます。
- こども・若者の性犯罪・性暴力被害者に対し、性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、相談、カウンセリング、医療などの総合的な支援を行います。養成講座による相談員の確保や国のコールセンターを活用した時間外の緊急対応、医療機関や警察、弁護士などとの連携強化など、こどもや保護者が気軽に相談できる環境を整え、早期発見・早期対応につなげます。
- 児童買春・児童ポルノ等の児童の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りを推進します。
 - ◆ スマートフォン・SNS、性犯罪・性暴力をはじめとする問題行動の防止に関する周知や家庭での指導・監督の喚起
 - ◆ 「闇バイト」の危険性を周知し、加担することを防ぐ啓発活動の実施
 - ◆ 全県立高校（全日制、定時制、通信制）へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
 - ◆ 「生命（いのち）の安全教育」の取組みの推進

(2) 事故や災害から子どもを守る環境整備

- 県民総ぐるみによる交通事故のない安全で快適な交通社会の実現に向けた取組みを推進します。
- 交通安全教育にあたる指導者の育成を図るとともに、地域の実情に応じて、関係機関・団体と連携し、交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。
- 「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、ヘルメット着用の促進や、万一に備えるため自転車損害賠償保険等への加入などに関する広報啓発活動を推進します。
- シートベルトの全席着用とチャイルドシートの適切な使用の徹底に向け、関係機関・団体と連携した広報啓発に取り組みます。
- こどもや子育て家庭が安心して外出できる道路空間を確保するため、安全な自転車歩行者道、電線類の地中化、道路照明灯の設置など、道路環境の整備を図ります。また、「ゾーン30プラス」の整備のほか、通学路の危険個所を改善する交通安全総点検の実施など、関係機関と連携し、より効果的な交通安全対策を講じていきます。
- 災害発生時において、こどもたち一人ひとりが発達の段階に応じて、状況を的確に判断し、児童・生徒が自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育の推進を図ります。
- こどもの死亡原因について、複数の機関や専門家が様々な情報を基に検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすための必要な対策を講じることができるように、チャイルド・デス・レビュー(CDR)の体制整備を図ります。

(3) 非行防止と自立支援

- 地域における非行防止活動の中核機関である少年育成センターや、学校、警察、児童相談所、保護司、民生委員・児童委員等を含めた関係機関が連携し、地域全体で非行防止活動及び環境浄化活動の推進に努めます。
- 悩みや問題を抱える少年や保護者等に対してカウンセリングを実施し、カウンセリング結果に基づいて継続的に助言や指導を行うほか、体験活動の実施により、再非行及び非行防止のための少年に手を差し伸べる立ち直り支援に努めます。
- すべての公立小・中・高校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者に対して相談支援体制の充実を図ります。
 - ◆ 「夏の青少年被害・非行防止県民運動」の展開
 - ◆ 毎月25日の「県下一斉の街頭補導強化日」の実施
 - ◆ 中学生自らが非行防止のメッセージを発信する「かがわマナーアップリーダーズ活動」の支援
 - ◆ 警察本部、教育委員会、知事部局等で構成する「児童生徒健全育成等連絡協議会」や「香川県学校・警察相互連絡制度」の活用
 - ◆ 学校等での非行防止教室の開催

(4) 有害環境対策の推進

- 「香川県青少年保護育成条例」に基づき、青少年の健全育成に有害となる興行や広告物、図書等

の販売、営業等を規制するとともに、青少年の深夜外出の制限などの周知を行い、青少年を取り巻く環境整備に努めます。

- 飲酒、喫煙の問題は、法律で禁止されている 20 歳未満の者のみならず、20歳以上の者にとっても心身の健康に与える影響が大きいため、その危険性に関する正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、こどもへの飲酒、喫煙防止教育の充実に努めます。
- ◆ 酒類販売管理者に対する 20 歳未満の者への酒類販売防止講話の実施
- 大麻、危険ドラッグなどの薬物禍からこどもを守るため、麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員による地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を強化するとともに、学校薬剤師会や警察などと連携して、薬物や医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）の危険性についての正しい知識の普及啓発に努めます。
- 香川県交通安全県民会議「暴走族対策部会」を中心に、関係機関・団体と連携し、暴走行為をさせない環境づくりと暴走族を許さない世論づくりの促進を図ります。

（5） こどもの健全育成に向けた地域づくりの推進

- 「青少年は、地域社会から育む」という視点に立ち、学校、警察、少年育成センター等の関係機関、地域住民、民間ボランティアなどで構成する地域ネットワークの推進に努めます。
- 少年警察ボランティア等の活動の活性化を図り、地域における少年の社会参加活動、居場所づくりの活動を支援していきます。
- ◆ 地域におけるこども・若者の健全育成指導者や青少年団体指導者に対する研修の充実
- ◆ 「みんなで子どもを育てる県民運動」の展開

I3 こども・若者が自分らしく意見を表明できる社会の実現

現状と課題

- すべてのこども・若者の健やかに育つ権利が保障されることを社会全体で共有し、幸福な生活を送ることができる社会づくりが求められています。
- こども基本法においては、「すべてのこどもは年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」が基本理念とされており、こどもの意見に耳を傾けること、また、こどもが自らを表現しやすい環境を整えることが重要です。
- また、「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること」も基本理念とされており、こどもの健やかな成長と将来の自立に向けた最善の利益を考えるために、こどもの意見を尊重することが重要です。
- ただし、これは、心身ともに未熟なこどもの言うことを保護者や大人がすべて受け入れ、実現することが求められているのではなく、保護者や大人の側が賛同できない場合、時にはこどものために毅然とした助言や指導も行いながら、健やかな成長を促すことが求められていることにも留意が必要です。
- このため、大人もこどもも、ともに正しく、こどもの権利について、理解し合うことが必要です。

取組みの方向

(1) こども・若者の権利に関する普及啓発

- 大人もこどもも、こどもの権利について正しく理解し合い、ともに学びながら、社会全体でこどもの権利を共有していくように、理解の促進に努めます。
- こども基本法の趣旨を踏まえ、すべてのこどもが差別や権利侵害を受けることがないようこどもの最善の利益の優先に努めるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されるよう、啓発活動を推進します。
- 児童養護施設や里親家庭等、代替養育を必要とするすべてのこどもが安心して意見表明できる関係性の構築や環境整備を推進します。
- こどもの意見の表明や社会参画の推進を図るため、こども施策について、こどもの理解が深められるよう、こどもの視点に立ったわかりやすい情報の提供に努めます。

II 困難に直面することへのサポート

子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、児童虐待をはじめ、子どもの貧困、いじめ・不登校、孤独・孤立など、様々な形態で表出されます。困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行うとともに、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的なアプローチが求められています。

また、こうした困難な状況にある子ども・若者や家庭は、自ら声をあげにくい傾向が見られることから、「声なき声」も拾い漏らすことなく、一人ひとりに寄り添った支援が必要です。

一方、様々な課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーションであることが多いため、生きづらさや子育てのしにくさは、どのような子ども・若者や子育て当事者でも、多かれ少なかれ感じているものです。これらの個別の課題や支援ニーズへの対応は、すべての子ども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要です。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

- 1 子どもの貧困の解消
- 2 障害のある子ども、医療的ケアが必要な子どもの支援
- 3 児童虐待の防止と社会的養育の推進
- 4 いじめや不登校に対する取組み
- 5 悩みや不安を抱える子ども・若者等を支える取組み

I こどもの貧困の解消

現状と課題

- こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利や利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。
- 貧困やその連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされたり、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

取組みの方向

(1) 教育の支援

- すべての子どもが家庭の状況に関わらず学ぶ機会を得られるよう、幼児教育・保育の無償化や学校を拠点とした地域連携、進学や修学継続支援、教育費負担の軽減に取り組み、就学支援の充実に努めます。
- 生活困窮世帯等の子どもには学習支援や進路選択等の支援により、教育格差の解消を目指します。

(2) 生活の安定に資するための支援

- 貧困の状態にある子ども・若者、子育て世帯や厳しい経済状況にあるひとり親家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援体制の充実や住居の確保など、生活面の課題の解決に向けた支援を行い、多方面から生活の安定を図ります。
- 生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立に向けた支援を行います。
- 子どもが地域において孤立することなく、安全に安心して生活できるよう、子ども食堂など、子どもを見守り支える取組みの周知や、利用促進に努めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 保護者の安定的な経済基盤を確保するため、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を行います。
 - ◆ 仕事と家庭の両立が可能な働き方を実現するための環境整備の充実
- 保護者の就労安定は家庭の経済基盤に直結するため、就業相談や講習会、就業情報提供を一貫して行う等、ハローワーク等と連携して効果的な支援を推進します。
 - ◆ 民間との連携等による職業訓練の実施
- ひとり親家庭の親の職業的自立に向け、福祉事務所の母子・父子自立支援プログラム策定員が、生活状況、修業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定して自立・就業支援を行います。

(4) 経済的支援

- 生活困窮世帯の経済的自立を支援するため、教育費の負担軽減やひとり親家庭の養育費の確保など、経済的負担を軽減するとともに、医療費の助成などの経済的支援を行います。
- ひとり親家庭の親の自立や子どもの健やかな育成を支援するため、児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などに関する周知を行い、利用を促進します。

(5) 関係機関の連携による民間団体の活動支援と支援体制の強化

- 困難を抱える子どもやその家族を見守り、寄り添う場づくりに取り組む団体や、地域のつながりをつくり、地域における子どもの居場所となる子ども食堂などが、安定した運営を行えるよう、市町や関係機関と連携し、活動を支援します。
 - ◆ こども食堂等と支援に関心のある個人や企業・団体等を結びつけるマッチングの推進と地域ネットワークの強化
 - ◆ 市町や関係機関との連携によるこども食堂等の立上げ支援の充実
 - ◆ フードドライブ活動の推進及び支援の充実
- 子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進し、より効果的な支援を行うため、行政、学校、相談・支援機関及び地域がそれぞれの役割を担いながら、相互理解と連携意識を深め、協力して支援を実施できる支援体制の強化に努めます。
 - ◆ 地域ネットワークの強化を図るための研修等の実施
 - ◆ 相談職員の資質向上などによる支援体制の強化
 - ◆ 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備の推進

2 障害のあるこども、医療的ケアが必要な子どもの支援

現状と課題

- 障害のあるこどもが、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための仕組みづくりや、多様な障害に対応した支援が必要です。
- 小・中学校や高校の通常の学級に在籍し、障害による特別な支援を必要とする児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒が増加する中、インクルーシブ教育システムの理念のもと、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導や支援を行うためには、通常の学級を含め多様な学びの場における学習環境の整備や教育内容の充実、教職員の専門性の向上が必要です。
- 人工呼吸器を装着している障害児など、日常生活を営むために医療を要する状態にあるこども、いわゆる「医療的ケア児」やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援が受けられるよう支援体制の構築に取り組むことが必要です。

取組みの方向

(1) 地域の療育支援体制の整備・充実

- 障害のあるこどもが十分な教育や療育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備の充実を図るとともに、能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加できるよう、一人ひとりの障害特性等に応じた教育や療育を行います。
- 特別児童扶養手当制度や、障害児福祉手当制度の周知を図るとともに育成医療の給付及び補装具、日常生活用具の給付事業を行い、障害のあるこどもの福祉向上を図ります。
- 障害児に対する療育支援を行う児童発達支援や放課後児童デイサービス、居宅訪問型サービスの充実など、身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。
- 在宅の障害等のあるこどもの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を受けることができるよう、社会福祉法人等に委託して、訪問や来所による各種の相談・指導を行います。
- 障害のあるこどもやその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害に関する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ◆ 講演会の開催や世界自閉症啓発デー等、普及啓発に向けた取組みの推進

(2) 発達障害児への支援

- 自閉症、注意欠陥多動性障害(ADHD)、学習障害(LD)等の発達障害について、各学校や幼稚園等の管理職をはじめ、すべての教員の理解促進を図るとともに、特別支援教育コーディネーターに対する専門的な研修の充実を図るなど、教員の資質向上に努めます。
- 発達障害者支援センターにおいて、発達障害児に対する相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、地域支援マネジャー及び地域支援体制マネジメントチームと協力し、関係機関に対するコンサルテーションや困難事例への対応についてのバックアップなどの支援を行い、地域における支援

体制の強化を図ります。

- 個別支援計画の作成の促進や、関係機関の連携等による一貫した支援を行うための適切な助言を行うことにより、支援体制の充実に努めます。
 - ◆ 発達障害児支援を行う人材を育成するための研修会の実施
 - ◆ ペアレントメンターの養成・派遣

(3) 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

- 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、インクルーシブ教育システムの理念のもと、こどもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。
- 障害により教育上特別の支援を必要とする子どもが障害のない子どもと可能な限り共に学ぶことができるよう配慮した上で、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において、一人ひとりに応じた指導、支援や乳幼児期から社会参加に至るまでの切れ目のない支援体制の一層の充実と教職員の専門性の向上に努めます。
- 障害の重度・重複化や教育の内容、方法の変化に対応した施設、設備の整備など、教育環境の整備、充実に努めます。
- 特別支援教育の充実を図るための私立学校における取組みを支援します。
 - ◆ 通常の学級における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用の推進
 - ◆ 教員育成指標と関連づけた特別支援教育に関する研修の実施及び免許法認定講習の充実
 - ◆ 地域の特別支援教育の拠点である特別支援学校の専門性を活かした教育相談及び研修の充実
 - ◆ 特別支援学級と通常の学級、特別支援学校と居住地校などとの「交流及び共同学習」の普及と充実
 - ◆ 特別支援学校の教室不足の解消、香川県立学校施設長寿命化計画に基づく施設設備の改修

(4) 専門的支援が必要な障害者への支援

- 医療技術の進歩を背景として、日常的に、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児等が適切な支援が受けられ、地域で安心して暮らし続けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、支援体制の構築に努めます。
- 医療的ケア児等やその家族等が、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等を担う人材の確保と資質の向上、医療的ケア児等の支援に関する普及啓発に努めます。
- 重度心身障害者等医療費支給制度により、心身に障害のある子どもの健康の増進を支援し、経済的負担の軽減を図ります。
- 強度行動障害を有する子どもへの適切な対応を行うため、特別支援教育を中心とした教育関係者に強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践）の受講を促し、対応方法や予防的視点等を学べる機会を提供します。
 - ◆ 医療的ケア児等コーディネーターの養成
 - ◆ 学校における医療的ケア看護職員の計画的配置及び研修の充実

3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

現状と課題

- 社会的養育を必要とすることもが年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重されるとともに、最善の利益の実現を図られることが求められています。
- 児童相談所における児童虐待対応件数は高い水準で推移し、依然として深刻な状況であり、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。児童虐待から子どもを守るために、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援、さらには再発防止の取組み等を推進する必要があります。
- 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、市町における家庭支援事業等を活用し、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係の再構築に向けた支援の充実を図る必要があります。
- 代替養育を必要とする子どもについては、家庭と同様の環境で養育を受けることができるよう、里親等への委託を推進するとともに、里親委託等が困難な課題等がある子どもについても、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、児童養護施設等の小規模化や地域分散化などに取り組む必要があります。

取組みの方向

(1) 子どもの権利擁護の推進

- 県内すべての児童福祉施設への訪問アドボカシー事業の実施を目指すとともに、里親委託されている子どもの意見表明等支援についても取り組む必要があることから、アドボケイトの確保や専門性の向上を図ります。
- 里親等委託や施設入所の措置等の際の意見聴取等措置を適切に実施するため、児童相談所の新任職員等に対する研修の実施を通じて、職員の意見聴取等措置に関する理解度の向上等に努めます。
- 代替養育を必要とするすべての子どもが安心して意見表明できる関係性の構築や環境整備を進められるよう取組みを進めるとともに、当事者である子ども自身に周知できるよう努めます。
 - ◆ 親子のための相談LINE(SNS)・メール・手紙・電話等による児童相談所等への相談
 - ◆ 施設等における第三者委員の活用や、意見箱の設置
 - ◆ 定期的なアドボケイトの訪問
- こどもから措置や処遇に係る意見等の申立てがあった場合には児童福祉審議会児童相談部会に意見を申し立てができる仕組みを適切に運用します。

(2) 児童虐待対策の推進

- ① 未然防止のための相談支援体制の充実
- すべての妊産婦、こどもや子育て世帯に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う市町のこども家庭センターの設置や機能の充実を促進するため、こども家庭センターの統括支援員の確保・育成に向けた実践的研修を実施します。

- 地域における支援体制を構築するため、市町のこども家庭センターをはじめ、学校、警察、医療機関、民生委員や児童委員などの関係機関等と児童相談所との連携強化に取り組むとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の職員の専門性向上のための研修や、情報提供、技術的助言等を行い、市町への支援に努めます。
- 児童相談所において、健康診査や家庭訪問等を行う市町の母子保健担当部署や医療機関との情報連携を密に行い、悩みを抱える保護者等への早期対応を図るとともに、市町と連携し、家庭支援事業等を活用した支援を行います。
- 若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦等に対し、妊娠初期から把握し、一人ひとりのニーズに応じた相談支援ができるよう努めます。
 - ◆ 「妊娠出産サポート」や「かがわ妊娠SOS」などの効果的な周知

② 児童虐待の早期発見・早期対応

- 児童虐待の早期発見・早期対応や、虐待を受けた子どもの安全確保など、児童相談所が担うべき業務を円滑に遂行できるよう、職員の適正な配置、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応を行うための体制強化、児童虐待等の発生状況や傾向を踏まえた実践的な演習等による対応力の向上に努めます。
 - ◆ 児童福祉司、児童心理司、医師及び保健師の計画的かつ適正な配置
 - ◆ 弁護士の配置や警察官との連携による法的対応力の向上や困難事案への対応力強化
- 介入的なかかわりを要するなど対応が困難なケースには、児童相談所が主体的に関与することを前提として、ケースに関する市町との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めます。
- 市町をはじめ、学校、警察、医療機関、児童福祉施設、保健所その他の関係機関との連携強化を推進します。また、連携の要となる市町の要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を支援します。
- 児童相談所と女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターとの情報共有と連携強化を進め、児童虐待とDVの双方を有する事案への対応力の向上を図ります。
- 特定妊婦等に対する相談支援、生活支援、自立支援等を充実させるため、市町や関係施設とともに、妊産婦等生活援助事業の実施に向けて検討を行います。

③ 適切な保護や再発防止

- 一時保護を必要とする子どもの状況に応じて、児童相談所の一時保護施設のほか、児童養護施設や里親等への委託一時保護を活用するなど、子どものケアニーズに応じた受け皿の確保を図るとともに、一時保護専用施設の設置を促進します。
- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準等を踏まえ、一時保護施設の職員配置基準や環境整備等を進めるとともに、一時保護された子どもが適切に教育を受けられるよう、安全確保が困難である場合等を除き、学校等への通園・通学に必要な支援を行うほか、通学等ができない場合にも、個々の学力等に応じた学習支援を行います。
 - ◆ 保健師、心理担当職員等の適正な配置
- 児童虐待の再発防止のため、児童相談所において、児童虐待を行った保護者等に対する家族再統合プログラムを実施します。死亡事例など、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合は、当該事例について検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、死亡事例等の再発防止のための措置を講じるとともに、市町が行う検証を支援します。

(3) パーマネンシー保障の理念に基づく養育の推進

- 代替養育が必要なこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、様々なケースマネジメントを実施するための専門チームや係の配置など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断や支援を着実に行うための体制構築を検討します。
- 親子関係再構築に向けて、支援を要する家庭に対して、市町の家庭支援事業を活用した予防的支援や、児童相談所からの市町への指導措置委託等の実施により、児童相談所と市町との連携強化を図り、支援に取り組みます。
- 特別養子縁組制度の認知度向上やさらなる理解促進を図るため、こども家庭センター・医療機関等との連携を通じた、情報発信や相談体制の充実に努めます。

(4) 家庭と同様の環境における養育の推進

- 里親登録数の増加に向けて、市町と連携し、各地域において子育て短期支援事業や、週末里親、委託一時保護の受入れが可能な里親など、多様な里親の確保に努めるとともに、効果的な啓発や情報発信を検討し、実施します。
- ◆ SNS や広報誌を活用した里親制度そのものの周知や、啓発活動の実施と併せ、民間との協働による効果的なリクルート活動の検討
- 里親委託にあたって、こどものニーズや里親家庭の状況などを勘案し、委託先となる里親の検討を十分に行った上で、丁寧なマッチングを行います。
- 里親のリクルート、里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、里親委託中の里親への支援、委託解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築し、里親等委託を着実に推進するため、里親支援センターの早期の設置を目指して検討を行います。
- 里親等への委託が困難なこどもや様々なケアニーズを有するこどもの受入れに当たり、「できる限り良好な家庭的環境」において養育を行えるよう、児童養護施設や乳児院における小規模かつ地域分散化の一層の推進を図ります。
- 被虐待による愛着形成の課題や、障害、発達特性など、様々なケアニーズを有するこどもへの適切な支援が行えるよう、各施設における専門職の配置を促進するとともに、職員の専門性向上を図るための研修等を実施します。

(5) 代替養育を受けているこどもの自立支援

- 里親や児童養護施設等への措置中から、こどもや里親、施設職員、実親等本人の家族などと将来の目標を念頭に置いた話し合いを重ね、自立支援の方向性を検討し、自立支援計画に基づき支援を行います。
- 代替養育を受けていたこどもが、これまでの生活環境や人間関係を変えずに、継続した支援を受けられるよう、相談体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、居住費や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行う児童自立生活援助事業の活用促進などに取り組みます。

(6) ヤングケアラーへの支援

- オンラインなどの若者がアクセスしやすい方法も取り入れ、個々の若者の相談に応じる窓口やピアサポートの充実に努めるとともに、市町と連携し、精神的なケアなどの専門的な相談支援の実施体制の整備に取り組みます。
 - ◆ ヤングケアラー等が悩みや経験を共有できるオンラインサロンの設置・運営
 - ◆ こども食堂等と連携したヤングケアラー支援等に関するオフラインサロンの実施
- 市町と連携し、ヤングケアラーの実態把握に努めるほか、ヤングケアラー本人が担っているケアを、介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、外国語通訳の派遣等の活用による外部サービスで代替していくよう、各支援機関・部署と連携し、周知を図ります。
- ヤングケアラーに関わる各支援機関・部署の職員を対象に、有識者等による講演やヤングケアラーの事例検討等の研修会を実施します。

4 いじめや不登校に対する取組み

現状と課題

- いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があります。県では、積極的ないじめ認知に基づく対応件数の増加など、問題行動の対応に一定の効果がみられますが、問題行動の多様化・深刻化は全国と同様な傾向にあり、引き続き、専門家や関係機関、家庭や地域と連携しながら、未然防止と早期発見、早期対応に取り組む必要があります。
- 不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にある中、県内でも全国と同様に増加傾向が続いています。不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があります。また、不登校は、その要因や背景が多様化・複雑化しており、学校だけでは対応が困難な場合も生じています。不登校児童生徒に寄り添い、児童生徒の社会的自立につなげていくためには、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となって取り組んでいくことが不可欠です。

取組みの方向

(1) いじめの未然防止

- いじめ等の生徒指導上の問題行動の現象面だけを切り取らず、これらの背景を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて多面的・共感的・総合的に理解し、丁寧な把握に努めることにより、生徒指導の基盤となる児童生徒理解の深化を図り、教員と児童生徒との信頼関係を築くよう努めます。
- 児童生徒が、自己の生き方に向き合い、変化に対応しながら、主体的に自己の判断、責任において、自らの行動を決定していく能力の育成に努めます。
- いじめなどの問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応のため、定期的なアンケート調査を行い、児童生徒が悩みを抱え込まず、気軽に相談できるような環境づくりに努めるなど、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や連携を推進します。

(2) 不登校の子どもの支援

- 不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、適切な支援や働きかけを行うことが必要であり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメントを踏まえ、多面的・客観的・総合的に理解し、不登校の要因や背景の把握に努めることにより、児童生徒理解の深化を図り、児童生徒との信頼関係を築くよう努めます。
- 不登校は子どもだけの問題ではなく、保護者も大きな不安を抱えており、不登校の子どもと保護者の孤立を防止するため、地域の支援団体等の情報を伝えるとともに、それら団体と連携し、多様な体験・交流活動を通じた子どもの成長する機会の確保、保護者に対する相談支援の充実を図ります。

(3) 高校中退の予防、中退後の支援

- 高校中退に対応するため、高校進学時の望ましい学校選択につながる情報提供、中学校と連携した進路指導やガイダンス機能の充実を図るとともに、入学後の学校生活への適応指導などに努めます。また、高校中退の原因の一つとして不登校などの学校不適応が考えられることから、スクールカウンセラー等と連携して、きめ細かな教育相談体制の充実を図ります。
 - ◆ 学校間、校種間の効果的な連携の推進
 - ◆ 心理や福祉等の専門家による教育相談活動
 - ◆ 教育センターなど学校外における相談体制の充実
 - ◆ 「チーム学校」連絡協議会等におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の研修
 - ◆ 適応指導教室やフリースクール、関係機関等との不登校児童生徒支援ネットワークづくりの推進
 - ◆ 中学生への県内の高等学校の案内冊子「香川の高等学校」の配付やオープンスクールの開催による高校進学時における望ましい学校選択につながる情報の提供

5 悩みや不安を抱えるこども・若者等を支える取組み

現状と課題

- 地域や家庭など生活における支え合い機能の低下により、人と人とのつながりが希薄化する中、孤独・孤立の問題が深刻化し、複雑化・複合化した課題に対応するため、多種多様な支援が求められています。
- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。自殺対策は「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として取り組むことが必要です。特に社会・生活環境の変化の影響を受けやすいこども・若者に対して、安心して悩みを打ち明けられる相談しやすい環境づくりが求められています。
- こども・若者が抱える悩みや困難は、経済的・心理的・社会的な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、家庭や学校、地域の関係機関や支援者が十分に連携して対応する必要があり、個々の状況に応じた切れ目のない支援体制の構築が求められています。
- 外国にルーツのあるこども・若者等は近年増加傾向にあり、日本語指導が必要な外国にルーツのあるこども・若者等が円滑に生活全般や学習活動が行うことができるよう、支援体制の整備が必要です。

取組みの方向

(1) こども・若者の自殺対策

- 危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう、また、身近にいるかもしれない自殺を考えているこどものサインに早く気づき、専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、普及啓発や広報活動に取り組みます。
 - ◆ 香川県自殺対策連絡協議会の開催
 - ◆ 自殺予防週間、自殺対策強化月間における広報・啓発活動の実施
- 様々なリスクを抱えるこどもが信頼できる人や支援機関につながることができるよう、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、地域の関係機関との連携や人材育成を推進します。
 - ◆ 精神保健福祉センター・保健所での相談支援体制の整備
 - ◆ SNS等を活用した相談体制の整備
 - ◆ 「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする電話相談窓口や、メール等を活用した相談窓口の積極的な周知
 - ◆ かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施
 - ◆ 悩んでいる人に寄り添い支援につなげるゲートキーパーの養成
- 各学校の実情を踏まえつつ、授業の一環として、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)を推進し、こどもが悩みや危機を感じたときに相談できる力を育成します。
 - ◆ 「SOSの出し方に関する教育」に関する教職員の研修の充実
 - ◆ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを対象とした研修会の実施

(2) つながりをもちにくい子ども・若者への支援

- 困難な状況にある子ども・若者が、孤独・孤立に陥らないようにするため、適切な相談窓口へアクセスでき、安心して相談や支援が受けられるよう、支援関係者間で相互の情報共有を行うとともに相談や支援の連携促進に努めます。
- ひきこもり地域支援センターにおいて、市町や関係機関と連携し、ひきこもり状態にある本人や家族への相談・居場所づくり・訪問支援を行います。
- ひきこもり状態にある子ども・若者が自分に合った居場所を選択でき、支援者やひきこもりセンターとつながれるよう支援します。
- 複合的、複雑な困難を有することも・若者支援のため、香川県子ども・若者支援地域協議会を構成する教育、福祉、保健、雇用等の各分野の支援機関が連携して、総合的な支援を行います。
- 地域若者サポートステーションにおいて、個々の状況に応じた個別セミナーやジョブトレーニング等の就労支援メニューを提供し、若者等への就労支援に取り組みます。
 - ◆ 民生委員・児童委員などによる声かけ、見守り活動の充実
 - ◆ 地域若者サポートステーションにおける就労支援
 - ◆ 多様な関係者による「水平的」な官民の連携・協働を促進
 - ◆ 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備の推進

(3) 外国にルーツのある子ども・若者等への支援

- 外国にルーツのある児童生徒が安心して日本で学校生活が送れるよう、個別の支援を必要とする児童生徒の日本語学習や教科学習、学校生活の支援の充実に努めます。
- 外国にルーツのある地域住民が子育てや子どもの教育を含む、生活全般に関する相談が気軽にできる相談窓口を設けます。
 - ◆ 日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒のための支援員の派遣
 - ◆ 県国際交流協会における外国にルーツのある子どもを対象とした日本語教室の開催
 - ◆ 外国人に関する相談をワンストップで受け付ける窓口の設置

III 子育て当事者を社会みんなでサポート

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人などから、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、ゆとりと愛情を持ってこどもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、地域・社会全体で支えていくことが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

様々な不安や悩みを抱える子育て当事者をサポートできるよう、以下の施策に取り組みます。

1 子育て世帯の経済的負担の軽減

2 地域における子育て支援

3 共働き・共育ての推進

4 ひとり親家庭への支援

I 子育て世帯の経済的負担の軽減

現状と課題

- 子育てに関する不安や負担が最も大きいものとして、「子育てにお金がかかる」といった経済的負担感を挙げる声が多くなっています。児童手当など経済支援や、幼児教育・保育の保育料無償化、高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目ない負担軽減を着実に実施していく必要があります。
- すべてのこどもたちが、生まれ育った環境によって、将来的な夢や希望を諦めることなく成長できるよう、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。

取組みの方向

(1) 子育てや教育に対する経済支援

- 次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までの子どもを養育している方に、児童手当制度による支援をします。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、市町と連携して、医療費の自己負担部分を子ども医療費助成事業や未熟児養育医療給付費事業等により支援します。
- すべての子どもの質の高い幼児教育・保育を受ける機会の確保や子育て世帯の負担軽減を図るため、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化します。
- 多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、保育所等入所児童のうち、第3子以降の就学前児に対する保育料等を減免します。
- 保護者等が所得等の要件を満たす世帯の高校生等に対して、高等学校等就学支援金を支給し、授業料負担の軽減を図ります。
- 特別支援学校に就学する障害のある幼児・児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を支給します。
- 私立学校経常費補助や授業料軽減補助などの助成を通じて、私立学校に通う幼児・生徒の保護者の負担軽減などを図ります。
- 教育機会均等に資するとともに、有為な人材の育成を図るため、経済的理由により修学することが困難な高校生や大学生等に対する奨学金制度の充実を図ります。
- 産婦が安心して必要な健康管理や育児サポート等を受けることができるよう、産後ケア事業に係る経済的負担の軽減など、市町や実施施設と連携して産後ケア事業の提供体制の充実を図ります。
- 県立高校などの普通教室、特別教室の冷暖房に係る経費を公費負担とするとともに、第3子以降の給食費の無償化に取り組む市町などの学校の設置者を支援することで、教育費の負担軽減を図ります。
- 子育てや教育にかかる様々な経済的な支援の充実を図ります。
 - ◆ 住宅支援 (ZEH 新築や断熱改修の補助における子育て世帯加算)
 - ◆ 勤労者福祉資金融資制度における教育資金などの支援資金の充実

(2) 一人ひとりに寄り添うきめ細かな経済支援

- 経済的理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品、学校給食や医療などの費用について、市町が援助し、国がその経費の一部を補助する要保護児童生徒援助費補助制度の活用の促進に努めます。
- ひとり親家庭の親の自立と子どもの健やかな育成を支援するため、児童扶養手当制度や母子福祉資金等貸付制度の周知を行い、利用を促進します。
- 障害等のある子どもなどが必要なサービスを受ける場合の支援や医療費に対する助成などにより、障害等のある子どもを持つ家庭の負担軽減を図ります。
- 慢性疾患に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図り、家族の医療費の負担を軽減するため、治療にかかる医療費の助成を行います。
- 小児慢性特定疾病に対する医療などの給付について制度の周知を図るとともに、入院治療の必要な未熟児に対する養育医療や身体に障害のある児童に対する育成医療、子ども医療など、成育医療に対する市町の公費負担制度についての情報提供に努めます。

2 地域における子育て支援

現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、保護者が子育てに対する不安や悩み、孤立感を感じており、妊娠・出産、子育てに関する不安や悩みを軽減するための切れ目ない支援が求められています。地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する必要があります。
- 家庭教育は、心身の健康を育み、基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につける上で重要な役割を担っており、まさに教育の原点であり、教育の出発点です。近年、家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や悩み、孤立感を感じる保護者だけでなく、こどもを放任する保護者も増加しており、学校や地域が連携・協力しながら親子の育ちを支援する必要があります。
- 地域社会、企業などの様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て当事者を応援し、地域全体でこどもを育てるといった機運を醸成する必要があります。

取組みの方向

(1) 地域における子育て支援の推進

- 各市町が地域の実情に応じて、創意工夫を凝らして計画的に取り組む「地域子ども・子育て支援事業」において、多様な支援サービスが提供できるよう、各市町の取組みを支援します。
 - ◆ 利用者支援事業
子育てについての相談や情報提供を行うほか、教育・保育施設を必要な支援を選択して利用することができるよう支援を行います。
 - ◆ 地域子育て支援拠点事業
子育て家庭等が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供その他の援助を行います。
 - ◆ 一時預かり事業
保護者のパートタイム就労や冠婚葬祭、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かること等の対応ができるよう支援を行います。
 - ◆ ファミリー・サポート・センター事業
乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
 - ◆ 病児・病後児保育事業
こどもが病気の際に自宅で保育が困難な場合に、保育所等において一時的に保育と看護を行う病児・病後児保育事業を促進します。

- 子育て家庭等が気軽に訪れることができる「かがわ子育てステーション」を県内に広め、子育てが孤立しない香川を目指します。
- 妊産婦やこども・子育て世帯からの相談を受けた際に、こども家庭センター等との連携を図りつつ、必要な支援につなげることができるように、市町が実施する地域子育て支援拠点や保育所等で行う地域子育て相談機関の設置を推進します。
- 地域子ども・子育て支援事業に従事する者や、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に従事する者の資質向上及び人材確保に資するよう、子育て支援員研修の実施体制の充実を図るとともに、国への要望等を通じて、子育て支援員の待遇改善に努めます。

(2) 家庭教育支援の推進

- 保護者が、子どもの発達段階に応じたかわりができるよう、様々な機会を通じて、家庭教育の啓発や学習機会の提供に努めます。
- 地域の実情に合わせ、学校、家庭、地域が連携・協働して子どもの育ちを支えるために、福祉関係機関との連携体制の構築を図るとともに、地元の企業と連携し、企業を通して家庭教育の大切さを啓発します。
- 保護者が集まる行事等に参加できず、悩みを共有できる相手がない、困ったときに頼る相手がないなど、様々な状況にある子育て中の保護者を支援するため、教育センターにおける電話相談や面接相談など、きめ細やかな相談体制の充実を図るとともに、各種相談機関との連携に努めます。
 - ◆ 「家庭教育啓発月間」を中心とした啓発活動の実施
 - ◆ 幼稚園や小学校等と連携した保護者への学習機会の提供や啓発訪問の実施
 - ◆ 家庭教育支援チームの利用促進
 - ◆ 「香川県家庭教育サポート企業」等と連携した保護者への啓発活動

(3) 地域全体で子どもを育てる機運の醸成

- 行政、関係団体、NPO法人等による地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、地域全体、社会全体で子育て支援に取り組めるよう推進します。
- 社会全体で子育て家庭を応援するため、行政、家庭、学校、地域、企業、NPO 法人、関係団体が参加した、かがわ子育て支援県民会議による「かがわ育児の日」の取組みの普及をはじめとした、官民一体となった子育て支援を推進します。
- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を地域ぐるみの自主的・自発的な運動として定着させるため、市町民会議と校区会議の連携を図るとともに、普及啓発の取組みを一層推進します。
- 地域住民や PTA、NPO 法人、大学など様々な団体の参画を得て、こどもたちを対象とする体験活動や保護者を巻き込んだ活動、地域住民との交流活動など、地域の教育力を生かしながら、こどもを育む機運の醸成を図ります。
 - ◆ 協賛する店舗や施設等から優待サービスを受けられる「みんなトクだね応援団」や多子世帯向けの「さんさんパスポート」の取組みの推進
 - ◆ 子育て支援に積極的に取り組んでいる団体等の「みんな子育て応援団大賞」の顕彰
 - ◆ 「みんなで子どもを育てる県民運動」推進大会の開催や、「みんなで子どもを育てる日」の推進
 - ◆ 校区における推進リーダーの養成を図るための研修の実施

3 共働き・共育ての推進

現状と課題

- 県内企業の育児休業制度の女性の利用率は9割を超えており、男性の利用率は1割を下回っており、出産・育児を理由に離職を余儀なくされる女性は依然として多い状況です。
- 就労の継続を希望しているにもかかわらず、仕事と子育ての両立が困難であるという理由で、出産を機に退職する女性が少なからずいます。また、子育て期の父親の家事・育児時間は伸びてきているものの、依然として少ない状況です。
- 夫婦がお互いに協力しながら子育てできるよう、企業を含む地域社会全体で応援する社会をつくるために共働き・共育ての推進が求められています。特に、男性の育児休業の利用が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組み、それぞれの家庭の事情やニーズに応じ、男性の家事・育児に参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていくことが必要です。

取組みの方向

(1) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

① 育児休業を取得しやすい環境の整備

- 当事者や経営者・管理職を含めた職場の意識改革を促すとともに、男性の育児休業の取得促進に取り組む企業を支援することで、男性が育児休業を取得し、育児に参加できる環境の整備に努めます。
- 多様な働き方と子育ての両立支援を促すため、育児休業制度等の各種制度の周知啓発を図るとともに、企業に対する意識啓発や自主的な取組みの促進を図ります。
 - ◆ 育児休業制度や、育児中の時間外労働の制限や深夜業の免除などについての周知啓発
 - ◆ 育児休業給付金等の経済的な支援制度や、育児休業を取得した労働者が円滑に職場復帰できるよう取り組む事業所に対する支援制度の周知啓発

② 働きながら子育てをしやすい環境の整備

- 自らの意思により、妊娠、出産、子育て期を経ても働き続けることを望む女性が、その個性と能力を十分に發揮し、活躍することができるよう、職業能力の開発や雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- それぞれの事情に応じて、男女ともに働きながら、子育てが可能となるよう、育児休業等を取得しやすい雇用環境の整備を促進します。
- 労働基準法や男女雇用機会均等法による妊娠中や出産後の母性保護規定等の周知を図り、母性保護や母性健康管理の適切な実施等に努めます。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が従業員数100人を超える企業には義務付けられている中、策定が努力義務とされている従業員数100人以下の中小企業に

対して、計画の策定を働きかけることにより、労働者が働きやすい雇用環境の整備を行う事業主の取組みを促進します。

- 働きやすい職場環境づくりに関する認証制度等の取組みの推進により、働きながら子育てをしやすい職場環境づくりに向けた機運を醸成します。
 - ◆ 「子育て行動計画策定企業」としての認証
 - ◆ 「かがわ働き方改革推進宣言」や「かがわ女性キラサポ宣言」を宣言する企業の広報
 - ◆ 男性の育児休業取得促進に関する優れた取組みを行う企業の表彰

(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- 働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革」の推進に向けた普及啓発に努め、県民の意識の向上に努めます。
- 仕事と育児・介護を両立するための制度の一層の定着促進を図るとともに、労働時間の短縮等の就業条件の整備など、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する企業を支援します。
- 出産や育児などを理由に退職した者の再就職を支援します。

4 ひとり親家庭への支援

現状と課題

- ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っており、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えている場合があるとともに、時間的な制約もあることから必要な支援につながりにくい傾向があります。
- ひとり親家庭が抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要があります。その際には、NPO法人等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、ひとり親家庭等の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要です。

取組みの方向

(1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

① ひとり親家庭への経済的支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当に関し、周知するとともに、給付を行います。
- ひとり親家庭の親の自立や子どもの健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関し、周知するとともに、貸付けを行います。
- ひとり親家庭の親と子ども、父母のいない子どもに対し、健康の保持及び福祉の向上を支援するため、県と市町が連携して、医療費の負担軽減を図ります。

② ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

- 生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、家庭生活や子どもの養育などに関する問題を解決し、自立が図られるよう支援を行います。
- ひとり親家庭の親等が住宅を補修等する場合や転居する場合に必要となる資金の貸付けを行います。
- 住宅に困窮しているひとり親家庭等が、県営住宅へ優先的に入居できるよう配慮します。
- NPO法人と連携し、子育てや家計管理等、生活向上に資する講習会を開催します。

③ ひとり親家庭の就労支援

- ひとり親家庭の親の職業的自立に向け、福祉事務所の母子・父子自立支援プログラム策定員が、生活状況、修業への取組み、職業能力開発や資格取得への取組みなど、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定して自立・就業支援を行います。
- 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等事業の周知を図り、積極的な職業能力開発の取組みを支援します。
- ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援員による就労相談・生活支援活動の充実を図るとともに、研修会を通して母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。

④ ひとり親家庭の子どもの学習支援

- ひとり親家庭の子どもが基本的な学習習慣や生活習慣を身につけることができるよう、市町と連携して学習支援等を行います。

(2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

- 福祉事務所において、ひとり親家庭の子育てや生活に関する相談支援体制の充実を図ります。
- NPO法人と連携し、ひとり親家庭の親が、曜日等にかかわらず気軽に生活一般に関する悩みを相談でき、必要な支援につながることができるように、SNSも活用した相談支援を行うとともに、ひとり親家庭同士が悩み等を共有できる交流の場を提供します。
- ひとり親家庭が必要な支援情報を適時に受けられ、支援につながることができるように、NPO法人と連携してSNSを活用したプッシュ型の情報発信を行います。

(3) 親子交流の推進と養育費に関する取決めの促進

- こどもと、離婚等により別居しているその父母との交流について、父母間の合意がある場合には、子どもの意見や意向を尊重しながら、安全・安心な交流を実施できるよう、NPO法人と連携して支援します。
- 養育費や親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説した国のパンフレットなどを活用し、離婚時に子どもの養育に関する取決めがなされるよう、周知を図ります。

第5 教育・保育の量の見込みと確保方策等

- I 教育・保育の量の見込みと確保方策**
- II 地域子ども・子育て支援事業の提供体制**

I 教育・保育の量の見込みと確保方策

I 区域の設定

- 「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域（以下、「県設定区域」という。）を設定し、県設定区域ごとに、教育・保育施設の認可・認定に当たり、需給調整を行うこととなっています。

県では、市町が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接市町間等における広域利用等の実態を踏まえ、県設定区域を以下のとおり定めます。

なお、県設定区域は、教育・保育及び市町が実施する地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域となっています。

認定区分	内 容	利用できる施設等	県設定区域
1号認定（※1）	満3歳以上の就学前のこども (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園	全県1区域
2号認定（※2）	満3歳以上で保育を必要とする 就学前のこども	保育所、 認定こども園	
3号認定（※3）	満3歳未満で保育を必要とする 就学前のこども	保育所、認定こども園、 特定地域型保育事業	市町ごと17区域

（※1）子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前こどもに該当することも

（※2）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前こどもに該当することも

（※3）法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当することも

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期

- 県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み（需要）、提供体制の確保の内容及びその実施時期（供給）については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

【参考】

用 語	内 容
量の見込み	就学前のこどものうち、教育・保育を必要とする利用定員総数（需要）
確保の内容	教育・保育施設等の利用定員総数（供給）
特定教育・保育施設	市町から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された保育所、幼稚園、認定こども園
特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園
保育機能施設	地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設
特定子ども・子育て支援施設等	市町から「施設等利用給付」（公費）の対象となると確認された施設及び事業

【香川県内全域】

	令和7年度						令和8年度					
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	4,151	1,835	13,110	1,842	3,891	4,401	3,971	1,770	12,539	1,829	3,961	4,238
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	10,419	14,380	2,423	3,970	4,514	10,183	14,285	2,429	3,982	4,491	
	特定地域型保育事業		1	180	200	211		1	180	200	211	
	確認を受けない幼稚園	1,600					1,600					
	保育機能施設		166	32	79	86		166	32	79	86	
	特定子ども・子育て支援施設等	1,433	42	129	141	154	1,389	42	130	141	154	
	計	13,452	14,589	2,764	4,390	4,965	13,172	14,494	2,771	4,402	4,942	
確保状況(②-①)		7,466	1,479	922	499	564	7,431	1,955	942	441	704	

	令和9年度						令和10年度					
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	3,776	1,702	12,020	1,835	3,908	4,330	3,641	1,644	11,585	1,804	3,818	4,237
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	9,822	14,324	2,424	3,981	4,501	9,811	14,281	2,424	3,978	4,498	
	特定地域型保育事業		1	174	194	204		1	174	194	204	
	確認を受けない幼稚園	1,600					1,600					
	保育機能施設		164	32	79	86		164	32	79	86	
	特定子ども・子育て支援施設等	1,390	42	131	141	154	1,398	42	132	141	155	
	計	12,812	14,531	2,761	4,395	4,945	12,809	14,488	2,762	4,392	4,942	
確保状況(②-①)		7,334	2,511	926	487	615	7,524	2,903	958	574	705	

	令和11年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		
		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	3,586	1,610	11,424	1,791	3,756	4,148
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	9,811	14,277	2,422	3,976	4,495
	特定地域型保育事業		1	174	194	204
	確認を受けない幼稚園	1,600				
	保育機能施設		164	32	79	86
	特定子ども・子育て支援施設等	1,398	42	133	141	154
	計	12,809	14,484	2,761	4,390	4,939
確保状況(②-①)		7,613	3,060	970	634	791

※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強いもの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- ・2号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、預かり保育をあわせて利用する「特定子ども・子育て支援施設等」で、量の確保を行う場合もあります。

3 県の認可・認定に係る需給調整の考え方

(1) 基本的な考え方

- 県は、認可・認定の申請をした保育所・認定こども園に適格性があり、かつ認可基準を満たす場合は、認可・認定します。

ただし、県設定区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数（当該年度及び翌年度に係るものをいう。）に既に達しているか、または当該施設の設置によってこれを超えることになると認めるときは、原則、需給調整を行います。

需要（量の見込み） > 供給（利用定員の総数） ⇒ 原則認可・認定

（適格性・認可基準を満たす場合）

需要（量の見込み） < 供給（利用定員の総数） ⇒ 認可・認定を行わないことができる

（需給調整）

(2) 保育所、幼稚園が認定こども園に移行する場合における需給調整

- 認可・認定については、上記「基本的な考え方」が原則です。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用ができ、地域の子育て支援を担う施設であることから、市町計画で定めた認定こども園に係る基本的考え方や当該施設の意向を尊重し、個別に判断します。

(3) 本計画に含まれない教育・保育施設の認可・認定の申請に関する需給調整

- 上記「基本的な考え方」にかかわらず、本計画に基づき教育・保育施設または地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備施設等の認可・認定が行われる前に、本計画に含まれない教育・保育施設から認可・認定の申請があったときは、県は、地域の実情や教育・保育施設の意向を踏まえ個別に判断し、需給調整を行う場合があります。

4 教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園に関する基本的な考え方

- 認定こども園は、保育所及び幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。少子化が進行する地域では、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあります。集団保育を維持するとともに、質の高い教育・保育を実施するために、これら地域の実情を踏まえながら、保育所、幼稚園から認定こども園への移行や認可申請手続きの相談に対し、必要な支援を行います。

【認定こども園の設置計画数】

	令和7年度	令和11年度
県全域	116か所設置	120か所設置

(2) 保育所、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援

- 施設から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、市町計画で定めた認定こども園に係る基本的考え方や当該施設の意向を尊重し支援します。また、保育所はもとより幼稚園における保育ニーズの高まりを踏まえ、幼稚園から認定こども園への移行を支援します。
- 施設に対する認可・認定や指導監督、財政措置等については、施設の形態（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に応じて権限等を行使する者が異なっている場合であることから、関係部局間の適切な連携により、十分な情報提供等を行うことで、施設の負担軽減を図ります。
- 関係機関と連携し、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修や、保育士が幼稚園教諭の研修へ参加するなどの相互の受け入れを図り、教育・保育を一体的に提供する施設で従事する職員の育成を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の公示状況や監査状況等について、県と市町と情報共有等の連携を図ります。

6 子ども・子育てを担う人材の確保及び資質の向上

- 教育・保育等の量の見込みに対する提供体制を確保し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援を提供できるよう、教育・保育等を担う人材の確保と資質の向上を推進していきます。
- 保育士等が正確な知識と豊かな経験を積み重ね継続して育成されるよう、保育士等の所得向上や産休代替職員確保のための補助など待遇改善とともに、離職防止を図るため、働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できる職場環境の実現を図り、就労継続に努めます。
幼稚園教諭等については、多様な保育内容に対する補助などを通じて、働きやすい職場環境の実現を図ります。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等が保護者の多様なニーズに的確に対応し、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた質の高い教育・保育を提供するためには、従事者の量の確保だけではなく、その専門性や経験がきわめて重要で、質の高い従事者が育成される必要があります。このため、かがわ児童青少年局や専門家、関係団体等が連携・協力して、保育士、幼稚園教諭、保育教諭を対象とした体系的な研修を計画的に実施し、保育所、幼稚園、認定こども園におけるOJTを支援するなど研修体制の充実に努めるほか、指導監査や指導保育士等による指導・助言などを通じて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質の向上を図ります。

- 保育教諭については、認定こども園法附則第 5 条において、施行の日から起算して 15 年間は、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状のいずれかを有する場合は保育教諭となることができることとされていることから、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状の片方のみを有する者へ併有の機会が確保されるよう、インターネットなどを活用して、併有に関する特例措置の情報提供に努めます。

7 教育・保育情報の公表

- 保育所、幼稚園、認定こども園、また地域型保育事業を利用するに当たり、保護者が当該施設・事業を選択しやすくなるよう、教育・保育情報として施設等から報告された以下の内容を公表します。
 - ・施設等の法人に関する事項（法人の名称、所在地、代表者の氏名など）
 - ・施設等に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者の氏名など）
 - ・従業者に関する事項（職種別の従業者数、勤務形態、経験年数など）
 - ・教育・保育等の内容に関する事項（開所時間、利用定員、設備など）
 - ・利用料等に関する事項
 - ・その他知事が必要と認める事項

8 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（1）量の見込みと提供体制の確保

- すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の量の見込み、提供体制の確保については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	量の見込み (延べ人数)	68	1,130	1,190	1,489	1,439
	確保方策 (延べ人数)	49	1,161	1,186	1,485	1,460
1 歳児	量の見込み (延べ人数)	58	840	888	1,152	1,139
	確保方策 (延べ人数)	46	899	900	1,237	1,236
2 歳児	量の見込み (延べ人数)	53	558	616	821	809
	確保方策 (延べ人数)	50	652	652	1,374	1,374

(2) 教育・保育等の一体的提供

- 乳児等通園支援事業の利用終了後の満3歳児について、幼稚園における満3歳児クラスの活用等を促進することで、受け入れ枠の確保や情報共有体制の整備を図るなど、乳児等通園支援事業から教育・保育施設への円滑な移行の支援に努めます。

(3) 従事者の確保及び資質の向上

- 乳児等通園支援事業の従事者の確保及び資質の向上を図るため、保育士、保育補助者の人材確保対策を進めるとともに、県が実施する子育て支援員研修をはじめとする研修体制の充実に努めます。

II 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

- 地域子ども・子育て支援事業の提供体制については以下のとおりです。

ア 利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園等の施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う利用者支援事業については、現在、全市町が実施しています（47か所）。拠点設置の促進及び支援体制の強化により利用者の利便性向上に努めます。

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業については、現在、全市町が実施しています（103か所）。拠点設置の促進及び支援体制の強化により利用者の利便性向上に努めます。

ウ 妊産婦健康診査

妊娠健康診査は、妊娠の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するものであり、全市町が実施しています。妊娠健康診査の受診率の向上、未受診者の把握とその対応に努めます。

産婦健康診査は、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、①健康状態・育児環境の把握、②体重・血圧測定、③尿検査、④エジンバラ産後うつ病質問票による面接を実施するものであり、全市町が実施しています。産婦健康診査の受診率の向上、産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等との連携に努めます。

エ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業であり、現在、全市町が実施しています。実施体制の整備・委託先の確保などの広域支援や妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築・連携に努めます。

オ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業については、現在、全市町が実施しています。訪問従事者の質の向上に努めます。

カ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業については、現在、全市町が実施しており、当該家庭の適切な養育の実施の確保に努めています。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に向け、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員である関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを促進します。

キ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、14市町からの委託を受けて、現在、8か所の児童養護施設等で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

ク 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する子育て世帯訪問支援事業については、現在8市町で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

ケ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業については、現在1市で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

コ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する親子関係形成支援事業については、現在、2市で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

サ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において

相互に援助する活動を支援するファミリー・サポート・センター事業については、現在、11市町で実施しています。育児の相互援助活動の活性化とともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭の支援など多様なニーズへの対応について、実施市町を支援します。

シ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となるこどもに対応する一時預かり事業については、現在、全市町が実施しています（229か所）。実施箇所数の確保に努めます。

ス 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する延長保育事業については、現在、15市町で実施しています（187か所）。実施箇所数の確保に努めます。

セ 病児・病後児保育事業

病気や病後のこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育と看護を行う病児・病後児保育事業については、現在、10市町で実施しています（23か所）。実施箇所数の確保に努めます。

ソ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブについては、現在、15市町で実施しています（339支援単位）。開設時間の延長や障害児の受入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。

タ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等において実費徴収ができることとされている副食費の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。市町の実施状況に応じて支援を行います。

チ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。市町の実施状況に応じて支援を行います。

第6 計画の推進に向けて

- I こども・若者の意見聴取の取組み
- II 計画の進捗状況の点検・評価
- III 目標指標（目指したい姿を示す指標）
- IV 検証指標（実態の変化を注視しつつ、
施策の検証につなげる指標）

I こども・若者の意見聴取の取組み

こども基本法の6つの基本理念を踏まえ、同法第11条には、「こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、本県においても、こどもや若者が自らの意見をもち、それを表明することができ、また、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、継続的に取組みを推進していきます。

1 こども等の意見を表明する機会の確保

対面またはオンラインでの意見交換、アンケート、施設等に出向く意見聴取などの手法を組み合わせながら、こどもや若者に、公平で多様な意見表明の機会をつくります。

また、香川県こども・子育て支援会議の委員等にこどもや若者を登用し、こどもや若者の意見も踏まえて、施策検討や事業を評価します。

さらに、困難な状況にあって声を聽かれにくいこどもや若者が、自由に自らの意見を表明できるよう、支援者と連携するほか、こどもや若者の状況や環境に配慮して、安全・安心に意見を言える場をつくります。

2 こども等の意見を踏まえた対応

こどもや若者から聴いた意見については、関係部署等に共有して、施策への反映が可能かどうか検討し、こどもや若者に反映結果をわかりやすくフィードバックします。

II 計画の進捗状況の点検・評価

計画に基づき施策を推進するに当たっては、「目標指標（目指したい姿を示す指標）」と「検証指標（実態の変化を注視しつつ、施策の検証につなげる指標）」の2つの指標を活用し、達成状況の把握や検証を行います。

「目標指標（目指したい姿を示す指標）」は、本計画の基本理念及び出生数反転の達成を現す4つの指標とし、その現状と目指したい姿の差を、いわゆるバックキャスト方式で分析し、解決すべき課題の明確化、課題解決のための措置を検討します。

そのため、「検証指標（実態の変化を注視しつつ、施策の検証につなげる指標）」として、「目標指標（目指したい姿を現す指標）」に関連があると考える県や国の統計データ等の指標を抽出し、これらの数字の変化や動向を継続的に追跡・把握することにより、施策の実効性等の検証を行います。

これら2つの指標の状況等については、毎年度実施する「子ども・子育て支援会議」において報告するとともに、その結果に応じて、各種施策の具体的な内容や方法を柔軟に見直します。

III 目標指標（目指したい姿を示す指標）

目標項目	計画策定時	目標（目指したい姿）
「今の自分のことを大事に思える」と思う こども・若者の割合	調査中	100%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	調査中	100%
「自分の話を聞いてくれる大人がいる」と思うこども・若者の割合	調査中	100%
出生数 (出典:厚生労働省「人口動態統計」)	5,059人 (R6年)	減少傾向からの反転 ※減少ペースを鈍化させ、令和12年度までのできる限り早いうちに反転を目指す

IV 検証指標（実態の変化を注視しつつ、施策の検証につなげる指標）

項目	現状	出典
妊婦健康診査受診率	82.7% (R5 年度)	厚生労働省 「地域保健・健康推進事業報告」
乳幼児訪問指導率	91.8% (R5 年度)	厚生労働省 「地域保健・健康推進事業報告」
妊娠 11 週以内での妊娠の届け出率	93.5% (R5 年度)	厚生労働省 「地域保健・健康推進事業報告」
かがわ子育てステーション登録数	241 施設 (R7 年 10 月末)	香川県子ども政策課 調べ
保育所等利用待機児童数	1 人 (R7 年 4 月 1 日)	香川県子ども政策課 調べ
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に回答する児童生徒の割合	85.6% 小学校(香川) 84.2% 中学校(香川) (R7 年)	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」
「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答する児童生徒の割合	85.0% 小学校(香川) 82.6% 中学校(香川) (R7 年)	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」
放課後児童クラブ待機児童数	190 人 (R6 年)	香川県子ども政策課 調べ
こども食堂の数(子どもの未来応援ネットワークに登録のあるもの)	93 か所 (R6 年度)	香川県子ども政策課 調べ
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に回答する児童生徒の割合	80.9% 小学校(香川) 74.3% 中学校(香川) (R7 年)	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」
香川県の高校卒業生の自県大学進学率	17.7% (R6 年)	「学校基本統計」
香川県の県内大学卒業生の県内就職率	41.0% (R6 年)	香川県地域活力推進課調べ
香川県の若年層(※)の正規雇用率 ● ※30 歳未満	80.24% 男性 72.43% 女性 (R4 年)	総務省 「就業構造基本調査」

項目	現状	出典
「これまでの生活の中で、自然の中で遊ぶことや自然観察をすることがありましたか」に肯定的に回答する児童生徒の割合	79.5% 小学校(香川) 76.1% 中学校(香川) (R7年)	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」
「読書は好きですか」に肯定的に回答する児童生徒の割合	69.4% 小学校(香川) 60.1% 中学校(香川) (R7年)	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」
児童生徒の1週間の総運動時間	483分 小学5年男子 304分 小学5年女子 745分 中学2年男子 718分 中学2年女子 (R6年度)	文部科学省 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
性と健康の相談センター事業の相談件数	1,040件 (R6年度)	香川県子ども家庭課 調べ
「あなたがスマートフォンやゲーム機などを利用することについて、家で決めていること(ルール)を守っていますか」に「守っている」と回答した児童生徒の割合	51.8% 小学生(4~6年) 59.7% 中学生 73.8% 高校生 (R6年度)	香川県教育委員会 「スマートフォン等の利用に関する調査について」
SNSに起因する事犯の被害児童数 ★	21人 (R6年)	警察庁 「少年非行及び子供の性被害の状況」
刑法犯少年比率	10.89% (R6年)	警察庁 「犯罪統計」
「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」に肯定的に回答する児童生徒の割合	77.6% 小学校(香川) 78.2% 中学校(香川) (R7年)	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」
「将来の夢や目標を持っていますか」に肯定的に回答する児童生徒の割合	84.9% 小学校(香川) 64.9% 中学校(香川) (R7年)	文部科学省 「全国学力・学習状況調査」
子どもの貧困率 ● ★	11.5% (R3年)	厚生労働省 「国民生活基礎調査」
特別支援学級数と児童生徒数	833学級 3,563人 (R7年)	香川県特別支援教育 課調べ

項目	現状	出典
通級指導教室設置学校数及び児童生徒数	52校 716人 (R7年)	香川県特別支援教育 課調べ
生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率	90.6% (R5年)	厚生労働省 「就労支援等状況調査」
児童相談所における児童虐待相談対応件数	1,316件 (R6年度)	香川県子ども女性相談 センター調べ
里親委託率 (①就学前まで) (②学童期以降)	22.9% (①37.9%) (②15.7%) (R6年度)	香川県子ども女性相談 センター調べ
「家族のお世話をしていることで、学校を休んだり、勉強や遊びに時間がとれないほど、困っていることがありますか」に当てはまると思う人の割合	7.8% 小学校5年生 5.2% 中学校2年生 (R6年)	香川県教育委員会 「香川県学習状況調査」
いじめの認知件数 (小・中・高等学校及び特別支援学校)	3,201件 小学校 1,742件 中学校 105件 高等学校 55件 特別支援学校 (R6年)	文部科学省 「児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査」
不登校児童生徒数(小・中・高等学校)	858人 小学校 1,395人 中学校 524人 高等学校 (R6年)	文部科学省 「児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査」
高等学校中退率	1.2% (R6年)	文部科学省 「児童生徒の問題行動・ 不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査」
30歳未満の自殺者数	15人 (R6年)	厚生労働省 「人口動態統計」
合計特殊出生率	1.36 (R6年)	厚生労働省 「人口動態統計」
出産順位別に見た出生数	第1子 2,253人 第2子 1,871人 第3子以上 935人 (R6年)	厚生労働省 「人口動態統計」

項目	現状	出典
婚姻数	3,327 件 (R6 年)	厚生労働省 「人口動態統計」
50 歳時未婚率 ● ★	24.96% 男性 15.55% 女性 (R2 年)	国立社会保障・人口 問題研究所 「人口統計資料集」
人口の社会増減	122 人 (R6 年)	香川県統計調査課 「香川県人口移動調 査報告」
若年女性人口 ●	170,314 人 (R2年)	総務省 「国勢調査」
夫婦の平均理想こども数 ● ★	2.25 人 (R3 年)	国立社会保障・人口 問題研究所 「出生動向基本調査」
夫婦の平均予定こども数 ● ★	2.01 人 (R3 年)	国立社会保障・人口 問題研究所 「出生動向基本調査」
未婚者の平均希望こども数 ● ★	1.90 人 (R3 年)	国立社会保障・人口 問題研究所 「出生動向基本調査」
地域子育て支援拠点事業利用組数	165,434 組 (R6 年度)	香川県子ども政策課 調べ
病児・病後児保育事業利用者数	13,075 人 (R6 年度)	香川県子ども政策課 調べ
男性の育児休業取得率 ●	19.7% (R4 年)	総務省 「就業構造基本調査」
ひとり親の相談件数	2,695 件 (R6 年度)	香川県子ども家庭課 調べ

●:国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」など、数年に一度の調査により把握する項目

★:全国値のみで都道府県別データのない項目